

# 第8期

## 津山市高齢者保健福祉計画

### ・介護保険事業計画

【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

令和3年3月



津山市



## はじめに



本市の65歳以上の高齢者人口は、平成12年度の介護保険制度創設当時から大幅に増加しており、令和7年までは上昇傾向で推移することが見込まれています。また、高齢化率は、平成12年の21.4%から令和3年では30.8%に上昇しており、まさに超高齢社会を迎えております。

令和7年には、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる方の全てが75歳以上となり、今後10年間は後期高齢者人口の増加に加え、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加などが見込まれています。

今後は、高齢者の方が住み慣れた地域の中で健やかな生活を継続できるよう、地域共生社会の実現を目指して、保健・医療・福祉などの関係機関が連携し、住民の皆様と協力しながら、様々な高齢者福祉施策や介護保険事業を着実に推進していかねばなりません。

このたび策定しました「第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「日常生活支援」が包括的に確保される津山らしい「地域包括ケアシステム」構築の方向性や指針を示しています。

今後は、本計画に沿い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、それぞれの状況に応じて自立した日常生活を営むことができるよう着実に取組を進めてまいりますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、策定にあたり、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に、心より御礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和3年3月

津山市長 谷口 圭三

## 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
5 計画の構成.....	2
6 計画の進行管理・評価.....	3
7 高齢者の状態像.....	3
8 日常生活圏域の設定.....	3
第2章 現状と課題.....	5
1 高齢者等の現状.....	5
2 高齢者の生活及び介護者の状況.....	16
3 地域包括ケアシステムの現状と評価.....	22
4 健康づくりの現状と評価.....	27
5 地域支援事業の現状と評価.....	29
6 高齢者福祉サービスの現状と評価.....	34
7 介護保険サービスの現状と評価.....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	46
1 第8期計画策定のポイント.....	46
2 基本理念.....	47
3 基本目標.....	48
4 施策の体系.....	50
第4章 計画の取組.....	51
1 地域包括ケアシステムの構築.....	51
2 健康づくりの推進.....	60
3 地域支援事業の推進.....	62
4 高齢者福祉サービスの充実.....	69
5 介護保険サービスの充実.....	71
第5章 計画の推進に向けて.....	75
1 目標の設定と評価.....	75
第6章 介護保険サービスの見込み.....	76
1 高齢者数・認定者数の見込み.....	76
2 介護保険事業費の見込み.....	77
3 第1号被保険者の保険料について.....	81
資料編.....	83

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市においての高齢者人口は、増加傾向にあり、全ての圏域で高齢化が進んでいます。加えて、令和7（2025）年には団塊の世代のすべてが75歳以上となることから、後期高齢者の割合もさらに増加していくと見込まれます。このため、今後の介護保険サービスへの需要は引き続き一定程度見込まれるものと予測され、長期的な視点も必要となっています。

このような状況の中、本市においては、市と地域包括支援センターが中心となり、介護予防への取組と介護保険サービスの提供体制の確保を両立させてきました。それらの取組の指針となる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、計画的な事業実施に努めてきました。

しかし、我が国全体における国難といえる新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式を踏まえた暮らし方が求められ、地域の在り方及び支援の在り方を考え直すことが必要となっています。

「第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」といいます。）は、これらの状況を踏まえて、本市における次の3年間の高齢者福祉・介護保険事業の在り方を示すために策定するものです。

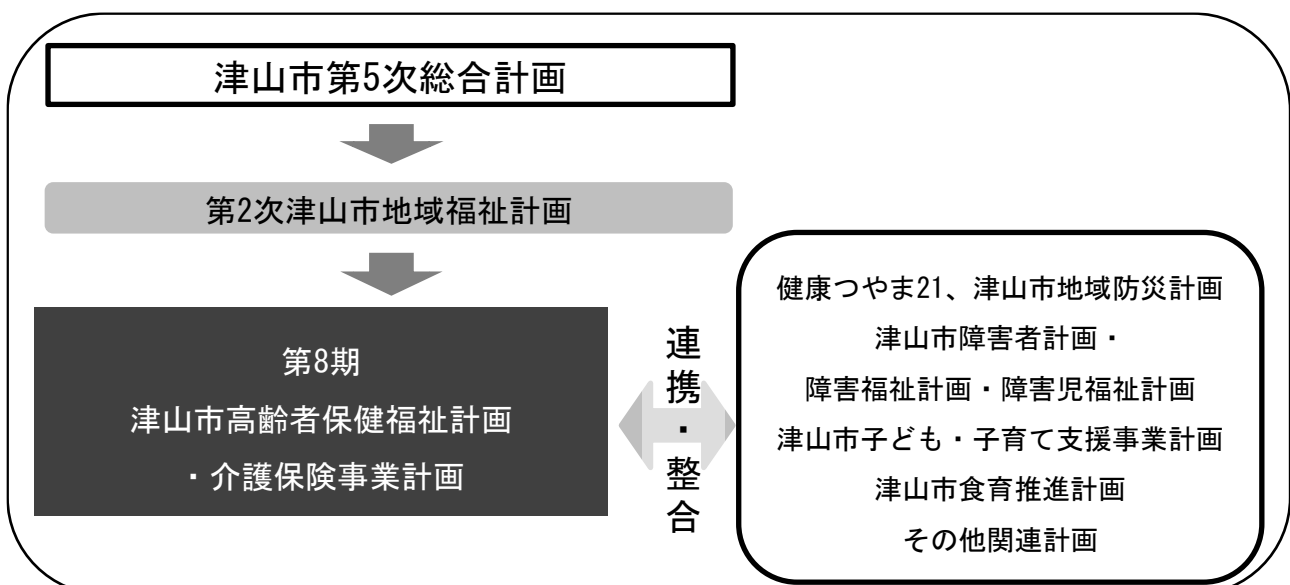
## 2 計画の性格

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」及び、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。さらに、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけるものとします。

また、計画策定にあたっては、本市における上位計画である「津山市第5次総合計画」及び「第2次津山市地域福祉計画」に準じるものとし、「第2次健康つやま21」等の関連計画との整合を図るものとします。

加えて、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」とも調和のとれた計画として策定します。

### 【津山市においての上位及び関連計画との関係性】



### 3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

### 4 計画の策定体制

#### （1）津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会での検討

計画策定にあたっては、幅広い市民の協力と意見を得て、津山市の実情に応じたものにするため、学識経験者、地域ケア団体代表、介護保険事業者、医療専門職、福祉専門職、被保険者代表等で構成する「津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会」においてご審議、ご検討頂きました。

#### （2）アンケート調査の実施

高齢者とその家族のニーズを把握し、本計画に意見を反映させるため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」を行いました。

項目	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の暮らしや健康状態、地域課題の把握</li> <li>・効果的な介護予防政策立案と効果評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者の生活状況や介護者の就労状況等の把握</li> <li>・効果的な支援・サービスのあり方検討</li> </ul>
調査対象者	要介護1～5以外の高齢者	認定有効期間が、令和元年11月1日以降の要支援・要介護認定者のうちの在宅生活者
調査期間	令和2年1月30日～3月27日	令和2年1月30日～3月27日
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収	郵送による調査票の配布及び回収
回収数	5,410／7,989件（回収率：67.7%）	359／747件（回収率：48.1%）

#### （3）パブリックコメントの実施

幅広く市民の意見を得るため、パブリックコメントを令和3年1月に実施しました。

### 5 計画の構成

本計画は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、事業実施にあたっても一体的に推進することから、明確に区切るものではありませんが、各計画は概ね以下の内容を記載することとしています。

区分	高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画
内容	高齢者の健康と生きがいに関する施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現</li> <li>・生活支援</li> <li>・生きがい対策</li> <li>・社会参加の促進</li> <li>・高齢者の生活環境の整備</li> </ul>	高齢者の生活を支える施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域（日常生活圏域）の設定</li> <li>・各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み</li> <li>・各年度における地域支援事業の量の見込み</li> </ul>

## 6 計画の進行管理・評価

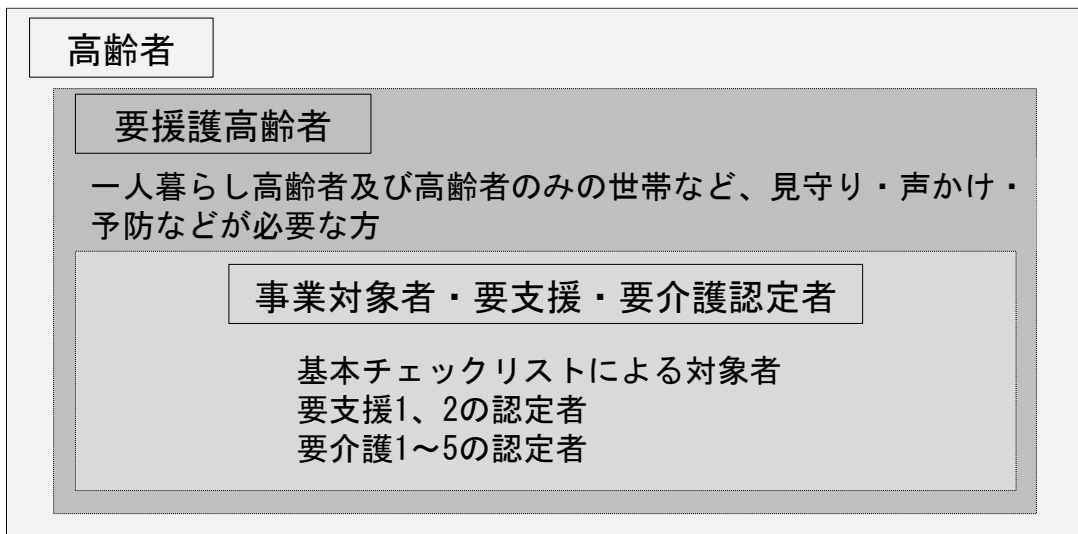
本計画は、PDCAサイクルに基づき、計画の進行及び達成状況を、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会において毎年度確認し、設定した目標項目の評価及び各種課題の検討を行うものとしします。

また、必要に応じて市民アンケート等を実施し、実施状況の評価・分析等を行います。

## 7 高齢者の状態像

本計画においては、高齢者の身体的な状況等に応じて次のように区分しています。

要援護高齢者とは、要支援・要介護認定者、事業対象者、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯など、見守り・声かけ・予防などが必要な人のことを言います。



## 8 日常生活圏域の設定

高齢者が自宅で生活を送るためには、高齢者の生活圏域を単位にサービス体制を整備する必要があります。そのため、地域の特性、面積、人口等を踏まえてサービス提供の基盤となる日常生活圏域を設定することが必要となります。

本市においては、旧行政区や人口規模、地理的要因等を踏まえ、前計画と同様に8圏域を日常生活圏域に設定することで、これまで築き上げてきた高齢者への支援体制を活用して、要援護高齢者の把握・支援をスムーズに行うことを目指していきます。

### 【日常生活圏域ごとの高齢者・認定者の状況】

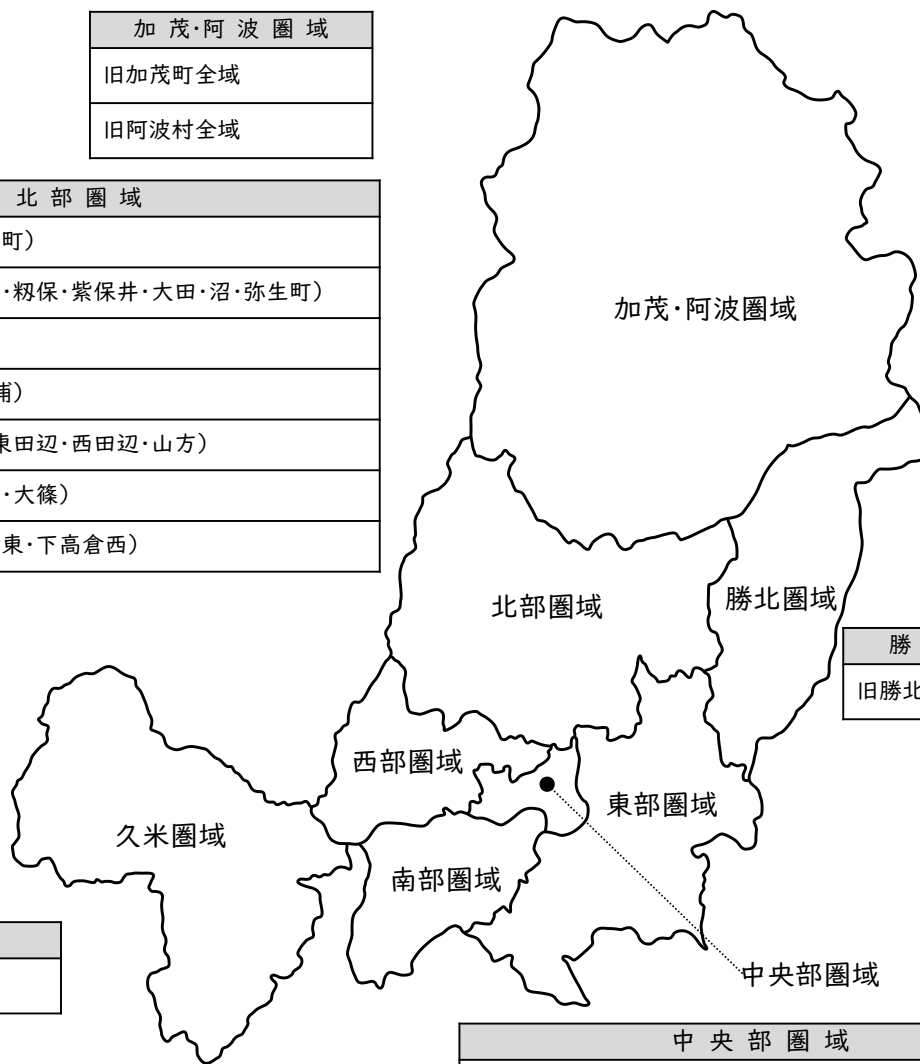
区分	人口	高齢者数	認定者数	高齢化率	認定率
東部圏域	19,790	5,153	1,011	26.0%	19.6%
西部圏域	16,232	4,883	970	30.1%	19.9%
南部圏域	11,536	4,059	873	35.2%	21.5%
北部圏域	22,421	5,433	1,000	24.2%	18.4%
中央部圏域	13,211	4,321	928	32.7%	21.5%
加茂・阿波圏域	4,477	1,966	438	43.9%	22.3%
勝北圏域	6,013	2,239	485	37.2%	21.7%
久米圏域	6,425	2,578	530	40.1%	20.6%
津山市全域	100,105	30,632	6,235	30.6%	20.4%

資料：住民基本台帳及び市介護保険システム（令和2年4月1日現在）

**[日常生活圏域の設定状況]**

加茂・阿波圏域
旧加茂町全域
旧阿波村全域

北部圏域
西苫田(上河原・北園町)
東苫田(志戸部・勝部・靱保・紫保井・大田・沼・弥生町)
神庭(吉見・綾部)
滝尾(堀坂・妙原・三浦)
一宮(一宮・東一宮・東田辺・西田辺・山方)
高田(上横野・下横野・大篠)
高倉(上高倉・下高倉東・下高倉西)



勝北圏域
旧勝北町全域

久米圏域
旧久米町全域

西部圏域
城西(小田中)
西苫田(総社・小原)
二宮(二宮)
院庄(院庄・神戸・戸島)
田邑(上田邑・下田邑)

南部圏域
鶴城(桶屋町・上紺屋町・下紺屋町・鍛冶町・坪井町・福渡町・細工町・宮脇町・南新座)
中央(塚町・二階町・元魚町・新職人町・戸川町・本町二丁目・本町三丁目・美濃町)
城西(西寺町・鉄砲町・新茅町・茅町・西今町・安岡町)
佐良山(福田・高尾・血・平福・中島・一方・津山口・井口・種)
福岡(大谷・昭和町一丁目・昭和町二丁目・南町一丁目・横山・八出)
城南(材木町・伏見町・京町・河原町・船頭町・小性町・吹屋町・新魚町)

中央部圏域
東津山(川崎・野介代)
林田(林田)
城東(東新町・西新町・中之町・勝間田町・林田町・橋本町・上之町)
城西(小田中の一部)
西苫田(山北)
城北(山下・北町・椿高下・城代町・田町・大手町)

東部圏域
福南(小桁・金屋・押測・荒神山・種の一部)
成名(草加部・野村・近長・檜)
高野(押入・高野山西・高野本郷)
広野(河面・福井・田熊)
大崎(金井・中原・福力・新田・西吉田・池ヶ原・堂尾)
河辺(国分寺・日上・瓜生原・河辺)



# 第2章 現状と課題

## 1 高齢者等の現状

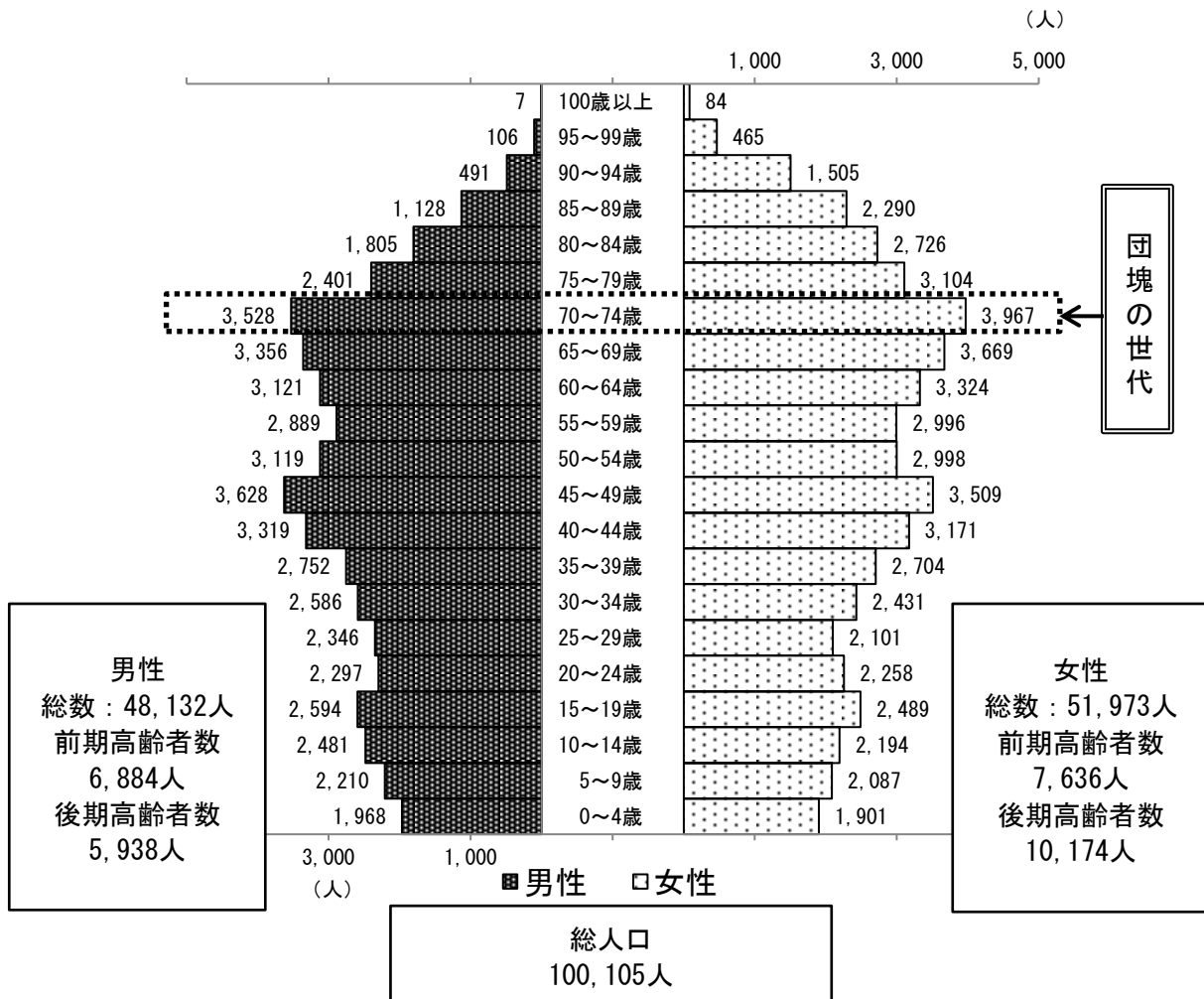
### (1) 人口の推移と推計

#### ● 人口の構造

本市の令和2年4月1日現在の人口構造は、少子高齢化を示す「つぼ型」となっており、今後の高齢化率の上昇が予想されるものとなっています。

また、団塊の世代にあたる70～74歳の人口が男女ともに多くなっており、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を迎えることを示しています。さらに、団塊の世代の子供にあたる45～49歳の人口が多く、2040年には、この世代が65歳を迎えることとなります。

#### 【人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

## ● 人口の推移

総人口は平成27年の国勢調査では103,746人でしたが、令和2年10月1日現在の住民基本台帳においては99,994人となっています。

年齢区分でみると、40～64歳人口は減少傾向、65歳以上人口及び75歳以上人口は増加傾向にあります。

75歳以上人口をみると、平成27年は、平成7年の約2倍となっており、平成17年からは高齢者人口の5割以上を占める結果となっています。

### 【人口の推移】

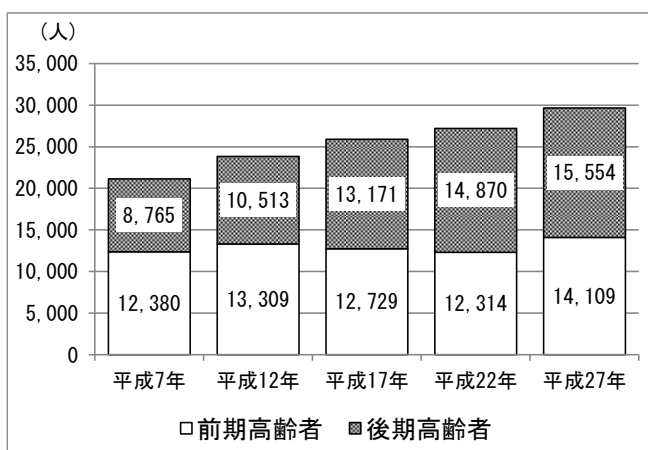
(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	113,617	111,499	110,569	106,788	103,746
40～64歳	37,330	36,663	35,474	34,340	32,943
総人口比	32.9%	32.9%	32.1%	32.2%	31.8%
65歳以上	21,145	23,822	25,900	27,184	29,663
総人口比（高齢化率）	18.6%	21.4%	23.4%	25.5%	28.8%
75歳以上	8,765	10,513	13,171	14,870	15,554
総人口比（後期高齢化率）	7.7%	9.4%	11.9%	13.9%	15.0%
高齢者人口比	41.5%	44.1%	50.9%	54.7%	52.4%

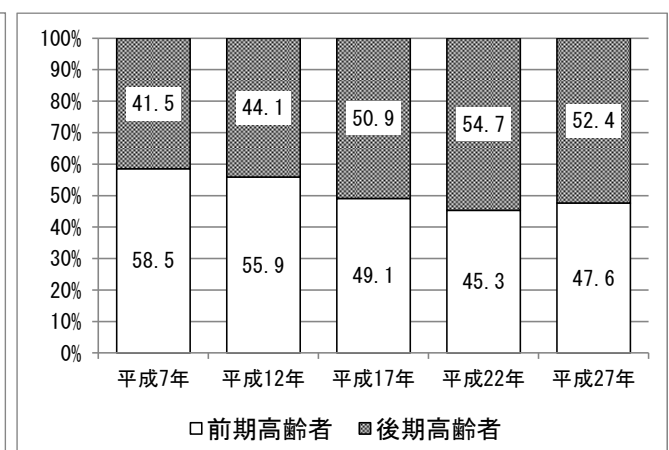
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※国勢調査の結果については、平成12年以前は旧津山市、旧加茂町、旧阿波村、旧勝北町及び旧久米町の数値を合算しています。（以下の項目も同様となります。）

### 【高齢者数の推移】



### 【前期・後期高齢者の割合の推移】



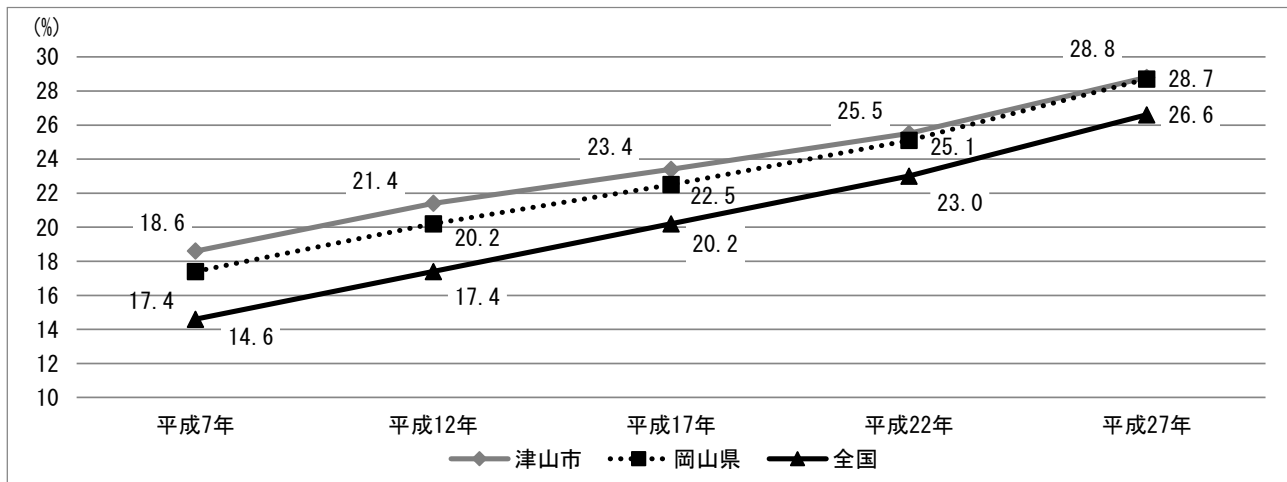
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ● 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、平成27年の国勢調査では28.8%でしたが、令和2年10月1日現在の住民基本台帳においては30.7%となっており、全国より高く推移しています。

また、岡山県よりも高く推移していましたが、平成27年においては、岡山県とほぼ同率となっています。

### 【高齢化率の推移】



区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
津山市	18.6%	21.4%	23.4%	25.5%	28.8%
岡山県	17.4%	20.2%	22.5%	25.1%	28.7%
全国	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### 【日常生活圏域ごとの高齢化率の推移】

区分	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
東部圏域	20.2%	20.6%	22.6%	24.7%	26.0%
西部圏域	23.3%	24.4%	26.9%	27.8%	30.1%
南部圏域	27.5%	29.1%	31.8%	34.1%	35.2%
北部圏域	18.3%	18.9%	21.2%	23.1%	24.2%
中央部圏域	25.6%	27.0%	29.9%	32.0%	32.7%
加茂・阿波圏域	34.8%	35.5%	38.2%	41.4%	43.9%
勝北圏域	28.3%	30.0%	32.8%	35.4%	37.2%
久米圏域	31.3%	32.4%	34.9%	37.9%	40.1%
津山市全域	24.1%	25.0%	27.3%	29.4%	30.6%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ● 人口推計

本市の人口推計をみると、総人口及び40～64歳人口は減少する見込みとなっており、65歳以上人口及び75歳以上人口についても令和7年をピークに減少する見込みとなっています。

高齢化率の推計をみると、本市、岡山県及び全国ともに上昇する見込みで、令和2年には本市の高齢化率が全国とほぼ同率となることが予測されます。

### 【人口推計】

(単位：人)

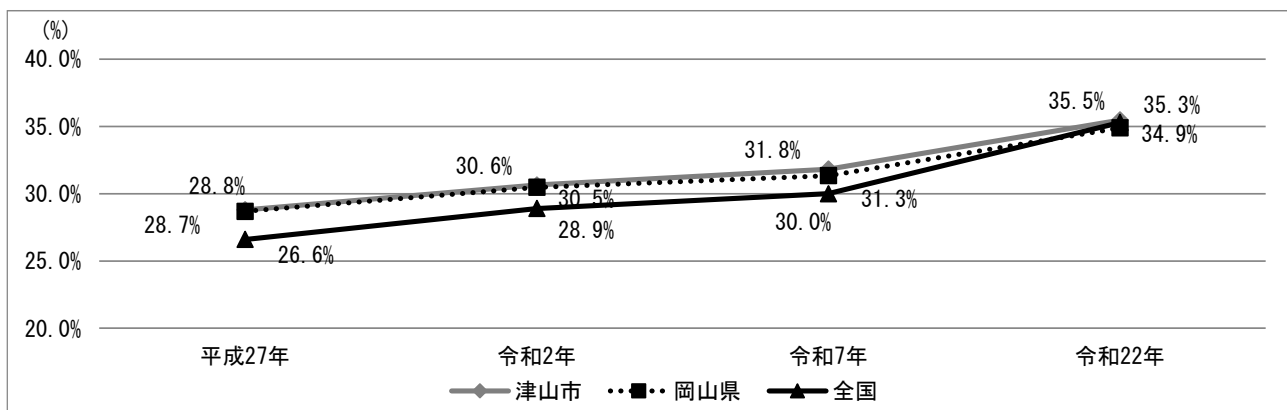
区分	平成27年	令和2年	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
	実績	推計		
総人口	103,746	100,325	96,713	85,626
40～64歳	32,943	32,236	30,937	26,072
総人口比	31.8%	32.1%	32.0%	30.4%
65歳以上	29,663	30,744	30,783	30,381
総人口比(高齢化率)	28.6%	30.6%	31.8%	35.5%
75歳以上	15,554	16,255	18,139	17,731
総人口比(後期高齢化率)	15.0%	16.2%	18.8%	20.7%
高齢者人口比	52.4%	52.9%	58.9%	58.4%

資料：[平成27年] 国勢調査(10月1日現在)

[令和2年以降] 国立社会保障・人口問題研究所

『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』

### 【高齢化率の推計】



区分	平成27年	令和2年	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
	実績	推計		
津山市	28.8%	30.6%	31.8%	35.5%
岡山県	28.7%	30.5%	31.3%	34.9%
全国	26.6%	28.9%	30.0%	35.3%

資料：[平成27年] 国勢調査(10月1日現在)

[令和2年以降の津山市及び岡山県] 社人研『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』

[令和2年以降の全国] 社人研『日本の将来推計人口(平成29年推計)』死亡中位・出生中位

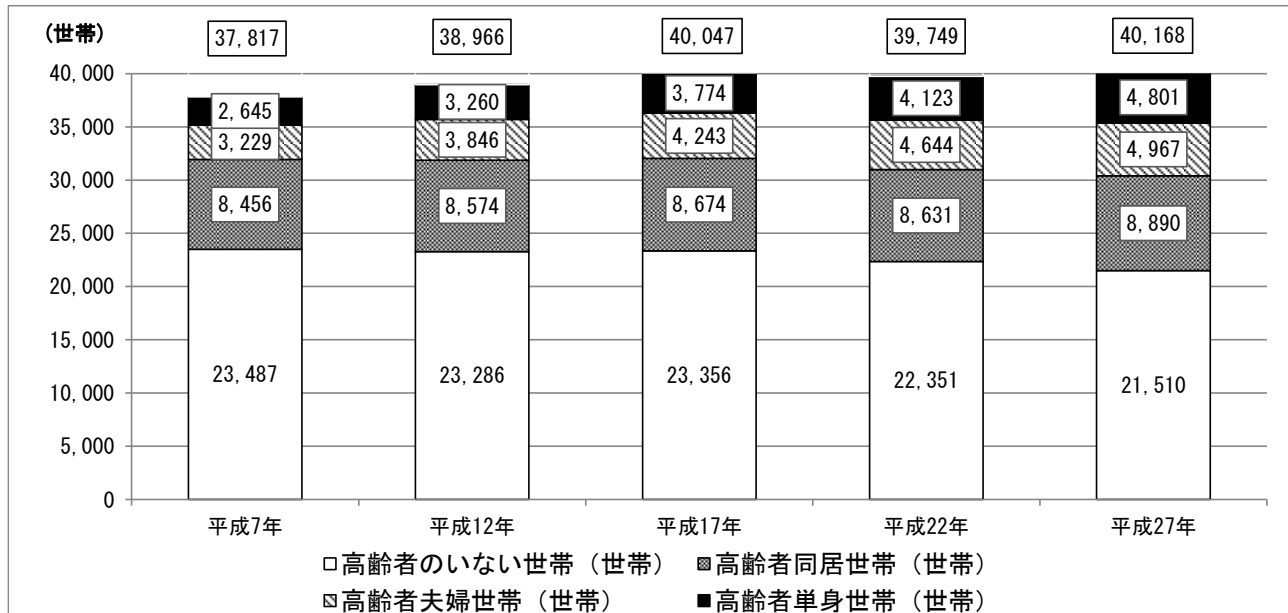
## (2) 世帯の推移

総世帯数は、平成17年以降横ばいの状態となっています。

高齢者のいる世帯は、年々増加しており、総世帯の半数近くを占める状態となっており、中でも高齢者単身世帯が増加している傾向にあります。

### 【世帯数の推移】

(単位：世帯)



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(単位：世帯)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	37,817	38,966	40,047	39,749	40,168
高年齢者のいる世帯	14,330	15,680	16,691	17,398	18,658
(総世帯比)	37.9%	40.2%	41.7%	43.8%	46.4%
高年齢者単身世帯	2,645	3,260	3,774	4,123	4,801
(総世帯比)	7.0%	8.4%	9.4%	10.4%	12.0%
高年齢者夫婦世帯	3,229	3,846	4,243	4,644	4,967
(総世帯比)	8.5%	9.9%	10.6%	11.7%	12.4%
高年齢者同居世帯	8,456	8,574	8,674	8,631	8,890
(総世帯比)	22.4%	22.0%	21.7%	21.7%	22.1%
高年齢者のいない世帯	23,487	23,286	23,356	22,351	21,510

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### (3) 要介護認定者数の推移

本市における要介護認定者数は、高齢者人口が増加する中、要支援及び要介護認定者数ともに年度によって増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

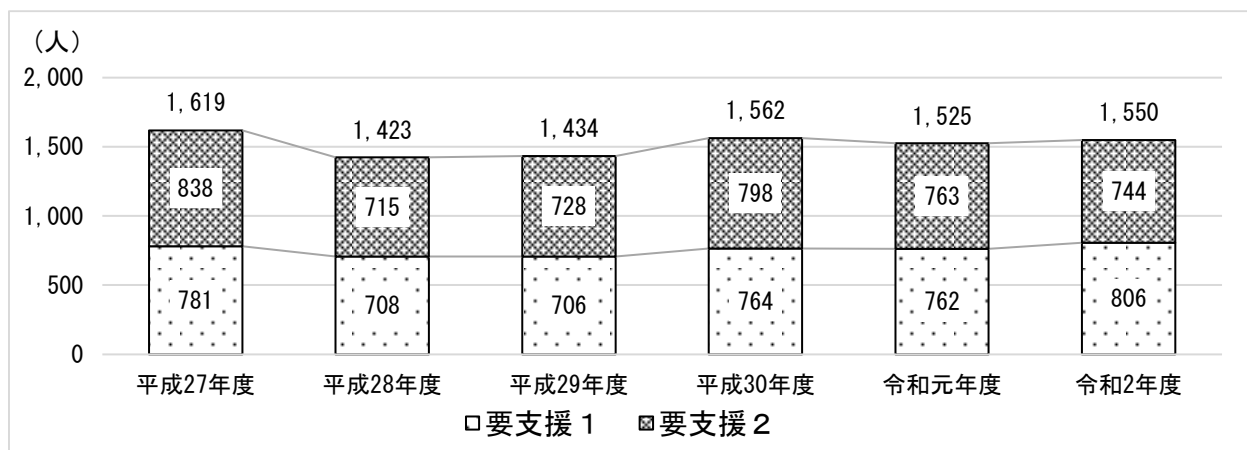
令和2年度は令和元年度より要介護2及び要介護4が特に減少しています。

(単位：人)

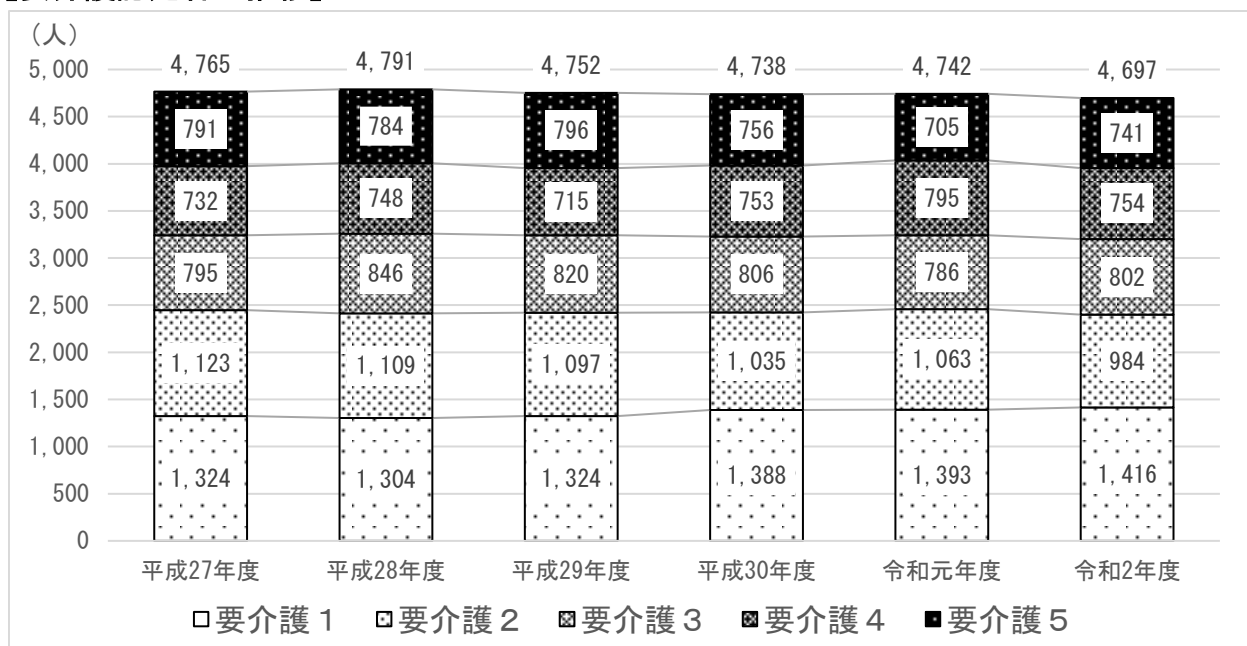
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	781	708	706	764	762	806
要支援2	838	715	728	798	763	744
要支援計	1,619	1,423	1,434	1,562	1,525	1,550
要介護1	1,324	1,304	1,324	1,388	1,393	1,416
要介護2	1,123	1,109	1,097	1,035	1,063	984
要介護3	795	846	820	806	786	802
要介護4	732	748	715	753	795	754
要介護5	791	784	796	756	705	741
要介護計	4,765	4,791	4,752	4,738	4,742	4,697
合計	6,384	6,214	6,186	6,300	6,267	6,247

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

#### 【要支援認定者の推移】



#### 【要介護認定者の推移】



#### (4) 認知症高齢者の状況

##### 【認知症高齢者及び有病率の定義について】

介護認定における、主治医意見書に記載の日常生活自立度を基に、自立度Ⅱ以上を認知症高齢者としています。有病率については、認知症高齢者数を高齢者数で割って算出しています。

##### 【日常生活自立度の区分】

区分	概要	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態	
Ⅱa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られても、誰かが注意していれば自立できる状態	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応など一人で留守番ができない等
Ⅲa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが日中を中心に見られ、介護を必要とする状態	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間を中心に見られ、介護を必要とする状態	
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態（遷延性意識障害（重度の昏睡状態）等あり）	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：厚生労働省「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」

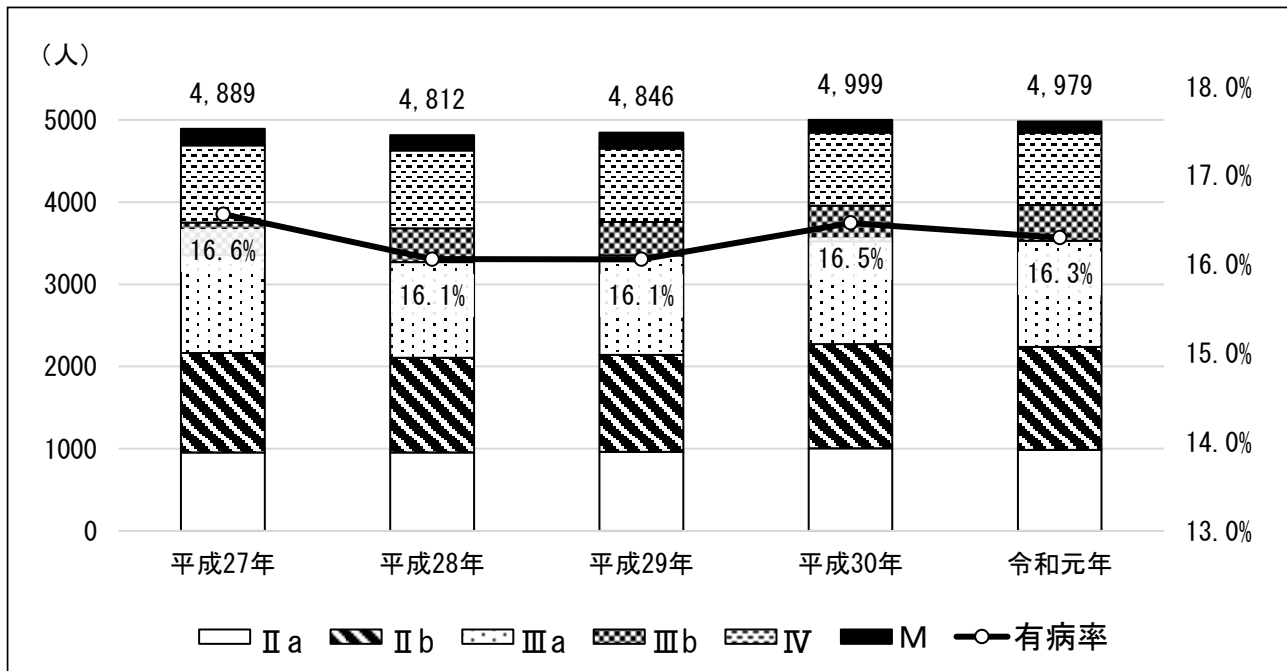
## ● 認知症高齢者の推移

本市における認知症高齢者数は、若干の増加傾向にありますが、高齢者人口の増加傾向より緩やかとなっています。

有病率をみると、各年ともに16%台を推移しています。

日常生活自立度ごとに、平成27年と令和元年を比較すると、Ⅱa～Ⅲbはやや増加しており、Ⅳはやや減少、Mは減少しています。

### 【認知症高齢者数の推移】



資料：市介護保険システム（各年10月1日現在）

※有病率は、認知症高齢者数を該当年の10月1日時点の高齢者数で割っています。

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
						対H27年比
Ⅱ a	956	956	961	1,004	984	102.9%
Ⅱ b	1,207	1,151	1,182	1,271	1,253	103.8%
Ⅲ a	1,192	1,164	1,208	1,246	1,293	108.5%
Ⅲ b	395	408	408	436	435	110.1%
Ⅳ	939	948	893	887	879	93.6%
M	200	185	194	155	135	67.5%
合計	4,889	4,812	4,846	4,999	4,979	101.8%
有病率	16.6%	16.1%	16.1%	16.5%	16.3%	98.4%
高齢者人口	29,510	29,962	30,176	30,354	30,539	103.5%

資料：住民基本台帳及び市介護保険システム（各年10月1日現在）

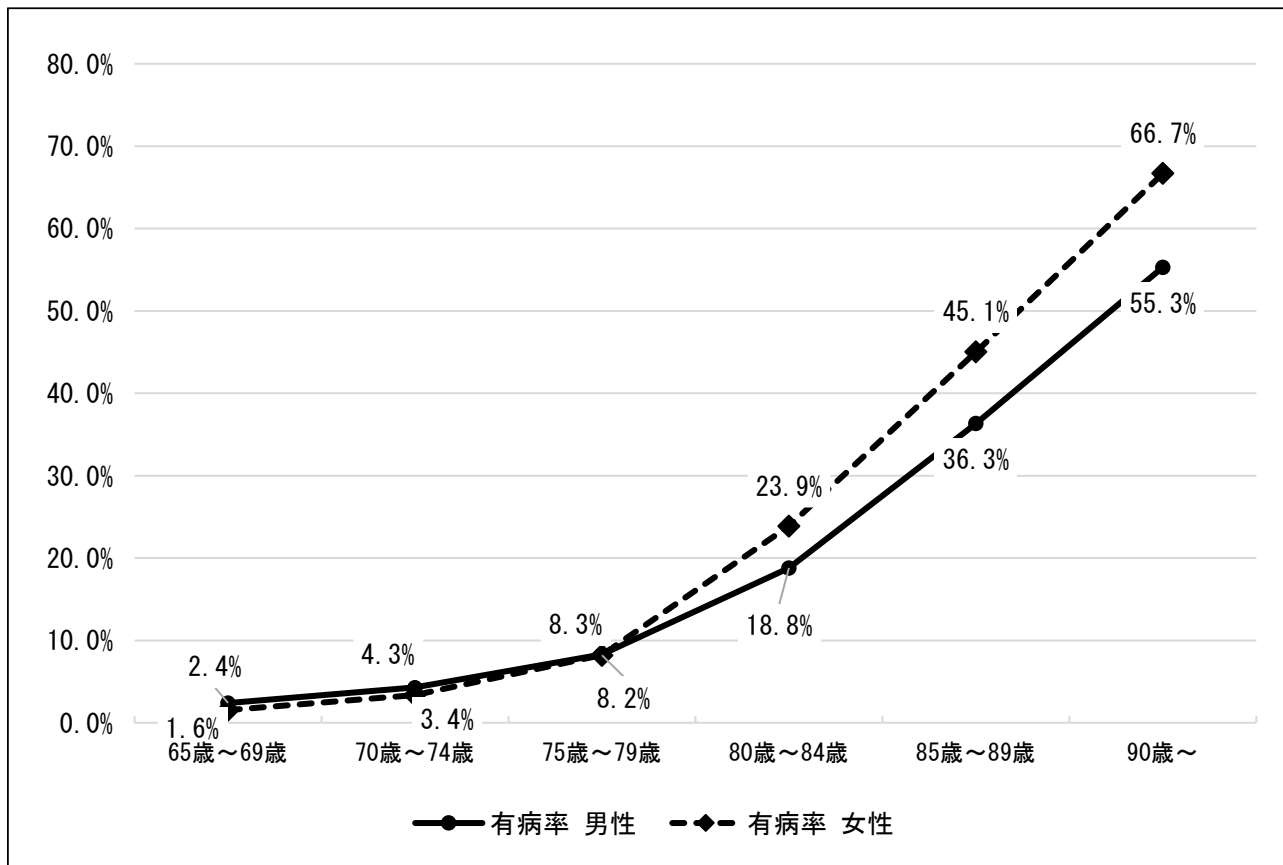


### ● 男女年齢別有病率の状況

男女別に有病率をみると、79歳までは男女ほぼ同率となっていますが、80歳からは女性の方が有病率が高くなっています。

年齢別に有病率をみると、男女ともに加齢とともに有病率が高くなり、80歳になると全体平均より有病率が高くなっています。

#### 【男女年齢別有病率】



区分		65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～
有病率	男性	2.4%	4.3%	8.3%	18.8%	36.3%	55.3%
	女性	1.6%	3.4%	8.2%	23.9%	45.1%	66.7%
	合計	2.0%	3.8%	8.3%	21.9%	42.3%	64.1%

資料：住民基本台帳及び市介護保険システム（令和元年10月1日現在）

※有病率は、区分ごとに認知症高齢者数を令和元年10月1日時点の高齢者数で割っています。

● 全国の認知症有病率推計との比較

全国における認知症有病率推計と本市の実績を比較すると、全体及びほとんどの年齢において、本市の認知症有病率が全国を下回っています。

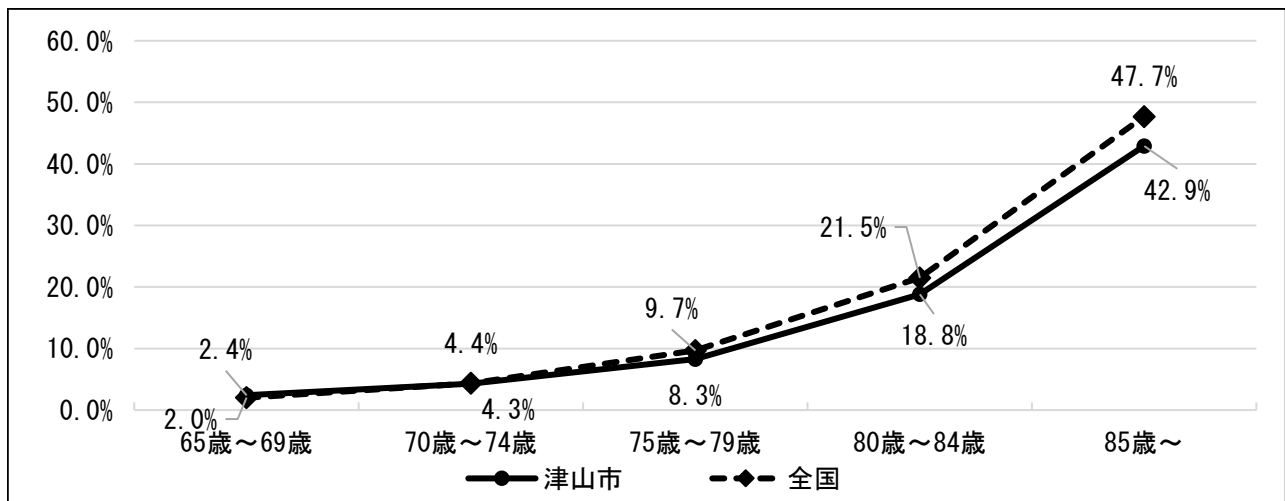
区分		令和元年
津山市（実績値）		16.3%
全国	認知症有病率が一定の場合（推計値）※ <sup>1</sup>	16.9%
	認知症有病率が上昇する場合（推計値）※ <sup>2</sup>	17.6%

資料：[津山市] 住民基本台帳及び市介護保険システム（令和元年10月1日現在）

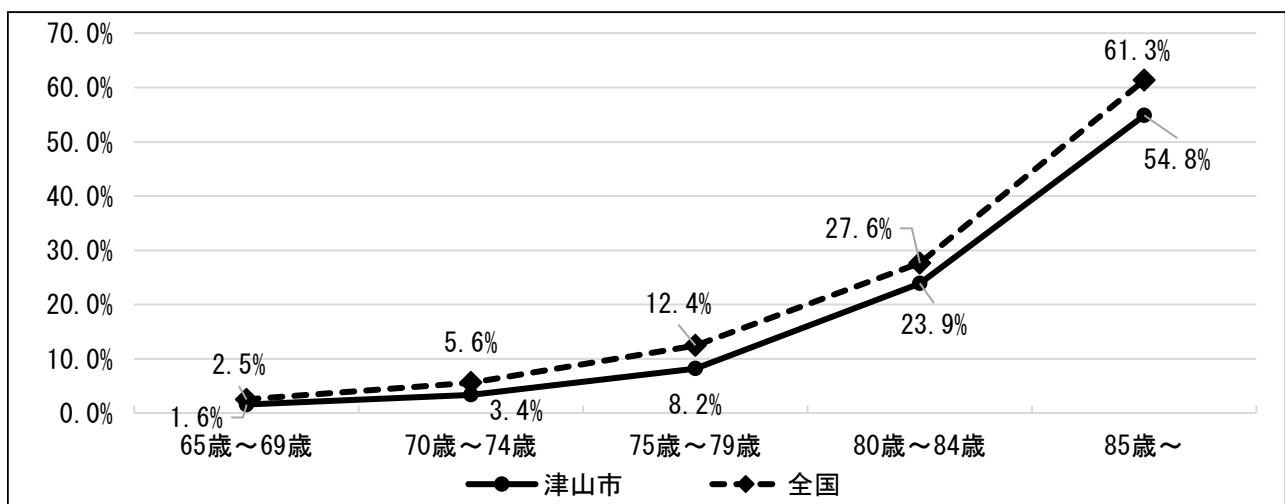
[全国] 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）より津山市作成

【男性の年齢別有病率の比較（令和元年）】



【女性の年齢別有病率の比較（令和元年）】



有病率（令和元年）		65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～
男性	津山市	2.4%	4.3%	8.3%	18.8%	42.9%
	全国	2.0%	4.4%	9.7%	21.5%	47.7%
女性	津山市	1.6%	3.4%	8.2%	23.9%	54.8%
	全国	2.5%	5.6%	12.4%	27.6%	61.3%

※全国の数値は、認知症有病率が上昇する場合の推計として算出された数値を元としています。

※<sup>1</sup> 2012年以降の各年齢層の認知症有病率は一定と仮定し、人口等の変動による変化をみた推計となります。

※<sup>2</sup> 認知症有病率は年々上昇していることを考慮して、2012年以降も各年齢層の認知症有病率が上昇すると仮定し、人口等の変動による変化も加味した推計となります。

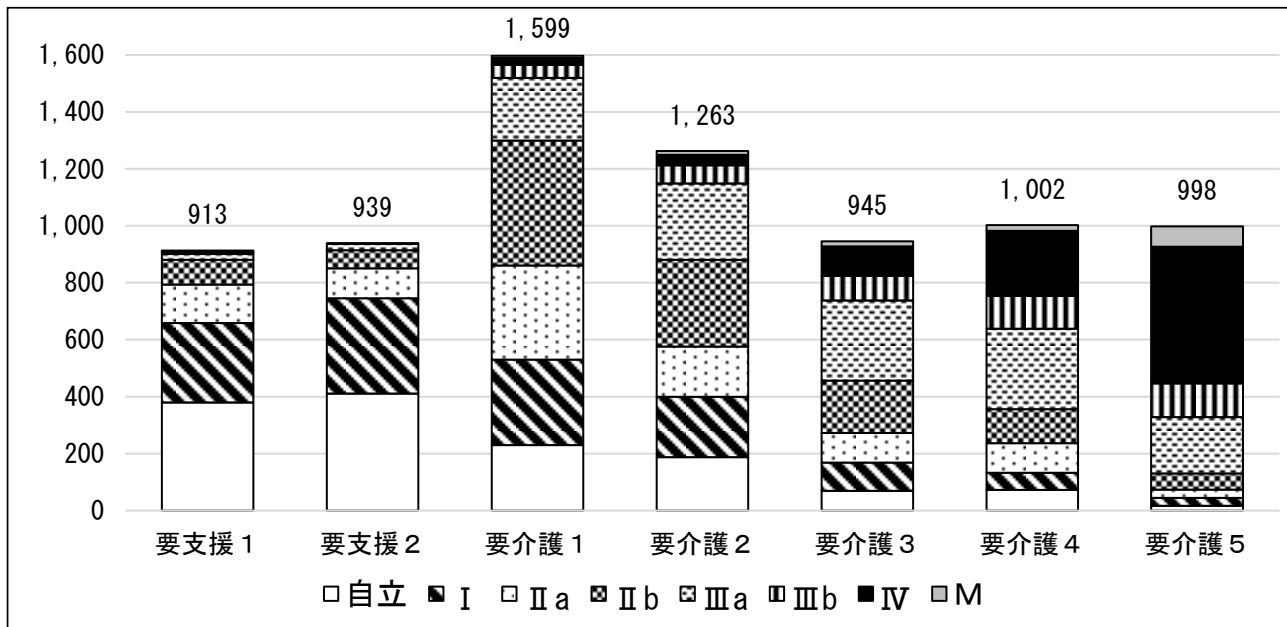
### ● 要介護度別の日常生活自立度の状況

要介護度別の日常生活自立度をみると、要介護度が上がるにつれて、認知症の症状が重くなっています。

認知症高齢者数をみると、要介護1が最も多くなっています。

認知症高齢者率は、要介護5ではほとんどの方が認知症高齢者となっています。

#### 【要介護度別日常生活自立度】



(単位: 人)

区分	要支援1	要支援1	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自立	380	411	230	187	69	72	17
I	278	335	300	212	100	61	28
IIa	136	105	331	177	103	104	28
IIb	87	63	438	305	184	119	57
IIIa	20	22	220	268	282	283	198
IIIb	5	3	46	63	86	114	118
IV	2	0	26	37	104	229	481
M	5	0	8	14	17	20	71
合計	913	939	1,599	1,263	945	1,002	998
認知症 高齢者数	255	193	1,069	864	776	869	953
認知症 高齢者率	27.9%	20.6%	66.9%	68.4%	82.1%	86.7%	95.5%

資料: 市介護保険システム (令和元年10月1日現在)

※認知症高齢者率は、各要介護度における認知症高齢者数を合計で割っています。

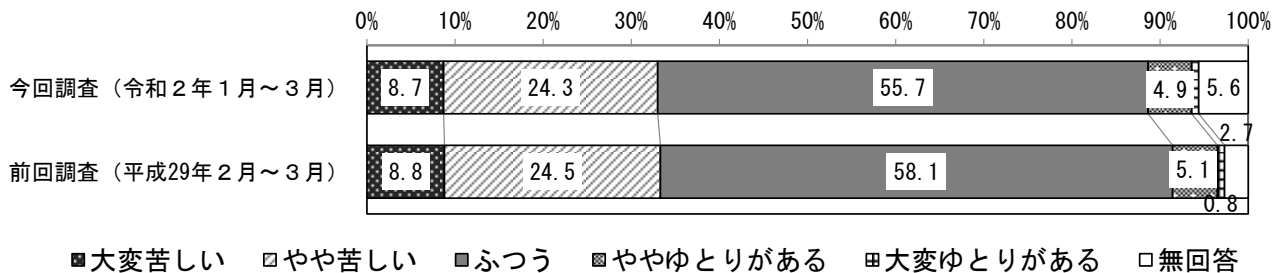
## 2 高齢者の生活及び介護者の状況

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な結果

#### 問1 あなたのご家族や生活状況について

現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。

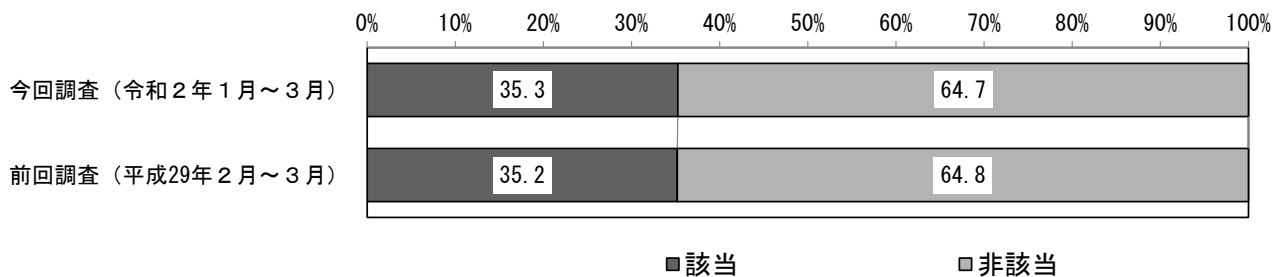
「ふつう」が55.7%で最も多く、次いで「やや苦しい」が24.3%、「大変苦しい」が8.7%などとなっています。前回調査からの変化はあまりありません。



#### 問2 からだを動かすことについて

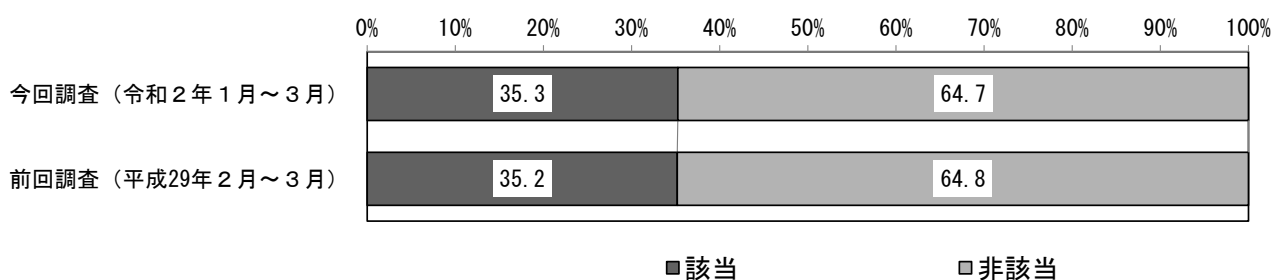
##### 【運動機能が低下している方】

「該当」が18.5%となっています。前回調査からの変化はあまりありません。



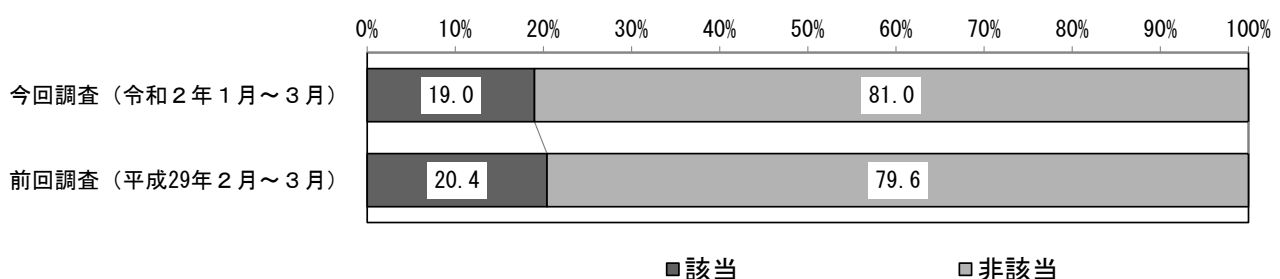
##### 【転倒リスクのある方】

「該当」が35.3%となっています。前回調査からの変化はあまりありません。



##### 【閉じこもり傾向のある方】

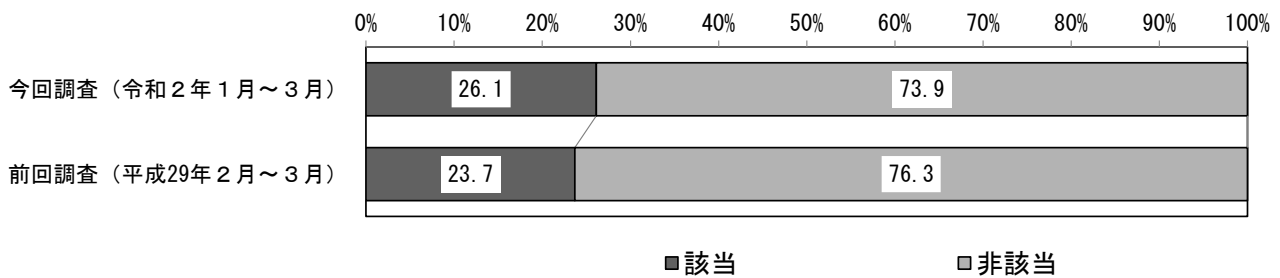
「該当」が19.0%となっています。前回調査よりやや「閉じこもり傾向」が低くなっています。



### 問3 食べることについて

#### 【口腔機能が低下している方】

「該当」が26.1%となっています。前回調査より「口腔機能が低下」している方がやや増加しています。

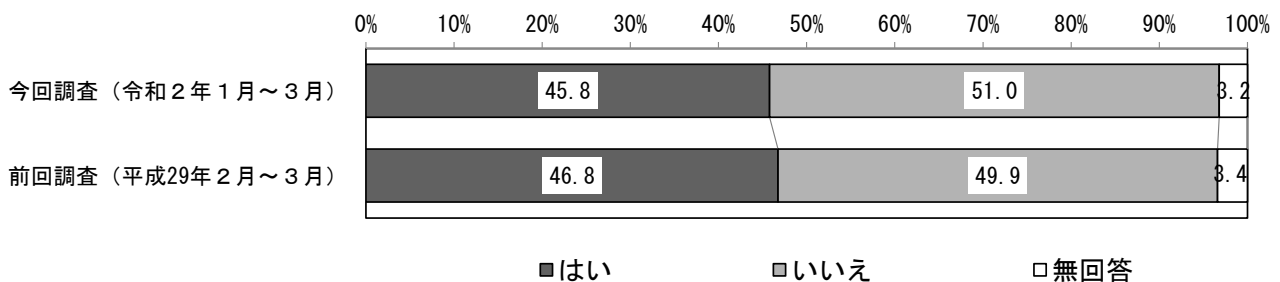


### 問4 毎日の生活について

物忘れが多いと感じますか。

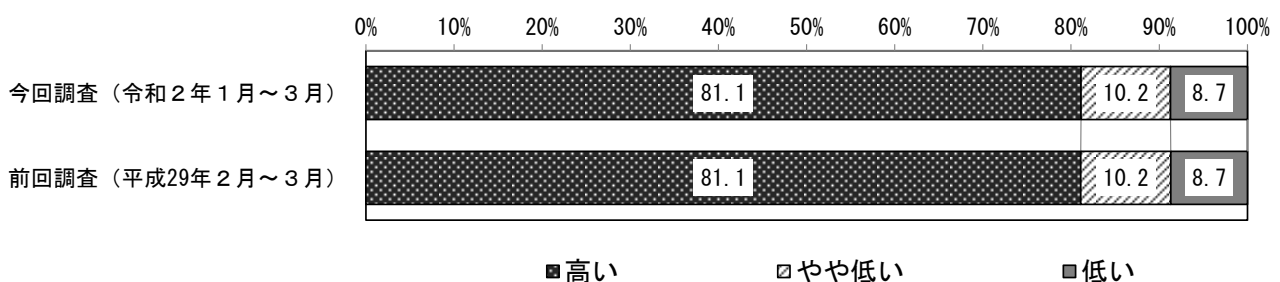
#### 【「はい」と回答された方は、認知度低下がみられる方となります。】

「いいえ」が51.0%で、「はい」が45.8%となっています。前回調査より「認知度低下」がみられる方がやや減少しています。



#### 【手段的自立度（活動的な日常生活をおくるための能力）について】

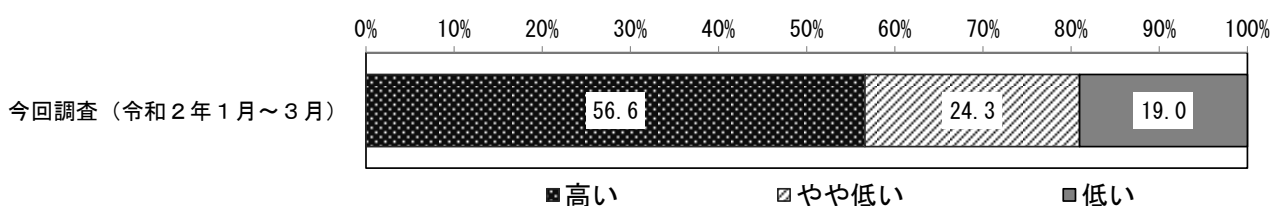
「高い」が81.1%で最も多く、次いで「やや低い」が10.2%、「低い」が8.7%となっています。前回調査からの変化はありません。



#### 【知的能動性（情報を自ら収集して表現できる能力）について】

「高い」が56.6%で最も多く、次いで「やや低い」が24.3%、「低い」が19.0%となっています。

※今回調査から新たに集計

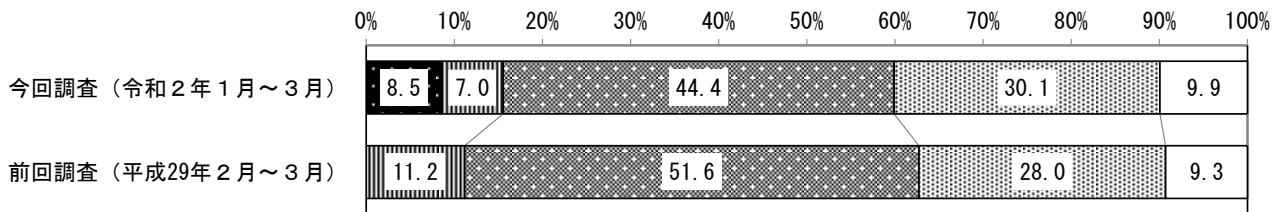


問5 地域での活動について

※今回調査から「既に参加している」の選択肢を追加

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

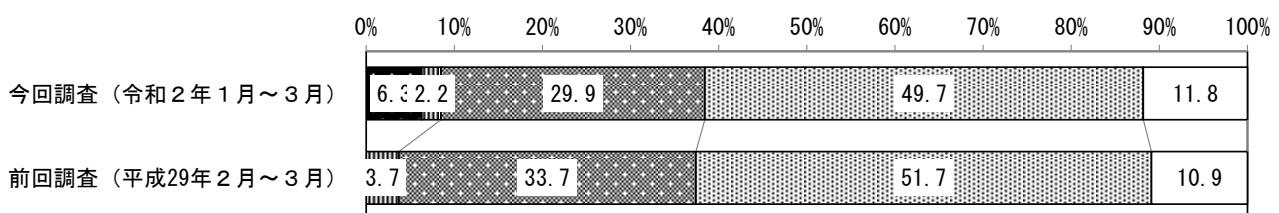
「参加してもよい」が44.4%で最も多く、次いで「参加したくない」が30.1%、「既に参加している」が8.5%などとなっています。前回調査より「参加したくない方」がやや増加しています。



■既に参加している ■是非参加したい ■参加してもよい ■参加したくない □無回答

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。

「参加したくない」が49.7%で最も多く、次いで「参加してもよい」が29.9%、「既に参加している」が6.3%などとなっています。前回調査より「参加したくない方」がやや減少しています。

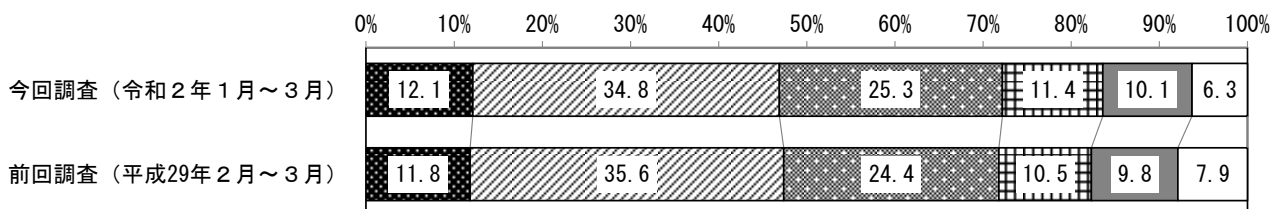


■既に参加している ■是非参加したい ■参加してもよい ■参加したくない □無回答

問6 たすけあいについて

友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。

「週に何度かある」が34.8%で最も多く、次いで「月に何度かある」が25.3%、「毎日ある」が12.1%などとなっています。前回調査からの変化はあまりありません。

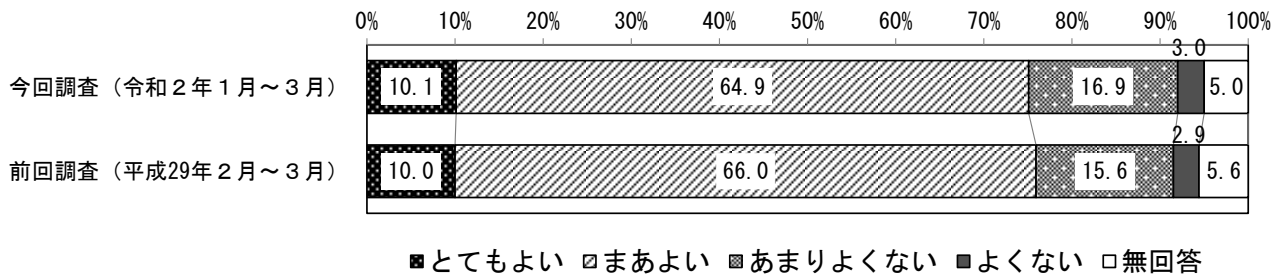


■毎日ある ■週に何度かある ■月に何度かある  
 ■年に何度かある ■ほとんどない □無回答

## 問7 健康について

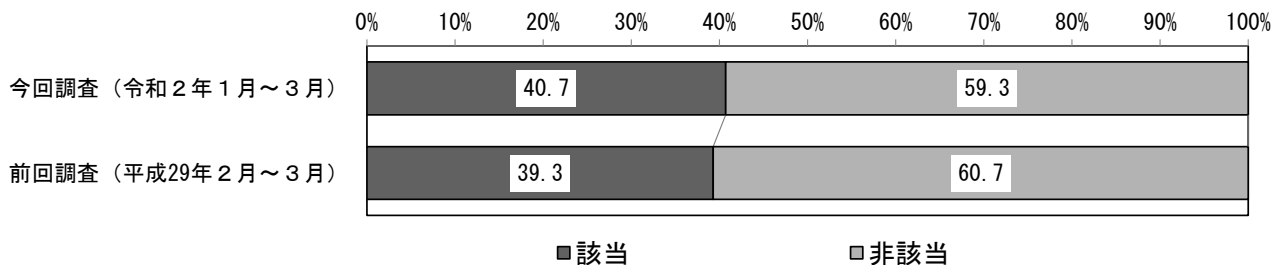
現在のあなたの健康状態はいかがですか。

「まあよい」が64.9%で最も多く、次いで「あまりよくない」が16.9%、「とてもよい」が10.1%などとなっています。前回調査より「あまりよくない方」がやや増加しています。



## 【うつ傾向の方】

「該当」が40.7%となっています。前回調査より「うつ傾向の方」がやや増加しています。

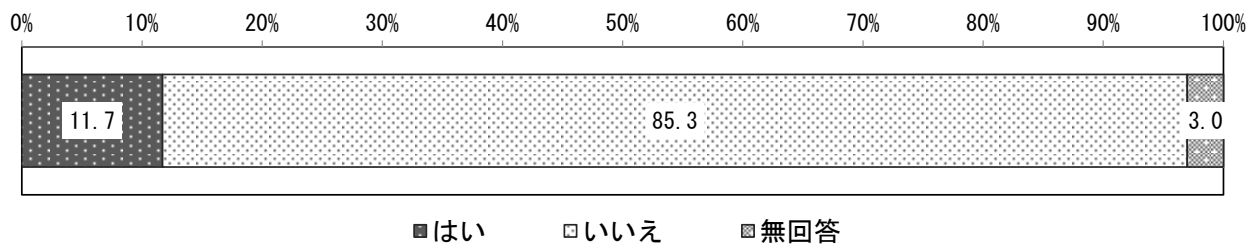


## 問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

※今回調査からの新たな設問

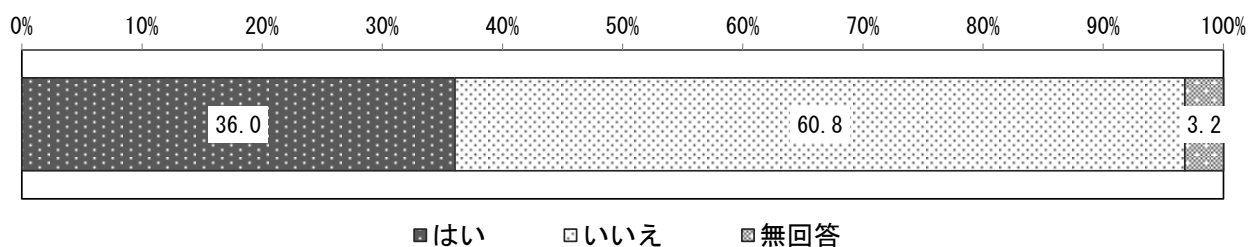
認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか。

「いいえ」が85.3%で、「はい」が11.7%となっています。



認知症に関する相談窓口を知っていますか。

「いいえ」が60.8%で、「はい」が36.0%となっています。



## (2) 在宅介護実態調査の主な結果

問 世帯類型について、ご回答ください。

「その他」が41.8%で最も多く、次いで「単身世帯」が30.4%、「夫婦のみ世帯」が23.1%となっています。

区分	単身世帯	夫婦のみ世帯	その他	無回答
全体 (n=359)	30.4	23.1	41.8	4.7

問 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。

「60代」が30.3%で最も多く、次いで「70代」が20.7%、「50代」が14.7%などとなっています。

区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代
全体 (n=251)	0.0	0.4	0.4	4.4	14.7
区分	60代	70代	80歳以上	わからない	無回答
全体 (n=251)	30.3	20.7	11.6	0.4	17.1

問 ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）。

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が49.0%で最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が6.0%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が3.2%などとなっています。

区分	介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）	主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）	主な介護者が転職した	主な介護者以外の家族・親族が転職した	わからない	無回答
全体 (n=251)	49.0	6.0	3.2	2.0	0.0	2.8	37.5

問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が24.2%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が23.1%、「掃除・洗濯」が16.4%などとなっています。

区分	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	外出同行（通院、買い物など）	掃除・洗濯	見守り、声かけ	ゴミ出し	配食
全体 (n=359)	24.2	23.1	16.4	15.3	12.3	11.7
区分	買い物（宅配は含まない）	調理	サロンなどの定期的な通いの場	その他	利用していない	無回答
全体 (n=359)	10.0	9.7	8.9	3.6	23.1	22.8



**問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。**

「問題はあるが、何とか続けていける」が27.6%で最も多く、次いで「続けていくのは、やや難しい」が9.0%、「問題なく、続けていける」が5.1%などとなっています。

区分	問題なく、続けていける	問題はあるが、何とか続けていける	続けていくのは、やや難しい	続けていくのは、かなり難しい	主な介護者に確認しないと、わからない	無回答
全体 (n=156)	5.1	27.6	9.0	3.8	0.0	54.5

**問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）。**

「認知症状への対応」が16.7%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が13.1%、「入浴・洗身」が11.2%となっています。

区分	認知症状への対応	夜間の排せつ	入浴・洗身	日中の排泄	外出の付き添い、送迎等	食事の準備（調理等）
全体 (n=251)	16.7	13.1	11.2	10.4	10.4	5.6
区分	その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	屋内の移乗・移動	身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	食事の介助（食べる時）	医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）
全体 (n=251)	5.6	5.6	5.2	3.2	1.6	1.6
区分	衣服の着脱	服薬	その他	不安に感じていることは、特になし	主な介護者に確認しないと、わからない	無回答
全体 (n=251)	2.8	2.0	3.2	3.2	1.2	53.8

### 3 地域包括ケアシステムの現状と評価

#### (1) 地域包括ケアシステムのネットワークの強化

##### ● 地域包括支援センターの機能強化

市及び地域包括支援センターで連絡会を設け、事業実施状況の評価を行うとともに、適切な人員の確保を図るなど連携して機能強化を図っています。

##### ● 地域包括ケア会議の充実

高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を会議において検討し、個人と環境に働きかけることによって自立支援に向けたケアマネジメント支援を行っています。

また、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や支援策を明らかにし、地域の関係者による対応策を検討し、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源の発掘に取り組んでいます。

連合町内会支部単位を基本として、地域住民と専門職や行政等が地域課題について話し合う小地域ケア会議は、未設置の支部もあるため、各地域に応じた支援も求められています。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域ケア個別会議	実施回数	49 回 (157 事例)	49 回 (164 事例)	49 回 (204 事例)
小地域ケア会議	設置数	25 支部	27 支部	29 支部

##### ● 地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実

地域の身近な高齢者の総合相談窓口として、必要に応じ家庭訪問を行い、介護保険制度、介護予防、権利擁護などの保健・医療・福祉の総合的な相談や関係機関との連絡調整を行っています。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総合相談における訪問件数	4,098 件	3,204 件	3,065 件

##### ● 広報・情報提供の充実

市ホームページ、広報紙及び出前講座などの活用以外に、高齢者に身近な地域包括支援センター、ケアマネジャーを通じてきめ細やかな情報提供を行っています。

また、行政サービスの各窓口においても、高齢者が利用しやすい体制づくりに努めています。

加えて、わかりやすさに配慮した、介護保険サービスの説明パンフレットを毎年度更新して発行しています。

## (2) 在宅医療・介護連携の推進

### ○ 在宅医療と介護の提供体制の構築推進

「津山市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に、「社会資源調査部会」、「医療連携検討部会」及び「入退院支援ルール策定部会」を立ち上げています。医療ニーズ及び介護ニーズを必要とする高齢者が、人生の最終段階になっても、住み慣れた生活の場で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制の充実を図っています。

地域包括ケアシステム及び効果的な介護保険サービスの提供にあたっては、多職種・同職種の連携強化が不可欠であるため、より一層の取組強化が求められています。

### 在宅医療・介護連携推進事業

(令和元年度実績)

<b>(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</b>	
各職種の代表と行政による代表者会議の開催と3つの専門部会を開催しています。	
①在宅医療・介護連携推進協議会	2回
②目的別専門部会	
社会資源調査部会	4回
医療連携検討部会	4回
入退院支援ルール策定部会	4回
<b>(2) 地域の医療・介護の資源の把握</b>	
市内の社会資源調査を実施し、情報発信を行っています。	
①医療機関・事業所のサービス提供体制等の調査を行って最新情報を収集し、津山市ホームページで情報発信を行っています。	
②社会資源情報の活用状況調査を実施し、新たな情報発信方法等を検討・整理しています。	
<b>(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進</b>	
切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制を検討しています。	
①入退院支援ルールの活用状況の実態調査や意識調査を行い、自宅・施設・病院間の流れ等について最終調整し、津山市入退院支援ルール(第2版)の整理を完了しました。	
<b>(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援</b>	
医療介護従事者の連携を図る情報共有ツール、基本情報の情報共有について検討・整理しています。	
<b>(5) 医療・介護関係者の人材育成</b>	
資質向上研修会	2回
多職種連携研修会	2回
<b>(6) 地域住民への普及啓発</b>	
市民フォーラム	1回
<b>(7) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携</b>	
関係市町村との連携を図るため、広域連携が必要な事項について検討・整理しています。 (主体：美作保健所)	

### (3) 地域共生社会の実現

---

#### ①地域共生に向けた地域福祉の推進

---

##### ○ 地域との連携

民生委員、愛育委員・栄養委員等の地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア、NPO 等との連携を図り、高齢者に対して包括的かつ継続的にサービスが提供できるように、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

今後、地域包括ケアシステムを地域の実情にあわせて深化・推進するためには、多様な団体・組織の参画と協働が必要であり、より一層細やかな福祉サービスの提供を可能とするために、互いの役割や立場を理解した上での協働、それぞれの強みを生かした活動の推進が求められています。

##### ○ 住民への啓発

学習会や講演会、高齢者との交流会等の開催により住民の福祉意識の高揚を図り、地域における福祉活動への参加を促進し、高齢者等を支えるための体制づくりに努めました。地域包括ケアシステムを推進し、地域住民が地域福祉に参加し、高齢者やその家族を支援するためには、今後もより多くの人への福祉意識の醸成が重要です。

##### ○ 地域交流の場の確保

公的施設等の有効活用など、高齢者が地域で交流する場の確保に努めました。今後も高齢者が増加し、社会参加や生きがいづくりのニーズが多様化することが見込まれるため、高齢者が自ら活動できる場として、より広く活用できる施設を検討する必要があります。

##### ○ 人材の育成・確保

ボランティア活動に必要な知識や専門的技術を身につける研修会の実施や、市民がボランティアに参加しやすい環境づくりに努めました。

より多くの人々がボランティア活動に参加するために、活動に参加していない層への呼びかけや、気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくり、ボランティア団体が活発な活動ができるように構成員の育成支援の充実が必要です。

##### ○ 高齢者の見守り体制の構築

「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」の活動強化に向けた支援を行いました。高齢者に関する食育活動、高齢者あんしん活動については、推進会議の各支部において、料理教室の開催や、独り暮らし高齢者宅訪問活動等を実施しています。

活動への参加者が固定化している傾向にあり、より広くたくさんの方が活動に参加するための方策を検討する必要があります。

## ②生活支援サービスの体制整備

生活支援サービスの充実に向けて、生活支援の担い手となる「生活支援サポーター」の養成を行い、高齢者の社会参加や支え合いの仕組みに取り組んでいます。

また、サポーターの養成に努めるとともに、生活支援サービスを担う多様な事業主体等と連携しながら、日常生活上の支援体制の構築を図るために、市全域と各日常生活圏域を担当するコーディネーターを配置し、生活支援体制を進めています。

生活支援サポーター事業実績	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施圏域数	8 圏域	8 圏域	8 圏域
生活支援サポーター累計人数	172 人	195 人	246 人
利用者数（実人数）	30 人	43 人	51 人
利用回数	456 回	797 回	845 回

## ③高齢者が活躍できる地域づくり

### ○ シルバー人材センターへの支援（高齢者就労促進事業）

シルバー人材センターが実施する就業機会の開拓及び提供、技能講習会や研修会の実施、安全・適正就業の推進、無料職業紹介等、高齢者の就労促進のための事業を支援しています。また、生活支援サービスの担い手としてのワンコインサービス、地域貢献活動としての剪定・草刈等のボランティア活動についても支援しています。

近年の会員数は横ばいとなっていますが、今後においては、子育て、介護分野など人手不足となっている現役世代を支える分野での積極的な活動が期待されており、同分野での就業人材確保・就業推進のための体制整備が必要となります。

シルバー人材センター会員数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
男性会員	290 人	306 人	300 人
女性会員	140 人	155 人	140 人
合計	430 人	461 人	440 人

### ○ ボランティア活動の推進

津山市社会福祉協議会、NPO、行政、介護保険関係事業者等との連携や相互支援活動により、サービスの提供及び福祉のまちづくりを推進しました。また、ボランティア活動に関する基本的な知識を理解するための講座の開催を支援しました。

住民が主体となった地域での見守り活動や、ボランティア活動等へ高齢者が参加し、生活への意欲を高めることなど、ボランティア活動が様々な観点から必要とされています。

### ○ 老人クラブ活動への支援

老人クラブが取り組んでいる地域・仲間づくりや高齢者の憩いの場、生きがい対策、介護予防、相互の生活支援や子どもの登下校の見守り、子ども会や児童クラブなどの世代間交流事業の活動充実に向けた支援を行っています。しかし、クラブ数や会員数は減少傾向にあり、活動の活性化や元気な高齢者の入会を促進するための取組をより一層推進していく必要があります。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
老人クラブ数	182 クラブ	181 クラブ	177 クラブ
老人クラブ会員数	9,159 人	8,995 人	8,481 人

## (4) 安全な生活環境の整備

---

### ①安全で快適な生活環境の整備

---

人にやさしいまちづくり条例に基づき、都市施設整備を推進しています。

また、民間施設の整備は、人にやさしいまちづくり条例に基づき指導・助言を行い、適合施設には審査結果通知書・検査結果通知書を発行しています。

### ②高齢者の居住安定への支援

---

人にやさしいまちづくり条例の理念に基づいた住宅施策を推進し、高齢者の利用しやすい施設整備や住宅改修等の啓発や相談を受け付けました。

### ③高齢者の交通施策の充実

---

#### ○ 交通体系の整備

重複路線の解消や運行ルートの見直し、バス停名称の変更など、高齢者が利用しやすい地域公共交通体系の整備に努めました。

また、利用者の少ない地域を効率的にカバーするために、各種運送形態の特徴を踏まえた上で、地域の特性や利用状況にあった交通体系の研究に取り組み、交通事業者のない地域において、日常生活に最低限必要な移動手段の確保について研究を行いました。

#### ○ 交通安全教育の実施

年齢に応じた内容での交通安全教育を行うとともに、夜間の交通事故防止のために、夜光反射材の配布を行いました。

### ④火災の予防対策

---

火災予防運動を行うとともに、防火意識の普及として市広報媒体を通じた啓発を行いました。

### ⑤災害時の支援体制の整備

---

「避難行動要支援者名簿」の啓発・周知を行うとともに、必要に応じた要支援者名簿への登録を働きかけ、名簿の情報を最新のものに更新しています。

また、民生委員、町内会による自主防災・防犯組織、消防団等の関係機関や介護老人福祉施設等福祉避難所として協定を締結している施設との連携強化を進めました。

## 4 健康づくりの現状と評価

### (1) 栄養・食生活

主食・主菜・副菜をそろえて食べるバランスのよい食事の実践や薄味を心がけることで、低栄養予防・生活習慣病予防に努め、食を楽しみ心豊かに元気で生活が送れるよう、働きかけました。

高齢者に接する機会がある関係者への普及啓発活動として、栄養委員会各支部において、フレイル予防についての周知を行いました。

地域ケア個別会議において、サービスが必要となった方に対して、適切な支援を提案するためのアドバイザーの質の向上にも努めています。

### (2) 身体活動・運動

青壮年期と同様に、生活活動の活発化を促し日々の生活を活発と感じられたり、運動を始めようと思った時に仲間や運動の情報を容易に入手できる環境を整備することで、運動習慣者が増えるような取組を推進しました。また、運動習慣の定着化と地域交流を目的とした、こけないからだ講座等への積極的な参加を呼びかけ、筋力向上により足腰に痛みの少ない体づくりを推進しました。

具体的な取組として、ノルディックウォーク、こけないからだ講座、ふらっとカフェの普及を進めています。

ノルディックウォークについては、広報紙やこけないからだ講座において周知を行い、体験会も実施しています。

事業の実施においては、新型コロナウイルス感染予防に配慮した新しい生活様式を踏まえた活動への支援が必要であり、外出を控えている方への支援も行う必要があります。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ノルディックウォーク体験会 (こけないからだ講座にて)	26 地区	25 地区	7 地区
めざせ元気!!こけないからだ講座 実施箇所数	202 箇所	209 箇所	216 箇所
ふらっとカフェ設置箇所数	7 箇所	18 箇所	28 箇所

### (3) 歯と口の健康

生活習慣病対策として歯科保健を取り入れ、青壮年期からの8020運動を推進しています。市の集団健診にあわせて、歯とお口の健康相談を実施し、健診の待ち時間等を活用する工夫により、利用者は増加しています。

老年期は定期的な歯科受診をしている人は多いですが、青壮年期は定期的な歯科受診が難しい状況です。そのため、歯周病検診を実施していますが、受診者は少なく、広く啓発していく必要があります。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
歯とお口の健康相談利用者数	139 人	152 人	214 人

#### (4) たばこ・アルコール

「世界禁煙デー」「未成年飲酒・喫煙予防」等、様々な機会を通じて、禁煙したい人が禁煙行動を起こせる情報発信や環境整備を行いました。また、多量飲酒者について、本人と家族支援を進めるとともに、多量飲酒の危険性を啓発し、適量飲酒ができる人が増えるよう取り組みました。

早期からの喫煙は生涯の喫煙習慣に繋がりやすく、妊産婦の喫煙は胎児や乳幼児への影響が大きいことから、未成年者と妊産婦へ優先的に喫煙防止を啓発し、全体への広がりをおねらっています。

また、健康増進法の改正により、多くの施設において原則禁煙が義務づけられたことにあわせて、受動喫煙防止についての啓発を進めています。

#### (5) 健康管理

生活習慣を見直し、改善のために特定保健指導の利用を勧め、生活習慣の改善ができる人が増えるよう推進しました。また、糖尿病予防に重点をおき、医療機関への市の施策の周知や糖尿病予防（ヘルスアップ）教室、糖尿病性腎症等重症化予防事業を実施しました。

特定保健指導は、対象となっても関心が低いため働きかけが難しいですが、積極的な利用勧奨を行っていく必要があります。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定保健指導利用率	動機付け支援	16.2%	14.8%	20.6%
	積極的支援	16.3%	22.1%	13.3%
糖尿病予防教室参加人数		74 人	128 人	40 人

※令和元年度の糖尿病予防教室は、新型コロナウイルス感染症の影響により4回中2回中止。

#### (6) 休養・こころの健康づくり

今までの豊かな人生経験を活かすことで次世代への育成へもつなぐことから、楽しみや生きがい・やりがいのあるいきいきとした生活や自分らしい生き方ができ、家庭・地域での役割を見つけ担うことができる体制づくりや、ゲートキーパーの養成などの支援を関係機関と連携して進めました。

自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）にあわせて、広報紙、ホームページ及び市民ロビー展示等により、啓発を行いました。また、こころの健康に対する理解を深めるために、自殺予防セミナーを開催しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出が減少したり、人と触れ合う機会が減少するなど、こころのケアを必要としている方は増加していると考えられ、これらの方へのフォローも必要です。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自殺予防セミナー参加人数	167 人	157 人	168 人
市民ロビー展示回数	2 回	2 回	2 回



## 5 地域支援事業の現状と評価

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

#### ①一般介護予防事業

一般介護予防事業は、すべての高齢者とその支援者を対象としており、地域において住民主体の介護予防活動を支援しています。

各町内会の公会堂等を単位として実施している「めざせ元気!!こけないからだ講座」は、筋力向上をきっかけに、元気な時から切れ目ない介護予防を継続できるとともに、高齢者が地域の気軽に集える場所で交流することにより、認知症・うつ・閉じこもり予防にも効果があります。

講座活動を推進するために、体操に必要な重錘バンドや冊子・音楽CDを貸し出す等の物的支援と、介護予防インストラクター派遣等の人的支援を行っています。

講座の実施主体はあくまでも住民ですが、地域の活動継続を見守り・支援するため、市や地域包括支援センターの職員が定期的に訪問し、体力測定や介護予防・健康教育の講話等を実施しています。また、リーダー研修会の場で情報発信しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域住民による健康づくり活動への参加意向は半数を超えていますが、お世話役としての参加意向は低くなっており、活動を担うリーダーの育成支援も進める必要があります。

また、公会堂等まで行くことができない方の居場所づくりの支援として、より細かな単位において、ふらっとカフェを設置するための支援を実施しています。

これらの事業においては、実施地域を増やしていくとともに、新型コロナウイルス感染予防に配慮した新しい生活様式を踏まえた活動への支援が必要です。市や地域包括支援センターの職員が効果的に関わる仕組みの構築を目指しながら、外出を控えている方への支援も行う必要があります。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
めざせ元気!! こけないからだ講座	実施箇所数	202 箇所	209 箇所	216 箇所
	参加者数 (実人数)	3,903 人	3,874 人	3,837 人
	参加者数 (延人数)	109,481 人	110,434 人	104,278 人
ふらっとカフェ設置箇所数		7 箇所	18 箇所	28 箇所

## ②介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、平成29年度からスタートした新総合事業として実施しており、要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、生活上の多様な支援ニーズに応えるサービスの提供を行っています。

### ○ 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防訪問サービス (現行型訪問サービス)	36箇所 2,605人	26箇所 2,416人	25箇所 2,260人
生活支援サポーター訪問サービス (住民参加型訪問サービス)	8箇所 169人	8箇所 382人	8箇所 345人
専門職応援訪問サービス (短期集中型訪問サービス)	直営 4人	直営 4人	直営 1人

(上段) 事業所数、(下段) 延べ利用人員

### ○ 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供しています。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防通所サービス (現行型通所サービス)	44箇所 4,794人	39箇所 4,211人	38箇所 1,476人
ふれあい交流通所サービス (基準緩和型通所サービス)	4箇所 59人	5箇所 270人	9箇所 419人
元気いきいき通所サービス (短期集中型通所サービス)	3箇所 31人	4箇所 47人	10箇所 511人

(上段) 事業所数、(下段) 延べ利用人員

### ○ 介護予防ケアマネジメント

生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防やその重症化の防止、改善を図るために、要支援者に対し、新総合事業によるサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメントを行っています。

## (2) 認知症施策の推進

### ①認知症についての知識・理解の向上

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に対して見守る応援者となる、認知症サポーターの養成を積極的に行っており、年間 1,000 人以上の養成を維持できています。

サポーター養成講座の講師となる、認知症キャラバン・メイトは、必要な養成人数を確保できており、近年は新規養成を行っていません。

市民への啓発においては、世界アルツハイマーデーに合わせた認知症月間（9 月）に、街頭でのチラシ配布、公共施設でのパネル展示や、オレンジ色の物を身につけて街中を歩くオレンジウォーク等の啓発事業を、認知症地域支援推進員を中心に、地域の事業所と協力して展開するとともに、認知症フォーラムを開催し、認知症の当事者の方を講師として招くなど、当事者を理解し寄り添える支援者を醸成しています。

また、令和元年度より、地域の飲食店等の協力のもと、認知症の方がスタッフとして働き、市民への認知症の理解啓発と本人の社会参加を進める、「注文をまちがえるかもしれないレストラン」を認知症地域支援推進員を中心に企画・開催しています。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症サポーター 養成講座	実施回数	47 回	47 回	48 回
	受講人数 (年度養成数)	1,093 人	1,167 人	1,328 人
認知症キャラバン・メイト 養成講座	実施回数	1 回	0 回	0 回
	受講人数 (年度養成数)	41 人	0 人	0 人
世界アルツハイマーデー 認知症フォーラム	実施回数		1 回	1 回
	参加人数		340 人	450 人

### ②認知症の相談・支援体制の整備

地域包括支援センターに相談窓口を開設し、認知症相談日を設け、随時の相談とあわせて相談のしやすい環境を整備しています。また、令和元年度から若年性認知症相談日を新たに設け、若年性認知症に関する相談に対応しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、認知症の相談窓口の認知度は、36%と低くなっています。普及啓発活動や認知症サポーターと連携した体制構築を検討していく必要があります。

また、認知症に関する情報と支援内容をまとめたケアパスを作成し、市民、関係機関へ配布し、認知症についての正しい知識、利用できるサービスや支援の情報を周知しています。令和元年度には内容の更新を行い、配布を継続しています。

認知症への専門的な対応が早期に必要な方には、認知症初期集中支援チームにおいて、訪問による状況の確認や相談支援を行い、必要に応じて医療、介護へのつなぎを行うことにより、本人及び家族への支援を行っています。毎月チーム員会議を開催し、支援の方向や経過の確認を行っています。取組を進めるために、認知症の方に関わる職員のスキル向上を図っていく必要があるとともに、相談と支援の連携を深めて、認知症の初期段階の支援をより充実させていく必要があります。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症初期集中支援チーム 新規支援ケース数	24 人	29 人	23 人

### ③見守りシステムの構築

認知症等見守りが必要な高齢者の異常や変化を早期に発見し、対応することができる仕組みづくりとして、日頃から住民と接する機会の多い地域の企業や事業者が連携して認知症高齢者等を見守り、支える津山市見守り協定「つやま✿見守ろうねット」を構築しています。

見守り協定締結事業所数は、増えてきており、事業所からの連絡により、緊急時の早期発見や対応につながっています。

また、認知症等で道に迷う恐れのある高齢者の方を事前に登録し、検索が必要となった場合は協力者に行方不明者の情報をメールで配信を行い、見守りの目を増やすことで早期発見につなげる「認知症高齢者等SOSメール事業」を実施しています。事前登録者、協力者共に増加しています。

実際に行方不明になられた方についてのメールを配信し、メールを見た協力者が本人を発見し保護に至っています。

加えて、認知症等により道に迷っている高齢者を発見した時の声かけや対応を体験する「認知症あったか声かけ模擬訓練」を開催し、認知症に関する正しい理解の啓発、地域ぐるみの対応力向上を図っています。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
つやま✿見守ろうねット協定事業者数 (累計)		52 事業所	53 事業所	59 事業所
認知症高齢者等 SOS メール事業 (累計)	事前登録者数	2 人	12 人	23 人
	協力者数	1,867 人	3,014 人	4,028 人
認知症あったか声かけ模擬訓練 開催回数		2 回	4 回	2 回

### ④認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族、地区住民、医療・福祉の専門職が幅広く参加し、認知症の理解を深め合い、交流のできる場として「認知症カフェ」の活動を支援し、居場所の確保を進めています。令和元年度時点で6箇所のカフェが活動しています。

新規立ち上げに向け、既存の高齢者サロン等に働きかけを行ってきましたが、運営に係る様々な課題があり、新規立ち上げにはつながっていません。

しかし、利用したくても移動手段がない認知症の人もおられ、新規に立ち上げが必要な地域や、状況把握も今後の課題となっています。

また、支援を拡大していくため、おかやま認知症コールセンターの設置や、当事者のピアサポートを行っている「認知症の人と家族の会」について、活動の周知等協力を行っています。

### (3) 包括支援事業

#### ○ 総合相談支援業務

地域包括支援センター本所及びサブセンターで、電話・窓口・訪問により専門的・継続的な相談を受けています。

総合相談件数は減少している状況ですが、地域の高齢者を取り巻く問題が複雑化しており、地域包括支援センター単独の関わりでは支援困難なケースが増加しています。また、重症化して相談、情報提供があるケースもあり、総合相談の役割は引き続き重要な役割を担います。今後は、地域の相談窓口であるサブセンターの体制強化を図り、相談窓口の周知とともに、関係機関との連携を深めていくことがより重要となります。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総合相談		11,479件	9,119件	8,627件
内訳	来所	1,003件	964件	846件
	電話	4,928件	4,104件	4,368件
	訪問	4,098件	3,204件	3,065件
	その他	1,450件	847件	360件
実態把握		1,549件	1,263件	488件

#### ○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域包括支援センターでは、ケアマネジャーとの情報交換会を年3回開催し、また、関係機関の会議への出席等、日頃から連絡を密にした関係づくりを行っています。

今後は、関係機関に地域包括支援センターの役割を引き続き周知するとともに、職員の資質向上が求められています。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
情報交換会実施回数	3回	3回	2回
延べ参加者数	244人	217人	140人

#### ○ 地域包括支援センターの運営管理

地域包括支援センターの運営管理について、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会において、総合的な相談支援体制を充実させるために運営状況を確認し、適正な運営となるよう努めました。

### (4) 任意事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、本市の特性に応じた任意事業として次の事業を行っています。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
食の自立支援サービス (配食サービス)	利用者数	24人	21人	12人
	配食数	2,169食	1,561食	1,545食
家族介護教室	開催回数	1回	8回	4回
	受講人数	120人	148人	117人
家族介護慰労金支給事業	支給件数	3件	4件	3件
成年後見制度利用支援事業	対象者数	19人	19人	28人
	金額	4,007千円	3,954千円	5,845千円

## 6 高齢者福祉サービスの現状と評価

### (1) 高齢者の日常生活支援

#### ○ 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイサービス）

居宅での見守りが困難となった場合に、住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、生活管理指導等を行って要介護状態への進行を予防するなど、高齢者及びその家族の福祉の向上のために実施しています。近年は利用がありませんが、高齢者虐待等に迅速に対応のできる緊急避難場所としても位置付けています。

#### ○ 緊急通報装置の貸与

在宅の一人暮らし高齢者等の日常生活における不安感の解消や、急病、災害等緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、登録していただいた協力員へボタン一つで連絡できる緊急通報装置を貸与することにより、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援しています。近年は、独居高齢者が増加している中で、必要性が高まっています。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
緊急通報装置貸与件数	14 件	16 件	16 件

#### ○ 住宅改造助成事業（住宅改修・改造）

身体機能の低下に対応し小規模な住宅改修を実施した場合、介護保険制度のサービスが活用できます。また、介護保険サービスの住宅改修の限度額以上に費用を要した場合、介護保険制度の上乗せサービスとして、その一部を助成しています。

助成にあたっては、事前に利用者や家族、身体状況に合わせた改修プランとなるよう適切な助言・指導を行い、効果的な事業実施となるよう努めました。助成後の効果検証についても、今後取り組んでいく必要があります。

助成件数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
要介護 3～5	3 件	4 件	4 件
要介護 1～2、及び要支援	6 件	3 件	1 件
合計	9 件	7 件	5 件

#### ○ ふれあい収集

高齢や身体障害などの理由でヘルパーの支援を受けている世帯において、指定のゴミ置き場へのゴミ出しが困難な場合に限り、関係機関と連携を取りながら戸別収集を行っています。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	6 名	6 名	7 名

#### ○ 敬老事業

満 100 歳の誕生日を迎えた人を訪問し、長年にわたる地域社会への貢献に敬意を表するとともに、敬愛を込めて記念品を贈呈しています。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
100 歳訪問者数	30 人	34 人	39 人

### ○ 介護用品支給事業

要介護 3～5 で住民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を支給しています。支給の要件に介護保険料の完納条件及び主な介護者の所得要件を設け、負担の公平性も図っています。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	218 名	196 名	194 名

## (2) 高齢者の権利擁護

### ○ 高齢者虐待防止事業

地域包括支援センターや権利擁護センターを中心として、研修会、出前講座の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を進め、相談窓口を広く周知し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応や予防に取り組んでいます。

また、困難事案の対応にあたっては関係機関や専門職による「高齢者虐待防止チーム」の定例会により、支援検討を行っています。また、被虐待者の身の安全を確保するため、緊急避難先としてショートステイ等を活用しています。

高齢者虐待では、その要因に高齢者とその家族で様々な課題を抱えていることが多く、早期段階での対応と継続した支援が必要な事案が増加しています。

地域包括支援センター相談対応件数		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者虐待相談対応件数	実対応件数	34 件	50 件	52 件
	延べ対応件数	1,781 件	1,962 件	1,034 件
内訳（重複有り）	身体的	464 件	621 件	426 件
	経済的	463 件	438 件	170 件
	心理的	475 件	559 件	312 件
	介護放棄・放任	379 件	344 件	126 件

高齢者虐待認定件数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養護者等による虐待	33 件	25 件	28 件
介護施設従事者等による虐待	0 件	1 件	3 件
合計（件）	33 件	26 件	31 件

### ○ 成年後見制度の利用推進

平成 29 年 4 月に設立された津山市権利擁護センターと連携し、成年後見制度の推進と市民後見人の養成・支援を行っています。制度利用希望者に対する相談・申立支援や申立できる親族がいない高齢者等について、市長申立による成年後見制度の利用を促進しています。

後見の担い手となる市民後見人について、養成講座の開催などにより、引き続き養成に努めています。また、専門職後見人との連携やフォローアップ研修の開催など、市民後見人の活動支援を行い、あわせて制度利用希望者の支援まで可能な体制を整備するよう努め、市民後見人が安心して活動できる環境整備を進めています。

制度の利用に必要な費用に対する支援については、一時的に申立費用の立替えを行っている法テラス（日本司法支援センター）の存在の周知や、経済的な理由で後見人等報酬の支払いが困難な方に対する成年後見制度利用支援事業による報酬助成を実施し、引き続き制度の利用促進を図ります。

制度の利用希望者の増加や社会環境の変化に伴い、後見人の不足や制度の浸透不足が課題となっています。成年後見制度の広報・相談機能を充実させ、制度の利用促進・後見人支援機能の強化をより一層図ることを目的として、津山市権利擁護センターを有効に活用した中核機関の設置に向けて、準備を進めています。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市民後見人登録者数	4 人	5 人	1 人
市民後見人登録者延数	29 人	34 人	35 人
成年後見市長申立件数	7 件	6 件	3 件

### ○ 悪質商法等の被害予防

定期的な消費生活センターとの情報交換会により、被害状況の確認や事例検討、研修会の企画を協働し、連携を図っています。

啓発活動としては、定期的にチラシを配布するとともに、ふれあいサロン、老人クラブ等に講話を行い、地域での見守りにつながるよう働きかけを行っています。

実際に市民から消費者被害の予防ができた事例について連絡を受けることもあり、今後も継続した働きかけが必要です。

消費者被害については、被害状況や予防策を迅速に住民に伝えることが重要となり、啓発を進めるために、見守り協定締結事業者等の関係機関との連携強化も求められています。

### (3) 福祉施設等の充実

#### ● 養護老人ホーム

養護老人ホームは、家族や住居の関係で現在置かれている状況では在宅で生活できない環境にあり、経済的にも困窮している高齢者のための施設です。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
各年度 4 月 1 日現在入所者数	146 人	144 人	139 人

#### ● 高齢者生活福祉センター

家族の支援を受けることが困難で、在宅生活に不安がある高齢者の生活の場として、久米高齢者生活福祉センター「やすらぎの丘」の居住部門を設置しています。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	9 人	6 人	9 人
延べ利用者数	1,599 人	1,490 人	1,038 人

#### ● 福祉関係入浴施設

市民の健康の増進、交流及び介護予防の拠点施設として設置しており、阿波保健福祉センター・浴室棟（あば温泉）、高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」の2施設があります。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
阿波保健福祉センター・浴室棟利用者数	37,612 人	33,929 人	31,578 人
高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」利用者数	57,622 人	55,932 人	54,837 人



## 7 介護保険サービスの現状と評価

### (1) 人口・高齢化率等

本市の総人口は減少傾向にあり、令和2年10月1日現在は99,994人となっています。一方で、高齢者人口は、前期高齢者及び後期高齢者ともに増加しています。

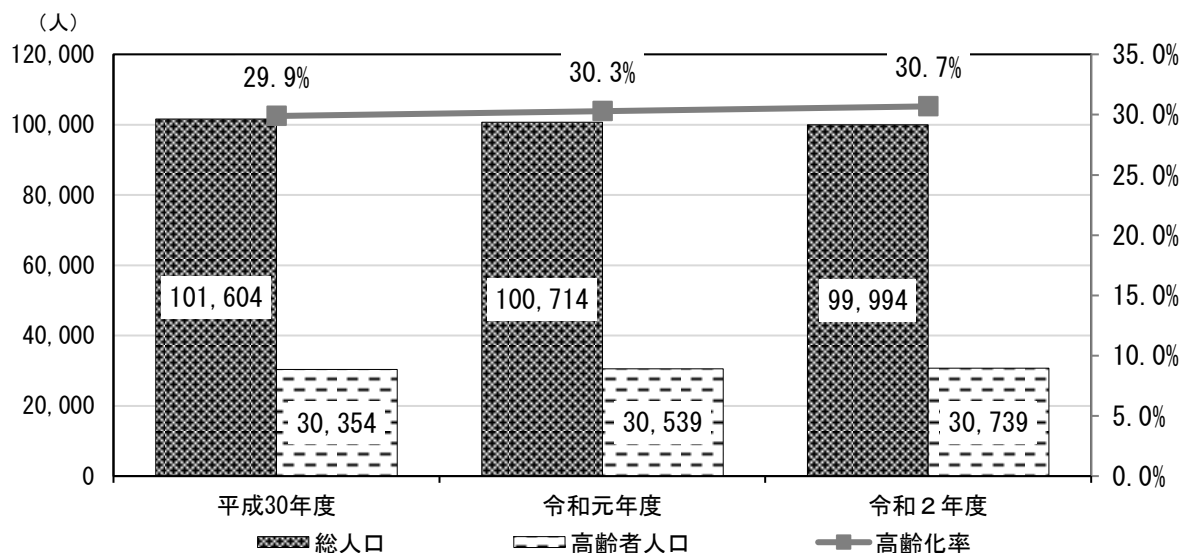
また、市全体及び全ての圏域においての高齢化率も上昇し、最も高い加茂・阿波圏域では44.1%となっています。

#### 【本市の人口・高齢化率等の推移】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	実績(人)	101,604	100,714	99,994
高齢者人口	実績(人)	30,354	30,539	30,739
前期高齢者	実績(人)	14,543	14,478	14,643
後期高齢者	実績(人)	15,811	16,061	16,096
高齢化率	実績(人)	29.9%	30.3%	30.7%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### 【総人口・高齢者人口・高齢化率の推移】



#### 【日常生活圏域ごとの高齢化率の推移】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
東部圏域	25.3%	25.8%	26.3%
西部圏域	29.4%	29.8%	30.2%
南部圏域	34.6%	34.9%	35.6%
北部圏域	23.5%	23.9%	24.3%
中央部圏域	32.0%	32.5%	32.7%
加茂・阿波圏域	42.5%	43.5%	44.1%
勝北圏域	36.3%	36.9%	37.5%
久米圏域	38.8%	39.6%	40.6%
津山市全域 (%)	29.9%	30.3%	30.7%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 要介護認定者数及び認定率の状況

要介護認定者数は、近年はやや減少傾向にあり、令和2年9月末で6,247人となっています。要介護度別にみると、令和2年度は令和元年度より要介護2及び要介護4が特に減少しています。

認定率は、要介護認定者数の減少により、減少傾向にあります。

### 【要介護度別認定者数】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
要支援	要支援1	実績(人)	764	762	806
		推計(人)	717	719	721
		実績/推計	106.5%	106.0%	111.8%
	要支援2	実績(人)	798	763	744
		推計(人)	731	733	735
		実績/推計	109.2%	104.1%	101.2%
	計	実績(人)	1,562	1,525	1,550
		推計(人)	1,448	1,452	1,456
		実績/推計	107.9%	105.0%	106.5%
要介護	要介護1	実績(人)	1,388	1,393	1,416
		推計(人)	1,342	1,354	1,358
		実績/推計	103.4%	102.9%	104.3%
	要介護2	実績(人)	1,035	1,063	984
		推計(人)	1,115	1,123	1,126
		実績/推計	92.8%	94.7%	87.4%
	要介護3	実績(人)	806	786	802
		推計(人)	840	855	867
		実績/推計	96.0%	91.9%	92.5%
	要介護4	実績(人)	753	795	754
		推計(人)	719	732	738
		実績/推計	104.7%	108.6%	102.2%
	要介護5	実績(人)	756	705	741
		推計(人)	810	823	830
		実績/推計	93.3%	85.7%	89.3%
	計	実績(人)	4,738	4,742	4,697
		推計(人)	4,826	4,887	4,919
		実績/推計	98.2%	97.0%	95.5%
	合計	実績(人)	6,300	6,267	6,247
		推計(人)	6,274	6,339	6,375
		実績/推計	100.4%	98.9%	98.0%

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）※認定者数は、第1号被保険者も含む

### 【認定率の実績と推計】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定率（第1号被保険者）	実績	20.4%	20.2%	20.0%
	推計	20.3%	20.5%	20.5%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）及び介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

## (3) 介護サービス給付費の状況

介護予防サービス及び介護サービス等の給付費の状況は、次のとおりです。

## ①介護予防サービス等

## ア 介護予防サービス

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防訪問介護	実績	186		
	推計			
	実績/推計			
介護予防訪問入浴介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
介護予防訪問看護	実績	4,082	3,738	4,295
	推計	2,987	2,988	2,988
	実績/推計	136.7%	125.1%	143.7%
介護予防訪問リハビリテーション	実績	524	119	479
	推計	0	0	0
	実績/推計			
介護予防居宅療養管理指導	実績	752	864	1,001
	推計	657	657	657
	実績/推計	114.5%	131.5%	152.4%
介護予防通所介護	実績	223		
	推計			
	実績/推計			
介護予防通所リハビリテーション	実績	96,104	111,406	103,568
	推計	71,481	71,958	72,186
	実績/推計	134.4%	154.8%	143.5%
介護予防短期入所生活介護	実績	2,698	4,177	2,728
	推計	1,867	1,868	1,868
	実績/推計	144.5%	223.6%	146.0%
介護予防短期入所療養介護（老健）	実績	629	327	93
	推計	412	412	412
	実績/推計	152.7%	79.4%	22.6%
介護予防短期入所療養介護 （介護療養型医療施設等）	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	実績	0	0	0
	推計			
	実績/推計			

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防特定施設入居者生活介護	実績	32,143	26,989	35,685
	推計	29,478	29,492	29,492
	実績／推計	109.0%	91.5%	121.0%
介護予防福祉用具貸与	実績	19,689	23,815	28,022
	推計	15,479	15,523	15,576
	実績／推計	127.2%	153.4%	179.9%
特定介護予防福祉用具購入費	実績	3,170	3,119	3,950
	推計	3,265	3,265	3,265
	実績／推計	97.1%	95.5%	121.0%

## イ 地域密着型介護予防サービス

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防認知症対応型通所介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績／推計			
介護予防小規模多機能型居宅介護	実績	16,112	17,913	16,737
	推計	6,754	6,757	6,757
	実績／推計	238.6%	265.1%	247.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	実績	2,017	2,581	7,803
	推計	4,779	4,781	4,781
	実績／推計	42.2%	54.0%	163.2%

## ウ 介護予防住宅改修

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防住宅改修費	実績	15,371	15,660	16,443
	推計	12,194	12,194	12,194
	実績／推計	126.1%	128.4%	134.8%

## エ 介護予防支援

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防支援	実績	29,653	33,220	34,122
	推計	32,403	32,524	32,629
	実績／推計	91.5%	102.1%	104.6%

## 【介護予防サービス等給付費の合計】

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
合計（ア～エ）	実績	223,353	243,928	254,926
	推計	181,756	182,419	182,805
	実績／推計	122.9%	133.7%	139.5%

## ②介護サービス等

## ア 居宅サービス

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
訪問介護	実績	525,620	568,835	610,303
	推計	509,440	522,044	529,464
	実績／推計	103.2%	109.0%	115.3%
訪問入浴介護	実績	19,400	18,065	16,019
	推計	25,006	26,229	27,534
	実績／推計	77.6%	68.9%	58.2%
訪問看護	実績	131,129	133,134	146,838
	推計	130,838	134,578	137,186
	実績／推計	100.2%	98.9%	107.0%
訪問リハビリテーション	実績	9,947	9,532	11,162
	推計	10,319	10,324	10,907
	実績／推計	96.4%	92.3%	102.3%
居宅療養管理指導	実績	20,647	22,354	26,072
	推計	21,582	21,919	22,101
	実績／推計	95.7%	102.0%	118.0%
通所介護	実績	787,321	776,938	775,866
	推計	796,076	811,415	820,612
	実績／推計	98.9%	95.8%	94.5%
通所リハビリテーション	実績	471,897	468,296	450,706
	推計	515,350	520,231	521,629
	実績／推計	91.6%	90.0%	86.4%
短期入所生活介護	実績	257,380	247,899	235,963
	推計	204,238	208,704	213,138
	実績／推計	126.0%	118.8%	110.7%
短期入所療養介護（老健）	実績	72,994	76,932	66,751
	推計	82,911	83,860	86,737
	実績／推計	88.0%	91.7%	77.0%
短期入所療養介護 （介護療養型医療施設等）	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績／推計			
短期入所療養介護（介護医療院）	実績	0	0	0
	推計			
	実績／推計			
特定施設入居者生活介護	実績	568,575	574,956	601,431
	推計	581,603	581,864	581,864
	実績／推計	97.8%	98.8%	103.4%

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
福祉用具貸与	実績	199,836	204,973	204,781
	推計	203,847	208,844	212,367
	実績/推計	98.0%	98.1%	96.4%
特定福祉用具購入費	実績	10,898	10,322	11,698
	推計	11,588	11,985	11,985
	実績/推計	94.0%	86.1%	97.6%

## イ 地域密着型サービス

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
夜間対応型訪問介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
認知症対応型通所介護	実績	55,787	57,268	60,629
	推計	52,362	54,787	54,787
	実績/推計	106.5%	104.5%	110.7%
小規模多機能型居宅介護	実績	219,902	208,398	197,075
	推計	225,548	232,773	238,806
	実績/推計	97.5%	89.5%	82.5%
認知症対応型共同生活介護	実績	934,197	934,549	949,510
	推計	931,330	931,747	931,747
	実績/推計	100.3%	100.3%	101.9%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	実績	219,734	225,908	226,825
	推計	215,079	215,175	215,175
	実績/推計	102.2%	105.0%	105.4%
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
看護小規模多機能型居宅介護	実績	0	269	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
地域密着型通所介護	実績	279,581	300,842	314,684
	推計	339,748	345,971	349,530
	実績/推計	82.3%	87.0%	90.0%

## ウ 住宅改修

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
住宅改修費	実績	23,320	21,282	18,322
	推計	25,115	26,080	26,080
	実績／推計	92.9%	81.6%	70.3%

## エ 居宅介護支援

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
居宅介護支援	実績	354,362	366,097	374,390
	推計	370,257	374,643	377,230
	実績／推計	95.7%	97.7%	99.2%

## オ 介護保険施設サービス

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護老人福祉施設	実績	2,108,408	2,173,102	2,245,268
	推計	2,056,301	2,057,221	2,057,221
	実績／推計	102.5%	105.6%	109.1%
介護老人保健施設	実績	1,289,696	1,206,437	1,222,870
	推計	1,231,488	1,232,040	1,232,040
	実績／推計	104.7%	97.9%	99.3%
介護療養型医療施設	実績	52,616	27,821	2,416
	推計	26,337	26,349	26,349
	実績／推計	199.8%	105.6%	9.2%
介護医療院	実績	16,045	142,363	149,038
	推計	0	0	0
	実績／推計			

## 【居宅サービス・施設サービス等の給付費の合計】

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
合計(ア～オ)	実績	8,629,292	8,776,572	8,918,617
	推計	8,566,363	8,638,783	8,684,489
	実績／推計	100.7%	101.6%	102.7%

## ③その他費用

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
特定入所者介護サービス費	実績	341,663	343,520	350,933
	推計	354,933	363,083	369,496
	実績/推計	96.3%	94.6%	95.0%
高額介護サービス費	実績	195,033	207,764	219,871
	推計	190,924	195,308	198,758
	実績/推計	102.2%	106.4%	110.6%
高額医療合算介護サービス費	実績	9,365	36,323	34,648
	推計	35,433	36,246	36,886
	実績/推計	26.4%	100.2%	93.9%
審査支払手数料	実績	8,339	9,940	9,968
	推計	9,576	9,652	9,728
	実績/推計	87.1%	103.0%	102.5%
合計	実績	554,400	597,547	615,420
	推計	590,866	604,289	614,868
	実績/推計	93.8%	98.9%	100.1%

## ④地域支援事業

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防・日常生活支援 総合事業費	実績	188,338	133,232	124,943
	推計	233,128	234,908	235,581
	実績/推計	80.8%	56.7%	53.0%
包括的支援事業・任意事業費	実績	175,032	184,815	188,765
	推計	259,513	261,496	262,825
	実績/推計	67.4%	70.7%	71.8%
合計	実績	363,370	318,047	313,708
	推計	492,641	496,404	498,406
	実績/推計	73.8%	64.1%	62.9%



#### (4) 介護保険サービス事業者の状況

令和2年4月1日現在の事業者数及び施設数を記載しています。

##### ● 居宅介護支援事業者

在宅サービスを希望する利用者の介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づいてサービス事業者との連絡調整を行ったり、施設入所を希望する場合には施設への紹介やその他の便宜を提供する事業者

区分	事業者数
事業者数	41 事業所

##### ● 介護予防支援事業者

要支援 1・2 の認定となった方に対し、サービス計画を作成し、介護予防を実施する事業者の紹介や連絡調整を行う事業者

区分	設置箇所
津山市地域包括支援センター	1 箇所
サブセンター	8 箇所

##### ● 在宅サービス

サービスの種類	事業者数
訪問介護	28 事業所
訪問入浴介護	3 事業所
訪問看護	89 事業所
訪問リハビリテーション	71 事業所
通所介護（デイサービス）	22 事業所
通所リハビリテーション（デイケア）	148 事業所
短期入所生活介護（ショートステイ）	11 施設
短期入所療養介護（ショートステイ）	15 施設
特定施設入居者生活介護	10 施設
認知症対応型共同生活介護	20 事業所
地域密着型通所介護	19 事業所
認知症対応型通所介護	3 施設
小規模多機能型居宅介護	7 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	4 施設
福祉用具の貸与・購入	9 社

##### ● 施設サービス

サービスの種類	事業者数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	9 施設
介護老人保健施設（老人保健施設）	6 施設
介護療養型医療施設（療養病床等）	0 施設
介護医療院	1 施設

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 第8期計画策定のポイント

#### (1) 国の基本指針における第8期計画において記載を充実する事項

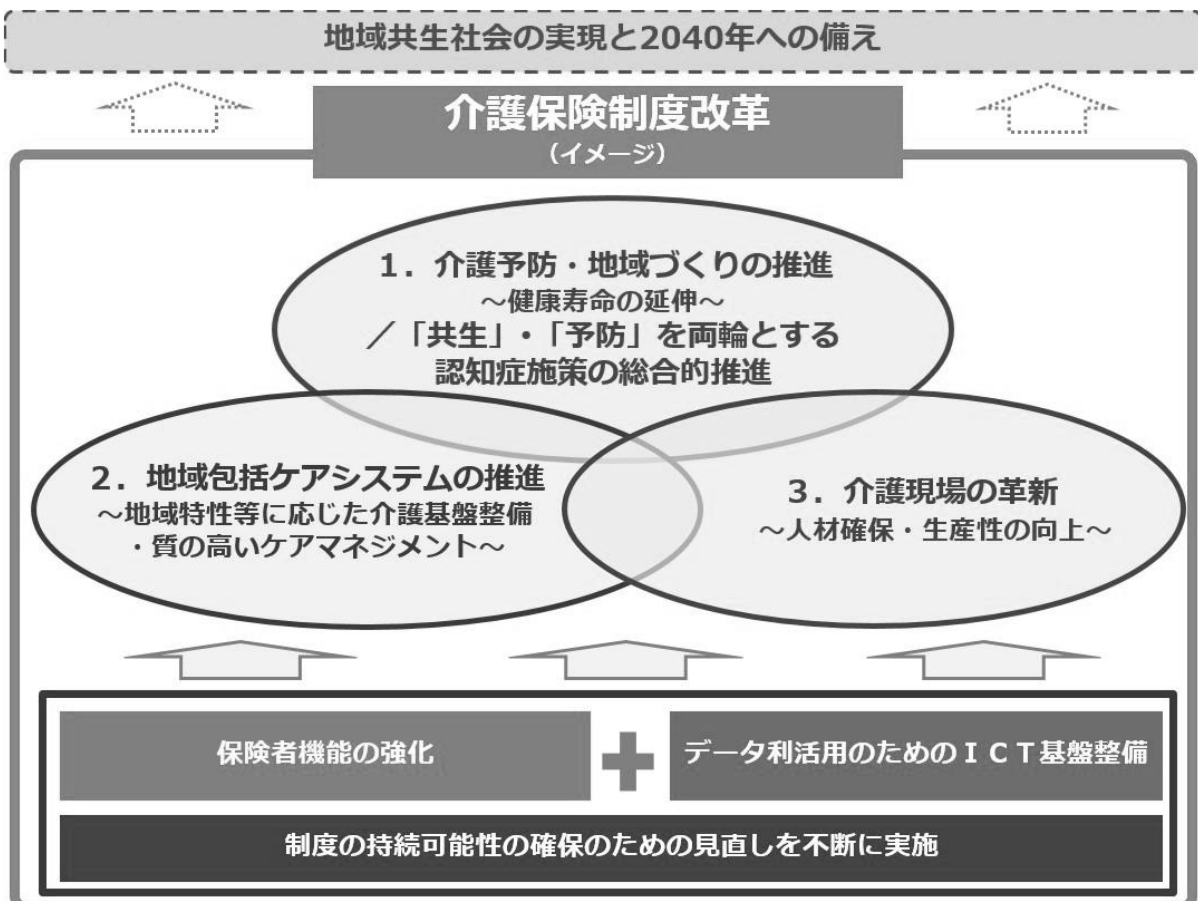
本計画の策定に係る国の基本指針においては、以下の7項目について記載を充実することとされています。

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

#### (2) 介護保険制度改定の方向性

国の社会保障審議会介護保険部会においては、介護保険制度改正の全体像として以下のとおり示しています。

#### 【介護保険制度改正の全体像】



## 2 基本理念

# 高齢者が できる限り 住み慣れた地域で はつらつ暮らせる 支え合いのまち つやま

これまで、介護保険や障害福祉、子育て支援等、国は各制度で福祉施策の充実を進めてきました。しかし、従来の「縦割り」のサービス提供体制では、制度の対象でない生活課題や、複合的な課題、多様化・複雑化したニーズへの対応が困難となっています。

そのため、今後は、地域住民が「我がこと」として地域づくりを主体的に取り組む仕組みをつくとともに、市町村が地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進める必要があります。

本市では、総合的なまちづくりの指針となる「津山市第5次総合計画」を策定し、「彩りあふれる花開く 津山の創造 ～市民一人ひとりの想いがかなう夢と希望の花が咲き誇るまち～」をめざすまちの姿とし、「健やかで安心できる支え合いのまちづくり」を開花プログラムの1つに掲げています。

加えて、介護保険及び高齢者福祉を含む地域福祉を計画的に推進するために、「第2次津山市地域福祉計画」を策定し、「誰もが健やかで安心できる支え合いのまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念として地域福祉の推進を図っています。

本計画では、これらを踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、津山版の地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）の構築を推進します。

また、地域づくりにおいて、市民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、すべての市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することを目的とします。

市民一人ひとりが地域の課題を我がこととして捉え、お互いが支え合いながら、高齢者が地域で健やかに、安心して生活を送り続けることができるよう、「高齢者が できる限り 住み慣れた地域で はつらつ暮らせる 支え合いのまち つやま」を基本理念とします。

### 3 基本目標

#### 基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためには、地域住民、医療及び介護などの様々な主体が連携し、包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築が必要であることから、本市においても様々な取組を推進し、全市及び各地域においての体制整備を進めています。

本計画においては、地域包括支援センターを中核としたネットワークの強化を図るとともに、医療と介護の連携を深め、子どもから高齢者まで一人ひとりが地域活動に参加する地域共生のまちづくりを推進していくことにより、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

また、システムを支える人材確保及び資質向上への支援も進めていきます。

さらに、システムの深化に加えて、災害時や感染症への対策を進めて、高齢者にとっても安全な生活環境の整備を推進していきます。

#### 基本目標2 健康づくりの推進

高齢になってもはつらつと暮らしていくためには、高齢者自らが健康づくりに取り組むとともに、その取組への支援が必要です。

本計画においては、日常の食生活、身体活動及び生活習慣に係る支援を推進するとともに、こころの健康についての支援も進め、高齢者の健康づくりを総合的にサポートしていきます。

また、壮年期や若い世代に対しても、自分の健康管理ができるように、健康診査の受診や運動習慣の定着支援を行い、高齢になってもはつらつと暮らせるような健康づくりを推進していきます。

#### 基本目標3 地域支援事業の推進

高齢者が住み慣れた地域ではつらつと暮らし続けるためには、介護が必要な状態とならない、介護が必要となった場合でも重症とならないための、介護予防の取組が重要となります。

加えて、社会的な課題となっている認知症についての施策も欠かせないものです。

本計画においては、介護予防の取組を市民と一体となって進めるとともに、認知症についての理解促進、初期支援及び見守りと家族への支援を推進していきます。

また、様々な相談に対応するための相談窓口の周知及び適切な支援を包括的かつ継続的に行うためのケアマネジメント支援を、関係機関との連携のもとに進めていきます。

#### 基本目標4 高齢者福祉サービスの充実

---

高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活の支援に加えて、自身の持つ権利が護られている状態であることが不可欠となります。

本計画においては、高齢者自身及びその家族の生活を支援するための取組を推進していきます。

また、地域包括支援センター及び権利擁護センターを始めとした関係機関と連携を図り、高齢者虐待防止への啓発やチームでの支援体制の強化、成年後見制度の利用促進による、高齢者の権利を守るための取組を推進します。

#### 基本目標5 介護保険サービスの充実

---

本市においての高齢者人口は、令和7（2025）年まで微増傾向になると見込まれ、介護保険のサービスも一定の需要が続くと考えられます。介護予防及び生活支援を進めていくことはもとより、サービスが必要となった方への支援も引き続き必要となります。

本計画においては、本市における介護保険サービスが、持続可能かつ良質なものとして維持できるよう、サービス提供体制の充実と質の向上を図るとともに、介護を必要とする方を適切に認定し、本人が真に必要とする「過不足のないサービス」を適切に提供することができる体制を強化していきます。

## 4 施策の体系

基本理念

高齢者が

できる限り

はつらつ暮らせる

住み慣れた地域で

支え合いのまち

つやま

## 基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

- (1) 地域包括ケアシステムのネットワーク強化
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 地域共生社会の実現
- (4) 安全な生活環境の整備

## 基本目標2 健康づくりの推進

- (1) 栄養・食生活
- (2) 身体活動・運動
- (3) 歯と口の健康
- (4) たばこ・アルコール
- (5) 健康管理
- (6) 休養・こころの健康づくり

## 基本目標3 地域支援事業の推進

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 包括的支援事業
- (4) 任意事業

## 基本目標4 高齢者福祉サービスの充実

- (1) 高齢者の日常生活支援
- (2) 高齢者の権利擁護
- (3) 福祉施設等の活用

## 基本目標5 介護保険サービスの充実

- (1) 居宅サービス及び施設・居住系サービス確保のための方策
- (2) 地域密着型サービス確保のための方策
- (3) 介護保険事業の円滑な運営

## 第4章 計画の取組

### 1 地域包括ケアシステムの構築

高齢化の進行により、孤立死や老老介護、ひきこもり、自殺、さらにはヤングケアラーの増加など、地域生活課題は多様化、複雑化、重複化してきています。こうした問題に対応し、地域での暮らしを支援していくためには、ニーズの早期発見・早期支援や連携・協働支援の仕組が不可欠です。

このため、国が進める地域包括ケアシステムとともに「津山版地域包括ケアシステム」の一層の充実、推進を図っていきます。

#### (1) 地域包括ケアシステムのネットワーク強化

個人や地域が抱える課題の解決に向けて、包括的かつ継続的な支援を行うため、地域包括支援センターを中核として、関係機関が連携・協働するネットワークを強化し、「津山版地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

##### ①地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおいて中核となる組織であることから、市と地域包括支援センターの綿密な連携体制を維持していきます。また、各事業の実施状況評価を行い、状況に応じた実施体制を整えとともに、事業の効果的な実施に努めていきます。

##### ②地域包括ケア会議の充実

支援を必要としている方は、様々な課題を抱えています。その方に対して支援を行うためには、公的なサービスや地域においてのサポートが必要となります。そのために、地域、関係機関及び専門職が共に考え、協働し、一人ひとりが自立した生活を送るための支援を行います。

また、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、それぞれの地域が抱える課題や資源を明らかにし、地域において対応策を検討し、多職種協働による支援ネットワークの構築を進めるための支援を行います。

事業	取組の方向性
小地域ケア会議の実施	<p>地域住民が主体となり、地域の課題を検討し、専門職、行政等とともに課題解決につなげている「小地域ケア会議」について、市内全域（連合町内会 44 支部）での開催を目指して推進していきます。</p> <p>また、既設の地域においても、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな生活様式に合わせた形での会議の開催支援や、生活様式の変化等に各地域において対応していくための対策を検討し、支援も行っていきます。</p>
地域ケア個別会議の実施	<p>地域においてその人らしい自立した日常生活を営むために必要な支援に関するプラン検討を、地域、関係機関及び専門職が共に考え、その支援方法を介護支援専門員や介護サービス事業者とも共有するための「地域ケア個別会議」において、サービスの質の向上を目指します。</p>

### ③地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実

地域包括支援センター及びサブセンターを中心として、地域における身近な総合相談窓口として、電話や来所による相談受付、必要に応じた家庭訪問等を行い、介護保険制度、介護予防、権利擁護などの保健・医療・福祉の総合的な相談を受け、関係機関と連絡調整を行います。

さらに近年では、8050問題をはじめ複合的な課題を抱える世帯の増加により、地域からの相談が多様化、複雑化、重複化していることから、特に相談の入口を担当するサブセンターの体制強化が求められています。サブセンター各拠点の職員体制の充実を図り、他機関・団体・職種との連携による包括的相談支援体制の構築を進めます。

### ④広報・情報提供の充実

「広報つやま」や「市ホームページ」等の媒体を用いた情報提供や出前講座などを活用するほか、高齢者に身近な地域包括支援センター、ケアマネジャーを通じてきめ細やかな情報提供を行います。

また、介護保険サービスについて紹介・説明するためのパンフレットは、毎年度更新し、常に最新の情報を提供できる体制を維持していきます。

行政サービスの各窓口において、わかりやすい案内や説明、掲示物の工夫、老眼鏡の設置等、高齢者が利用しやすい体制を整えます。また、市民への文書や行政刊行物の、文字の大きさや表現、デザイン等、見やすさ、わかりやすさに一層の配慮をします。

### ⑤地域包括ケアシステムを支える人材確保及び資質向上への支援

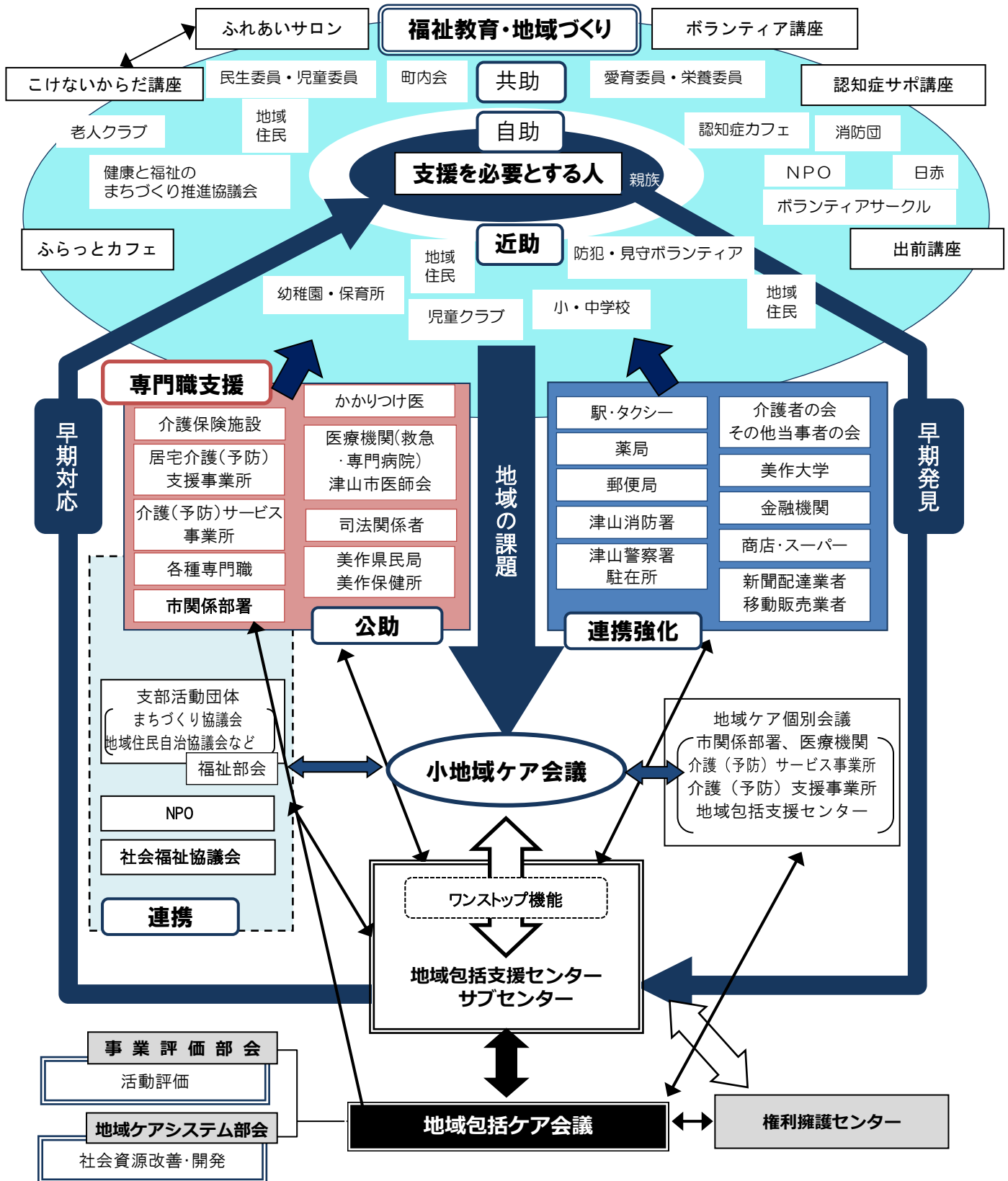
地域包括ケアシステムを構築し、深化させていくには、システムを支える人を確保し、育てていく必要があります。

本市全体及び各地域における人材確保の取組を様々な形で支援し、持続可能な地域包括ケアシステムへとつなげていきます。

事業	取組の方向性
人材確保への支援	<p>岡山県福祉・介護人材確保推進協議会やハローワーク等と連携し、情報収集・発信を行っていきます。</p> <p>県と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進めます。</p> <p>加えて、住民主体の取組への積極的な支援を行い、地域における担い手の確保と課題解決能力の向上を図ります。</p>
資質向上への支援	<p>在宅医療・介護連携推進事業において開催する研修会等、様々なスキルアップのための機会を確保し、資質向上につなげていきます。</p> <p>併せて、多職種・同職種間の連携を強化し、顔の見える関係性づくりを進める事で、互いに質の高いサービス提供を目指す仲間づくりへの支援を行っていきます。</p>



【津山版地域包括ケアシステム イメージ図】

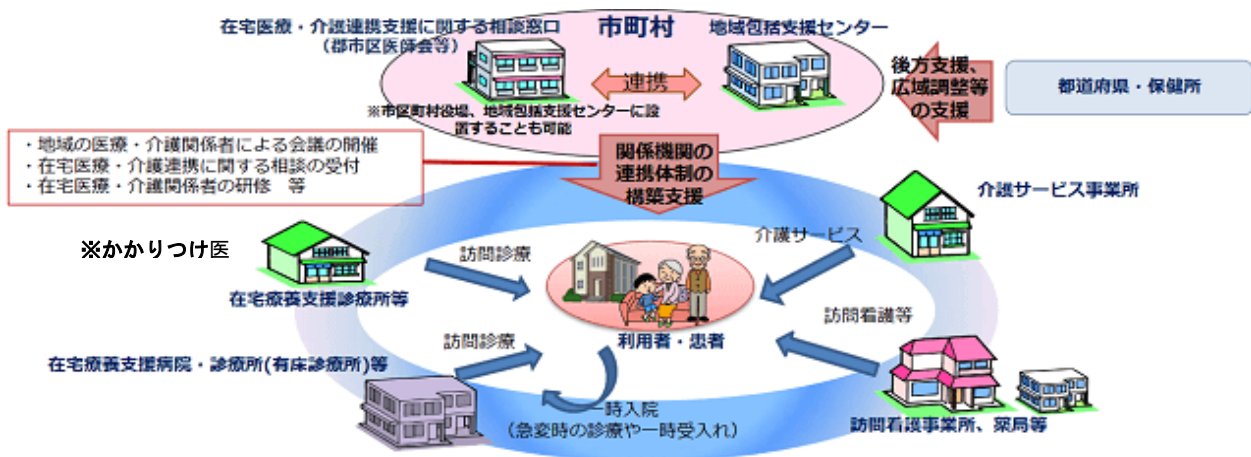


※ 津山市では、地域ケア会議について、個別のケース検討を行うものを「地域ケア個別会議」、市全体レベルで開催するものを「地域包括ケア会議」と表現しています。

## (2) 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域でその人らしい生活が人生の最期まで続けることができるように医療・介護の連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護体制の構築を目指して、「津山市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に、令和2年度から「地域包括ケア検討部会」、「情報共有部会」、「啓発・研修部会」に再編し、さまざまな取組を進めています。

### 【在宅医療・介護連携のイメージ図】



### ①在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を検討します。検討した取組については、地域における医療・介護関係者の理解と協力を得ながら、実現できるように努めます。

事業	取組の方向性
地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業者等の住所、相談・連絡窓口、サービス内容等を把握し、関係者同士が連携しやすいよう支援していきます。また、住民に向けたマップなどを作成し、在宅医療や介護についての普及啓発を行っていきます。
在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出及び対応策等の検討を行っていきます。
医療・介護関係者の情報共有の支援	個人の基本情報や、連携シート、情報共有ツールを整備し、医療・介護関係者間の情報共有を支援します。また、津山市入退院支援ルールの活用を推進し、入院・転院・退院時における医療と介護の連携体制の構築を図ります。
相談支援	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談を受け、関係機関につなげていきます。

在宅医療支援	<p>津山市医師会の協力を得て、診療時間外等の緊急対応、看取り体制等、在宅医療支援の体制整備を推進します。</p> <p>また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加に伴い自宅での慢性疾患の療養やターミナルケア等の支援を推進するため、在宅医療の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化し、地域の医療情報の収集と提供を図ります。</p>
かかりつけ医の普及	<p>かかりつけ医は、診療の他に地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん健診、母子保健、学校保健、産業保険、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行うことで地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進することが求められています。</p> <p>このため、かかりつけ医の活動支援体制を充実し、地域住民がかかりつけ医を持つことができるよう普及啓発に努めます。</p>

※「かかりつけ医」とは、体調の管理や病気の治療・予防など、自分や家族の健康に関して日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる身近で頼りになる地域医療・保健・福祉を担う医師のことです。地域包括ケアシステムにおいても、かかりつけ医が中心となって医療・介護の連携や介護予防等を推進していくことが重要になります。

## ②医療・介護関係者のネットワークづくり

これまで定期的に研修会を実施してきたことにより、医療・介護関係者間での連携は進んできています。

医療・介護関係者に加えて、地域を含めた連携を目指し、引き続き関係者間で顔と顔がつながり、互いの役割を共有し、スムーズな連携による、よりよい支援を目指して、研修会を実施していきます。

事業	取組の方向性
研修会の開催	<p>医療・介護関係者資質向上研修会や多職種連携研修会を開催し、関係者の顔のわかる関係を深める取組を行います。</p> <p>オンライン会議の活用、分散会場形式での開催など、新たな形での資質向上及び顔のわかる関係づくりのための研修会実施を検討していきます。</p>

## ③地域住民への普及啓発

人生の最終段階における自分らしい生活のあり方を選択し、自身が望む生活を継続するためのサービスが選択できるよう、医療や介護に関する情報を発信していきます。

事業	取組の方向性
市民フォーラム	<p>在宅医療やアドバンス・ケア・プランニング（人生の終末期においてあなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い共有する取組）など、必要に応じたテーマを設定して、普及啓発を行います。</p> <p>フォーラムの開催方法についても、新型コロナウイルス感染対策を考慮した形で実施できるようにしていきます。</p>
出前講座（健康教育）	出前講座等で地域へ出向いての普及啓発にも取り組んでいきます。

### (3) 地域共生社会の実現

高齢者の日常生活を支える生活支援サービスを充実させるとともに、子どもから高齢者まで一人ひとりが地域活動に参加する地域共生のまちづくりを推進し、「支える側」と「支えられる側」が柔軟に関わることのできる、支え合いの関係づくりを進めていきます。

#### ①地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域ではつらつと暮らすため、高齢者をはじめとした地域住民が“我が事・丸ごと”の意識をもち、地域福祉活動に参加し、支援が必要な人を支えることができる仕組みづくりを推進します。また、高齢者世帯における課題について、包括的な支援体制づくりを進めていきます。

事業	取組の方向性
地域との連携	民生委員、愛育委員・栄養委員等の地域住民を主体とした自主的な取組や、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、商工業、企業、農家等、地域で活動する様々な方との連携を図り、高齢者に対して包括的かつ継続的なサービスが提供できるように努めます。
住民への啓発	学習会や講演会、高齢者との交流会等の開催により住民の福祉意識の高揚を図り、地域における福祉活動への参加を促進します。 高齢者だけでなく、幅広い年齢層への啓発も進めていきます。
地域の交流の場の確保	地域支援の環境づくりや高齢者等の地域交流を進めるためには、高齢者が集える場所が必要です。ふれあいサロンの他、公的施設や空き家・空き店舗等の有効活用など、地域交流の場の確保に取り組みます。
人材の育成・確保	ボランティアや地域リーダーの育成とネットワーク化を推進するため、社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動に必要な知識や専門的技術を身につける研修会等を実施するとともに、市民がボランティアやNPO活動に参加しやすい環境の整備にも努めます。
高齢者の見守り体制の構築	「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」の活動強化に向けた支援に加えて、民生委員と地域包括支援センター等が連携しての見守り活動、「こけないからだ講座」及び「ふらっとカフェ」等の活動の推進による居場所を通じての相互見守り体制の強化を図ります。 また、日頃から住民と接する機会の多い企業や事業者が業務の中で地域の高齢者を見守る「つやま見守り協定」の輪を広げていきます。

#### ②生活支援サービスの体制整備

高齢者の在宅での自立した生活を支えるため、市を中心として、サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制を構築します。

また、生活支援・介護予防の基盤整備に向けて、市全域（第1層）、日常生活圏域（第2層）ごとに、生活支援コーディネーターを配置し、情報共有及び連携強化を進めていきます。

事業	取組の方向性
生活支援サポーターの養成	元気高齢者等を対象に生活支援の担い手になる生活支援サポーターの養成を引き続き行います。
生活支援コーディネーター	日常生活圏域ごとに、地域ニーズの把握、サポーターの養成、地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域に応じた支援を進めていきます。
情報共有・連携強化	「定期的な情報の共有・連携強化の場」を設けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するよう支援します。

### ③高齢者が活躍できる地域づくり

高齢化が進む中、これまでの人生で多くの知恵と経験を培ってきた高齢者の方が、自らの能力を発揮できる機会をつくることは、働く世代の減少による人材不足の課題解決のためにも必要です。高齢者がそれぞれの個性を発揮でき、自らの生きがいをづくり、地域の担い手となるよう、環境の整備に努めていきます。

事業	取組の方向性
シルバー人材センターへの支援	<p>シルバー人材センターの活動を継続して支援するとともに、ワンコインサービス等、生活支援サービスの担い手としての活動についても連携を図ります。</p> <p>また、子育て、介護分野など人手不足となっている分野で活躍して頂くための支援も推進します。</p>
ボランティア活動の推進	<p>ボランティア活動の基本的な知識に関する講座を開催するなど地域づくりの担い手としての意識を市民へ啓発し、活動へ参加するきっかけづくりを進めていきます。</p>
老人クラブ活動への支援	<p>老人クラブが行う社会活動への体験参加、生きがいをづくり、健康づくり・介護予防などの活動や、子どもの登下校の見守り、子ども会や児童クラブなどとの世代間交流活動について積極的に支援します。</p> <p>また、クラブ間の連携や情報共有への支援を行い、各地域においての活動を維持していくための支援を進めます。</p>
高齢者の就労への支援	<p>様々な形での就労を通して高齢者の社会参加促進のために、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討していきます。</p>

## (4) 安全な生活環境の整備

---

高齢者が地域で安心して生活するために、地域における居住・交通環境の整備及びバリアフリー化の推進等、安心・安全対策に取り組みます。

### ①安全で快適な生活環境の整備

---

高齢者が住み慣れた自宅・地域でできる限り生活できるよう、人にやさしいまちづくり条例に基づく都市施設整備を推進するとともに、住宅施策においても本条例の理念に基づき、住宅改修等での啓発・相談業務に取り組みます。

また、民間施設の整備に対し人にやさしいまちづくり条例に基づいた指導・助言を行い、適合施設には、審査結果通知書・検査結果通知書を発行します。

### ②高齢者の居住安定への支援

---

津山市都市計画マスタープランと連携し、多様な居住ニーズに対応した快適で良好な居住環境の整備を図るため、住宅相談会などを定期的に開催し市民への啓発に取り組みます。

### ③高齢者の交通施策の充実

---

津山市地域公共交通網形成計画と連携し、効率的・効果的な公共交通網を構築し、それを持続していくための施策に取り組みます。

また、交通不便地域などにおける交通弱者に対して、小型車両による乗合交通などの手法による公共交通の確保を目指し、誰もが利用しやすい公共交通の構築に向けての取組を行います。

また、年齢に応じた、交通安全教育を実施するほか、夜間の交通事故を防ぐため、夜光反射材の配布等を継続します。利用者への取組、交通事業者への施策に取り組みます。

また、多くの方が利用しやすい公共交通への改善に取り組みます。

### ④火災の予防対策

---

火災予防運動や、市広報紙などを活用した防火意識の普及に取り組みます。

### ⑤災害時の支援体制の整備

---

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者に関する情報を把握して「避難行動要支援者名簿」を作成及び定期的な更新を行い、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努めます。

また、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努めるとともに、災害発生後の安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

これらの取組を進めるために、民生委員、町内会による自主防災・防犯組織、消防団等の関係機関や介護老人福祉施設等福祉避難所として協定を締結している施設との連携の強化にも努めます。

介護事業所に対しては、実地指導等の機会を通じて介護事業所で策定している非常災害に関する具体的計画を定期的を確認します。また、避難訓練の実施状況や必要な物資の備蓄・調達状況を確認するとともに、災害対策に関する情報の提供に努めます。

### ⑥感染症対策と支援体制の整備

---

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、日頃から関係部署、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、日頃の見守り情報や避難行動要支援者台帳を活用し、適切な支援につなげられるように対策を検討していきます。

また、感染症がまん延した際には、あらゆる媒体を活用して正確かつ迅速に情報提供を行うことはもちろん、高齢の要援護者に対しても、必要とする情報が確実に行き届くような体制を整備します。

新型コロナウイルス感染症については、高齢者の生活に深刻な影響を与えているため、各種実施事業において、予防対策に配慮しつつ、高齢者の生活と身体を守るための支援を重点的に行っていきます。

介護事業所に対しては、実地指導等の機会を通じて介護事業所で策定している感染症対応マニュアル等を確認し、訓練の実施や職員への感染症に対する研修の充実を促します。

## 2 健康づくりの推進

### (1) 栄養・食生活

主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事をとることにより、低栄養や生活習慣病を予防することができ、食を楽しみ心豊かで元気な生活を送ることにつながることから、健康教育等で普及啓発に努めます。

栄養・食生活については、生活の状況や健康状態により個別性の高い問題がみられるため、地域ケア個別会議等での検討及び支援体制の整備に努めます。

第2次健康つやま21における目標	令和4年度末目標値
主食・主菜・副菜をそろえて食べる回数が増える	朝・昼・夕の合計が15.5回/週以上

### (2) 身体活動・運動

運動習慣の定着化と地域交流を目的とした、こけないからだ講座等への積極的な参加を呼びかけ、筋力向上により足腰に痛みの少ない体づくりを推進します。

第2次健康つやま21における目標	令和4年度末目標値
日常生活を活発に送っていると感じる人が増える	80%以上
健康情報を気軽に入手できると感じる人が増える	50%以上
こけないからだ講座に参加している人が増える	220箇所以上 4200人以上参加
運動習慣者が増える	50%以上
足腰に痛みのない人が増える	腰痛20%以下、手足の痛み15%以下

### (3) 歯と口の健康

市民へ歯と口の健康づくりについて周知啓発を行います。歯周病検診対象者への啓発を行い、受診勧奨に努めます。歯科保健の取組として、青壮年期から生活習慣病対策や健康寿命延伸のために、8020運動を推進します。

第2次健康つやま21における目標	令和4年度末目標値
歯の健康に気をつけている人が増える	60%以上

### (4) たばこ・アルコール

禁煙したい人が禁煙行動を起こせる情報発信や環境整備を行うとともに、多量飲酒に対する本人と家族への支援を行います。受動喫煙防止を促すとともに、適正飲酒の文化が広まるように啓発していきます。

第2次健康つやま21における目標	令和4年度末目標値
健康のために禁煙できる人が増える (喫煙をやめたい人がやめる)	成人期の喫煙率：12%以下
お酒の適量が分かり、楽しくお酒を飲む人が増える	適量飲酒している人が現状(60.8%)より増える



## (5) 健康管理

定期的に健（検）診を受けることで、自分の健康状態の把握や病気の早期発見・治療につながるため、健（検）診受診率の向上に努めます。

特定保健指導については、個別指導のみならず、集団指導や、積極的な電話勧奨等を実施し、生活習慣の改善に取り組む人が増えるように努めます。

また、糖尿病については血糖値のコントロールができる人を増やし、合併症の発症を予防するため、一次予防から重症化予防まで、体系的な対策を整備します。

第2次健康つやま21における目標	令和4年度末目標値
市が実施するがん検診を受ける人が増える	30%以上
特定健康診査を受ける人が増える	60%以上
特定保健指導を受ける人が増える	60%以上
血糖コントロールができている人の割合が増える	99.5%維持
糖尿病性腎症による新規透析導入者が減る	(年間) 35人以下

## (6) 休養・こころの健康づくり

こころの健康づくりに関する知識の普及、早期発見や治療等について、相談支援体制の充実等の対策を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響でうつ傾向になっている方へのサポートも行っていきます。

また、研修会や講座の開催、ゲートキーパーの養成等により、身近なところで悩んでいる人に気づき、声掛けができる人が増えるように努めます。

第2次健康つやま21における目標	令和4年度末目標値
一人で悩まず相談できる人が増える	75%以上
自分にあった気分転換ができる人が増える	80%以上
睡眠による休養を十分にとれている人が増える	80%以上
身近に集える場所があり、周囲の人との交流を図ることのできる人が増える	ふれあいサロン開設：増加 こけないからだ講座実施地区：増加
こころの不調に気づき、支え手になることのできる人が増える	80%以上

### 3 地域支援事業の推進

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業では、65歳以上のすべての方が利用できる一般介護予防事業と、要支援認定を受けた方、基本チェックリストにより対象者と判定された方が利用できる介護予防・生活支援サービス事業があります。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、自身でできることを活かしながら生活することが重要であることから、自身でできることがなるべく多くなるようにするための介護予防への取組と、自分らしく暮らしていくための日常生活への支援の充実を図っていきます。

#### ①一般介護予防事業

住み慣れた地域でできる限り自立して生活を送ることができるよう、高齢者の生活機能向上を図るために、介護予防事業を推進していきます。

事業		取組の方向性
介護予防把握事業		<p>関係機関との連携や地域への訪問を通じて、効果的かつ効率的な地域の情報把握に努めます。</p> <p>また、閉じこもり等の何らかの支援が必要な人を早期に把握するため、小地域ケア会議に参加し、地域住民や関係機関と連携を密にし、早期発見・早期対応できる体制を充実させていきます。</p>
介護予防普及啓発事業		<p>介護予防事業について、パンフレット等の広報活動や、講座を実施し、事業に関する理解と普及啓発に努めます。</p>
地域介護予防活動支援事業	めざせ元気!! こけないからだ講座	<p>「めざせ元気!! こけないからだ講座」は、地域の仲間と一緒に体操し、介護予防や認知症予防、閉じこもり予防に加えて、住民同士の見守り活動の役割も兼ねて住民主体で運営しています。各種専門職による健康教育などの効果的な取組を継続していきます。</p> <p>この講座は、みんなで集まって行う事を前提としており、新型コロナウイルス感染予防に配慮した、新しい生活様式を踏まえた活動への支援を行い、未実施地区への働きかけも並行して進めます。</p> <p>また、講座の運営の担い手となる、お世話役の養成の仕組みづくりも検討していきます。</p> <p>加えて、講座の会場まで行けない、外出を控えている方などに対しても、自宅で運動を促すために、インターネット等を活用して広報活動を進めます。</p>
	ふらっとカフェ	<p>講座より細かな単位で高齢者の居場所づくりとして実施している、「ふらっとカフェ」についても、新型コロナウイルス感染予防に配慮した、新しい生活様式を踏まえた活動への支援を行い、既存の活動を続けて頂けるようにするとともに、新規設置への支援も並行して進めます。</p>
地域リハビリテーション活動支援事業		<p>介護予防の取組にリハビリ専門職を活用し、各種事業を効果的に実施していきます。具体的には「めざせ元気!! こけないからだ講座」への作業療法士の参加や地域ケア個別会議へのリハビリ専門職の参加により技術的助言を行うなどの支援体制を維持していきます。</p>
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施		<p>こけないからだ講座等において、フレイル（虚弱）や低栄養などの地域特性や課題に合わせた講座メニューを加え、把握できた方の個別的な重度化防止を行うなど、保健事業の取組を展開していきます。</p>

## ②介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるように、生活上の多様な支援ニーズに応えるサービスを提供します。

サービスの説明、周知啓発を行うとともに、多様な主体によるサービスの提供についても働きかけを進めていきます。

### ア 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供してまいります。

事業	内容
介護予防訪問サービス (従前型訪問サービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつの介助など身体介護や掃除・洗濯・調理などの自立に向けた生活援助を行います。
生活支援サポーター訪問サービス (緩和型住民参加型訪問サービス)	生活支援サポーターが居宅を訪問し、ゴミ出しや掃除など簡易な家事援助を行います。
専門職応援訪問サービス (短期集中型訪問サービス)	リハビリ専門職や栄養士などの専門職が居宅を訪問し、日常生活動作、栄養改善などの助言や指導を行います。

### イ 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供してまいります。

事業	内容
介護予防通所サービス (従前型通所サービス)	通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴・排せつの介助、生活機能の維持・向上のための機能訓練を行います。
ふれあい交流通所サービス (基準緩和型通所サービス)	通所介護施設（デイサービスセンター）などで、日常生活上の支援や生活機能の維持・向上のための機能訓練、レクリエーションなどを行います。
元気いきいき通所サービス (短期集中型通所サービス)	通所介護施設（デイサービスセンター）などで、食事・入浴などの日常生活上の支援・改善及び買い物や洗濯などの生活機能の維持・向上をめざし、一定期間での機能訓練を行います。

### ウ 介護予防ケアマネジメント

要支援者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメントを行います。生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防やその重症化の防止、改善を図ります。

## (2) 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

こうした中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、国において、平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定。令和元年には認知症施策推進大綱が閣議決定され、以下の5つの柱を基本としています。

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

本市においても認知症施策推進大綱に沿って、認知症になっても、住み慣れた住まいや地域で、心豊かに安心して生活できることを目標に、認知症に関する正しい知識の普及啓発や支援体制整備など、認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めます。

### 【本市における認知症施策推進の考え方】

#### 大目標

認知症になっても、住み慣れた住まいや地域で心豊かに安心して生活することができる

#### わたしたちが目指すもの(中目標)

本人	認知症の人が、意思決定をし、役割をもっていきいきと暮らしていくことができる。
本人・家族	認知症の人や家族が、まわりの人たちに、あたたかく支えられながら自らの住まいや地域で生活することができる。
家族	家族が、適切な情報や相談体制、各種サービスなどにより、認知症を理解し、安心して介護ができる。
地域の人	地域の人が、気軽に相談されるよう、知識を深め、身近な支援者になることができる。
職域 (店舗、警察など)	職域関係者が、認知症の人も生活者のひとりとして自然に受け入れ、対応できる支援方法を身につけるとともに早期に相談することができる。
医療関係者	医療従事者が、認知症の知識を深め、介護と連携し、安心して医療を受けることができる体制をつくる。
行政 介護・福祉関係者	介護・福祉従事者が、認知症の知識を深め、本人の今まで生きてきた道を理解し、本人や家族の尊厳を支え、これから望む生活を支援することができる。

#### 連携

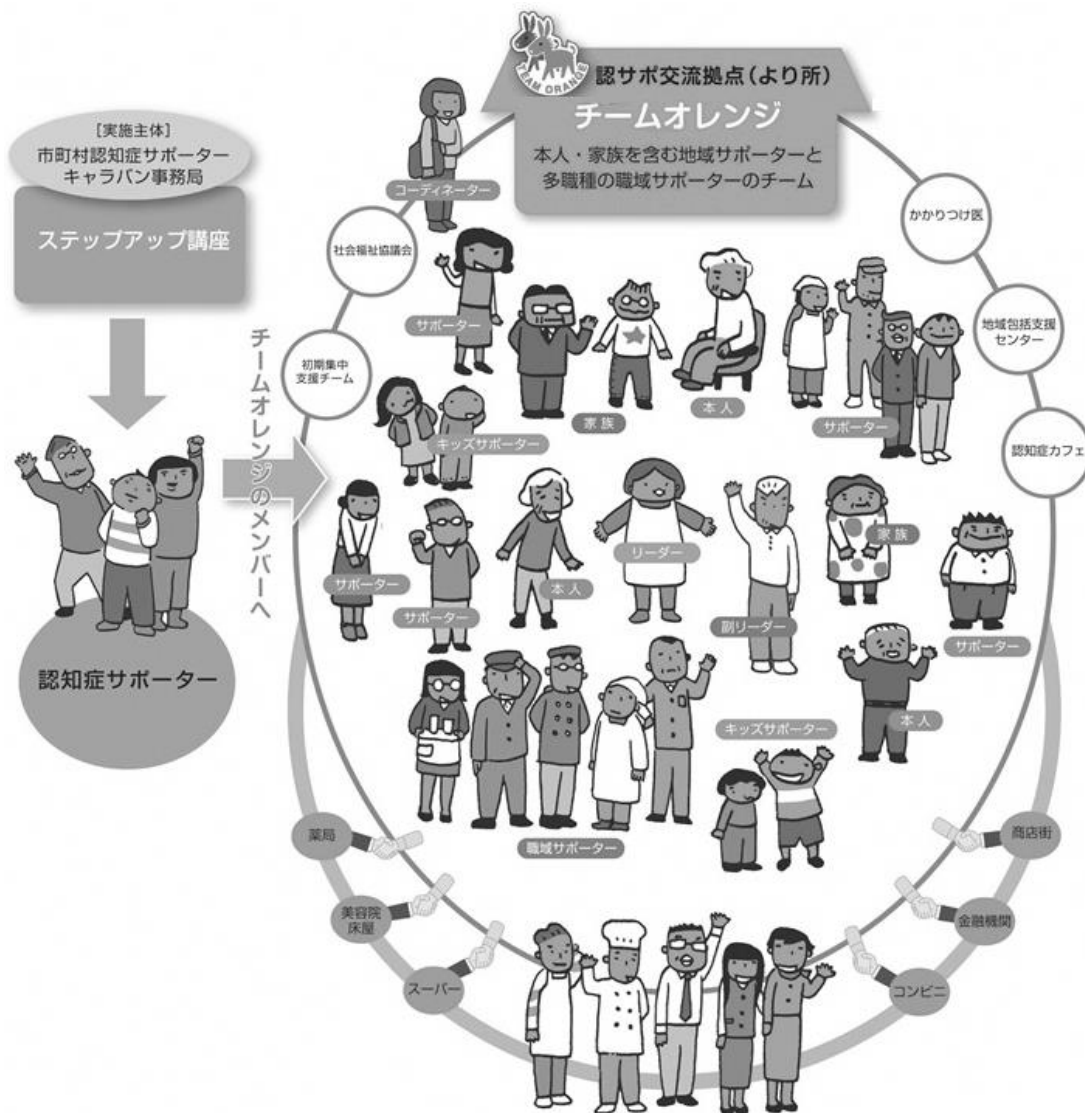
## ①認知症についての知識・理解の向上

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域での生活が続けられる、認知症バリアフリー社会を目指して、市民への認知症の正しい知識・支援方法・サービスなどの情報提供、認知症の人やその家族の理解者を増やすための周知啓発活動を進めていきます。

事業	取組の方向性
認知症サポーター養成講座	<p>認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成します。地域で認知症に関わる様々な業種や子ども、学生などの若年層を含め幅広い年代に向けて養成を進めていきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染予防対策を考慮した養成講座の開催方式について改めて検討するとともに、サポーター活動を活発にするために、サポーターとして養成された方のフォローアップや、サポーターの位置付け、活躍の場についても改めて検討していきます。</p>
キャラバン・メイト養成・組織の活性化	<p>キャラバン・メイトの養成については、サポーター養成講座の開催状況等を考慮して、新規養成を行います。</p> <p>キャラバン・メイトとして、積極的に認知症に関する予防・啓発活動に参画できるように組織的な活動への支援も進めます。</p>
チームオレンジ※1	<p>活動の中心となる認知症サポーターにステップアップ講座の受講を進め、そのサポーターを中心に地域でチームオレンジを立ち上げ、地域の認知症の人や家族の支援ニーズに寄り添った活動が行っていただけるよう支援していきます。</p>
世界アルツハイマーデー認知症啓発事業	<p>世界アルツハイマーデーのある9月に、認知症の正しい理解を広めるため市民を対象とした講演会や展示等の啓発イベントを開催します。</p> <p>開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を考慮しつつ、実施できるように努めていきます。</p>
「注文をまちがえるかもしれないレストラン」の開催	<p>認知症の理解啓発と本人の社会参加を進めるために、「注文をまちがえるかもしれないレストラン」を、認知症地域支援推進員を中心として引き続き開催していきます。</p> <p>また、このような事業を通して地域の企業や様々な業種に認知症への理解を広げると共に、就労等につながる社会参画・活躍の場や機会の拡充に向け事業への参画を進めていきます。</p>
若年性認知症への理解の促進	<p>近年新たな社会的課題となっている若年性認知症への理解と啓発を図るために、市民向けの講演会の開催、相談窓口の設置・啓発を行っていきます。</p>
他分野との連携	<p>幅広い年代において、認知症に関する知識・理解の向上を図るため、教育や地域づくり等の他分野と連携した取組を進めます。</p> <p>また、医療関係者・介護保険事業者等への認知症の理解啓発、社会資源の活用、対応のスキルアップのための研修等を行っていきます。</p>

※1 チームオレンジとは、認知症サポーターとして既に地域で活躍されている方々に、それぞれのサポーター活動の任意性を尊重しつつ、認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、具体的な活動を行っていく仕組みです。

【チームオレンジのイメージ図】



資料：『「チームオレンジ運営の手引き」より』

②認知症の相談・支援体制の整備

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の方が、相談しやすい体制づくりと必要な医療・介護の情報提供や調整等の支援を行う体制の強化を図ります。

事業	取組の方向性
相談窓口の充実	総合相談窓口の周知徹底を図り、認知症及び若年性認知症の人及び家族の方が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、認知症サポーターなどの地域において活動されている方が、相談窓口とのつなぎ役として活動するなど柔軟な相談体制の構築を検討していきます。
認知症初期集中支援チームの配置	チーム員の情報共有及びスキル向上を図るとともに、総合相談等の相談窓口との連携を強化し、認知症初期の方をより早期にサポートできる体制を構築していきます。
認知症地域支援推進員の配置	認知症疾患医療センター及び初期集中支援チーム等との連携を図り、地域における認知症に関する各種支援を行っていきます。
認知症ケアパスの普及	認知症の進行度合いに合わせた医療・介護・支援の流れをまとめた「認知症ケアパス」を様々な機会を活用し、認知症の人やその家族に必要な情報提供を行っていきます。

### ③見守りシステムの構築

認知症の人やその家族が安心して生活できるための見守り体制を強化していきます。

事業	取組の方向性
津山市見守り協定「つやま☆見守ろうねット」の強化	日頃から住民と接する機会が多い地域の企業や事業者が、業務の中で地域の高齢者を見守り、異常を発見したら市へ報告して頂く津山市見守り協定「つやま☆見守ろうねット」締結事業所の増加に向けた働きかけを行うとともに、市民への事業啓発、締結事業所への見守りに関する情報提供、ネットワークの強化のための連絡会等も行っています。
認知症高齢者等 SOS メール配信事業の普及	認知症等で道に迷う恐れのある高齢者を事前に登録し、捜索が必要になった場合は協力者に捜索依頼メールを配信して、早期発見に寄与するために、事業の啓発、協力者の増加に向けた取組を進めます。
認知症あったか声かけ模擬訓練の実施	認知症等により道に迷っている高齢者の捜索や発見した場面を想定した体験をすることで、実際に身近で行方不明者が発生したケースの早期発見・保護に役立てるため、認知症あったか声かけ模擬訓練を引き続き実施します。

### ④認知症の人やその家族への支援

認知症の人や家族の精神的・身体的な負担の軽減を目的に、認知症の人やその家族が、専門家や地域の人々と交流し、情報共有したりお互いに理解を深めたりする機会を広げていきます。

事業	取組の方向性
認知症カフェの活動支援	認知症の人やその家族、地区住民、医療や介護等の専門家が広く参加し、認知症の人やその家族が地域で孤立することがないように認知症の理解を深め合い、交流できる場である「認知症カフェ」の立ち上げ支援を行うとともに、既設のカフェへの活動支援も行っています。 立ち上げ支援にあたっては、地域の実情に応じた支援を行うことができるようにしっかりと地域の声を聞いていきます。
認知症の人と家族の会の活動支援	認知症の人とその家族が集まり、同じ経験・境遇にあるもの同士が悩みを相談し合い、情報や知識を習得したり癒されたりする場である「認知症の人と家族の会」の活動への支援を引き続き行っています。

### (3) 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきとその人らしい生活を継続でき、地域における、医療、介護、保健、福祉に関するサービスや相談等が包括的に提供できるよう、地域のネットワークの構築や包括的・継続的ケアマネジメントの実施等、その体制の充実を図ります。

事業	取組の方向性
総合相談支援業務	<p>高齢者の生活状態を把握することで、地域におけるネットワークの構築と、高齢者に関するさまざまな相談に対応します。</p> <p>常に各種制度・施策やサービス機関の情報を的確に提供し、地域包括支援センター及びサブセンター内における情報の保有・共有を図り、専門的な相談や相談支援ができるよう体制整備に努めます。</p> <p>また、相談から適切な支援につなげるためにサブセンターの体制及び関係機関との連携を強化します。</p> <p>加えて、相談窓口の周知を図り、来所を必要としない電話相談等の手段の周知を重点的に行います。</p>
権利擁護業務	<p>※4. 高齢者福祉サービスの充実(2) 高齢者の権利擁護において、取組を記載します。</p>
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>ケアマネジャーとの情報交換や、関係機関の会議出席など、関係者・関係機関との連携を密にしていくとともに、職員の資質向上を図って、よりよい支援体制の構築を図っていきます。</p>
地域包括支援センターの運営管理	<p>津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会において、地域包括支援センターの運営状況を毎年度確認し、適正な運営と支援体制の見直し、充実を図ります。</p>

### (4) 任意事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、津山市の特性に応じた任意事業として次の事業を推進します。

事業	取組の方向性
食の自立支援事業 (配食サービス)	<p>高齢者の食生活の改善、生活の孤立感を取り除くことを目的に、昼食の配食サービスを実施しています。</p> <p>また、利用者数が少数となっている状況を鑑み、対象者や事業内容の見直しを検討していきます。</p>
家族介護教室	<p>在宅で介護を行う家族等の不安を解消するため、家族介護教室を開催し、在宅介護における正しい介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識の普及を図るとともに、介護状態になっても家族介護による自宅での生活が可能となる環境づくりを進めています。</p> <p>また、関心が低い人への周知を行い、受講者の幅を広げることにより、参加者の増加を図ります。</p>
家族介護慰労金支給事業	<p>在宅で生活している要介護度4または5で、過去一年間介護サービスを利用しなかった高齢者を介護している家族の主介護者に慰労金を支給しています。</p> <p>対象者が適切に申請を行うことができるよう努めていきます。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>※4. 高齢者福祉サービスの充実(2) 高齢者の権利擁護において、取組を記載します。</p>



## 4 高齢者福祉サービスの充実

### (1) 高齢者の日常生活支援

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、高齢者とその家族を支援するため、次の事業を推進していきます。

事業	取組の方向性
生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイサービス）	<p>介護している家族が一時的に世話をできない時や、一人暮らし高齢者が一時的な在宅生活に不安がある場合に、短期間施設を利用し生活習慣の改善等を行うショートステイサービスを実施しています。</p> <p>高齢者虐待等に迅速に対応できる緊急避難場所としても位置付けているため、引き続き受入れのできる体制を維持していきます。</p>
緊急通報装置の貸与	<p>在宅の高齢者で、緊急時の連絡が不安な人に対して、緊急通報装置を貸与し、在宅での生活を支援しています。</p> <p>ケアマネジャー等の関係者への周知を図り、必要な方が貸与を受けられるように努めていきます。</p>
住宅改修・改造	<p>身体機能の低下に対応し小規模な住宅改修を実施した場合、介護保険制度のサービスが活用できます。既定の金額を上限として保険給付を行っています。また、住民税非課税の人に対しては、介護保険サービスの住宅改修の限度額以上に費用を要した場合、介護保険制度の上乗せサービスとして、その一部を助成しています。</p> <p>制度が有効に活用されるよう、ケアマネジャー等の関係者への周知を図っていきます。</p>
ふれあい収集	<p>高齢や身体障害などの理由でヘルパーの支援を受けている世帯において、指定のゴミ置き場へのゴミ出しが困難な場合に限り、戸別収集を行っています。引き続き関係機関と連携を取りながら実施していきます。</p>
敬老事業	<p>満100歳の誕生日を迎えた人を訪問し、長年にわたる地域社会への貢献に敬意を表すとともに、敬愛を込めて記念品を贈呈しています。</p> <p>引き続き取組を実施していきます。</p>
介護用品支給事業	<p>要介護3から要介護5までの人を在宅で介護している津山市内に在住する家族を対象に、紙おむつ等の支給を行なっています。</p> <p>制度の周知を図るとともに、適切な支給に努めていきます。</p>
家族介護者交流事業	<p>介護における心理的負担感の軽減等のために、介護者の交流を図る事を目的として、「津山市介護者の会」、「津山市認知症の人と家族の会」などの家族介護者団体と連携しながら交流の輪を広げています。</p> <p>他の事業とも連携しながら、介護者同士が支え合うことのできるネットワークづくりを進めます。</p>

## (2) 高齢者の権利擁護

高齢者が尊厳をもち、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、虐待の防止や成年後見制度の利用促進など、権利擁護施策の推進に取り組みます。

事業	取組の方向性
高齢者虐待防止事業	<p>地域包括支援センターや権利擁護センター等の関係機関との連携強化を図るとともに、市民や専門職等を対象とした研修会や講習会、出前講座の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を進め、高齢者虐待の早期発見、早期対応や予防を図ります。</p> <p>困難事案の対応にあたっては関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による「高齢者虐待防止チーム」を設置し、定例会や津山市権利擁護センター支援検討部会での支援検討を実施します。</p> <p>被虐待者の安全が危ぶまれる場合には、高齢者生活福祉センターやときわ園、特別養護老人ホーム等のショートステイを活用し、緊急避難を行い、被虐待者の安全を確保します。</p> <p>また、高齢者虐待では、養護者自身やその家族が精神疾患や障害、ひきこもり、金銭トラブルなど、様々な課題を抱えていることが多いため、虐待対応により、高齢者への虐待防止支援と並行して養護者の課題解決に向けた各支援機関の連携及び役割分担を進めます。</p>
成年後見制度の利用促進	<p>認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことができるよう、権利擁護センターや関係機関等との連携を図り、成年後見制度の利用促進に努めます。</p> <p>成年後見制度の広報・啓発、相談対応を強化することで、増加する成年後見ニーズに対応し、誰もが必要な支援を受けられるように中核機関を設置します。中核機関を中心に、地域連携ネットワークのコーディネーターや協議会を開催し、権利擁護に関する体制整備を進めるよう努めます。また、成年後見制度の利用者と同じ地域住民の立場で本人に寄り添いながら支援を行う市民後見人の養成・支援を行い、適切な貢献活動が行えるようにフォローアップを行います。</p> <p>なお、中核機関の設置にあたっては、これまでの権利擁護支援の蓄積等を踏まえ、権利擁護センターを有効に活用して取り組みます。</p>
悪徳商法等の被害予防	<p>高齢者が悪質商法・悪質訪問販売や契約トラブルに巻き込まれないために、必要な情報を提供し、防止に努めます。また、地域での見守り活動等、悪質訪問販売等が活動しにくい地域づくりについても検討していきます。</p> <p>高齢者と接する機会の多い地域包括支援センターをはじめとする関係機関に対しては、消費生活センターの紹介やクーリングオフ制度の紹介を行います。高齢者に対しては、地域包括支援センターが中心となって、消費者被害防止啓発かるたや寸劇の開催、消費者被害情報のチラシを作成・配布し、啓発活動に努めます。</p> <p>相談者等に対しては、パンフレット等を利用して制度の周知を行い、社会福祉協議会や津山市等が主催する無料法律相談会の紹介を行います。</p>

## (3) 福祉施設等の活用

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、家族の支援が得られない、経済的に生活できないなど、自宅での生活が難しくなった時に、多様な施設サービスにより、高齢者が安心して生活できるように支援します。令和2年度中の市内において、養護老人ホーム2か所、軽費老人ホーム（ケアハウス）6か所、老人福祉センター1か所設置されており、必要に応じた支援を行っていきます。

また、阿波保健センター・浴室棟（あば温泉）、高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」については、市民の健康の増進、交流及び介護予防のための拠点として運営していますが、地域の交流拠点施設として、一層の利用促進を図っていきます。

## 5 介護保険サービスの充実

### (1) 居宅サービス及び施設・居住系サービス確保のための方策

#### ①居宅サービス

居宅サービスについては、これまでの多様な事業主体の参入により、サービスの提供量が確保されており、今後も必要なサービス量が確保されると推計しています。

後期高齢者人口の増加に伴い要介護認定者も増加すると予測され、今後も多様な事業者の参入や事業拡大が促進されるよう、情報提供・相談援助により事業所への支援を行っていきます。

#### ②施設・居住系サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設サービスと（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護などの居住系サービスについては、将来における高齢者介護の姿を見据え、一体的に整備を進めることとなります。

すべての入所待機者の状況を解消することは望めませんが、これまでの施設整備によって、一定の目途が立ったと考えます。本計画においては、施設サービスの新規整備は行いません。

また、令和2年度中の市内において、住宅型有料老人ホームは9か所、サービス付き高齢者向け住宅は5か所あります。これらについては県と連携して、情報共有を図り、状況把握を行っていきます。

### (2) 地域密着型サービス確保のための方策

#### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の整備

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問看護を組み合わせて提供するサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護については、居宅サービス確保方策に沿った事業所支援を行います。

#### ②（介護予防）認知症対応型通所介護の整備

（介護予防）認知症対応型通所介護は、認知症の症状がある人を対象に、入浴や食事の提供、生活についての相談・助言、日常生活の世話と機能訓練などを行うデイサービスです。

本計画においては、居宅サービス確保方策に沿った事業所支援を行います。

#### ③（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備

（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を提供するサービスです。第7期計画期間中は加茂・阿波圏域について事業者の募集を行いました。第8期計画においては公募による整備は行いません。

また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数のサービスを組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、今後のニーズを踏まえ検討を行います。

#### ④地域密着型通所介護の整備

地域密着型通所介護は施設（デイサービスセンターなど）に通い、入浴、排せつ、食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行うサービスで、利用定員 18 名以下のものです。

本計画においては、居宅サービス確保方策に沿った事業所支援を行います。

#### ⑤（介護予防）認知症対応型共同生活介護の整備

（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、少人数（5 人～9 人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指すものです。

本計画においては、施設・居住系サービス確保方策のとおり、新規の施設整備は行わないものとします。

#### ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護の整備

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している要介護者等に対し、その施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、入居者がその施設において、有する能力に応じ自立した生活が送れるようになることを目指すサービスで、定員 29 名以下のものです。

本計画においては、施設・居住系サービス確保方策のとおり、新規の施設整備は行わないものとします。

#### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 名以下の介護老人福祉施設です。

本計画においては、施設・居住系サービス方策のとおり、新規の施設整備は行わないものとします。

#### ※ 地域密着型サービス（施設・居住系サービス）の必要利用定員総数

地域密着型サービス（施設・居住系サービス）の基盤整備についても、本計画においては、新規整備の予定はなく、引き続き状況把握を行っていきます。

（単位：床）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		
		増分	計	増分	計	増分	計	
（介護予防） 認知症対応 型共同生活 介護	必要利用定員総数	324	0	324	0	324	0	324
	東部圏域	72	0	72	0	72	0	72
	西部圏域	63	0	63	0	63	0	63
	南部圏域	36	0	36	0	36	0	36
	北部圏域	54	0	54	0	54	0	54
	中央部圏域	18	0	18	0	18	0	18
	加茂・阿波圏域	9	0	9	0	9	0	9
	勝北圏域 久米圏域	18 54	0 0	18 54	0 0	18 54	0 0	18 54
地域密着型 特定施設入 居者生活介 護	必要利用定員総数	111	0	111	0	111	0	111
	西部圏域	29	0	29	0	29	0	29
	北部圏域	24	0	24	0	24	0	24
	中央部圏域	29	0	29	0	29	0	29
	加茂・阿波圏域	29	0	29	0	29	0	29

※介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分は含みません。

※地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数が 0 の圏域及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は新規整備の予定がないため、記載していません。

### (3) 介護保険事業の円滑な運営

#### ①介護保険サービスの質の向上

介護保険制度に関するパンフレット等の定期的な発行、広報紙やホームページ等を活用しての情報提供を充実させ、介護保険制度やサービスについての最新情報を提供します。

また、介護サービス相談員の派遣により、サービス提供の状況を把握し、必要に応じて利用者の思いを事業者側に伝え、利用者と事業者の橋渡し役となり、介護サービスの質の向上を図ります。

#### ②介護給付の適正化

介護保険への信頼を高め、持続可能な制度とするために、介護を必要とする方を適切に認定し、本人が真に必要とする「過不足のないサービス」を適切に提供することができるよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要です。

国の指針及び県の計画と整合性を図りながら、要介護認定の適正化、ケアプランの点検等の主要5事業の取組を進めます。

事業	取組の方向性
要介護認定の適正化	適切に認定審査が行われるよう、職員が、認定訪問調査内容について、調査項目、特記事項の全数チェックを行います。また、調査員研修や認定審査会研修を実施し、認定基準の平準化に努めます。
ケアプランの点検	介護支援専門員の気づきを促すとともに自立支援に向けたケアプラン作成に向け、保険者による県のチェックシート等を活用したケアプラン点検を行うとともに、実地指導、研修会及びアドバイザー派遣事業を通じて点検体制を強化していきます。 ケアマネジメントの質の向上を目的に、市、地域包括支援センター、関係機関の協働により、地域の主任介護支援専門員と連携した効果的・効率的なケアプラン点検も実施していきます。
住宅改修の点検等	利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、全数の着工前点検を行い、必要により利用者宅の状況確認を行います。 また、作業療法士等の専門職が、改修前に利用者や家族と改修プランについて綿密な打ち合わせを行い、適切な助言や指導を行います。 加えて、改修後に、その効果や本人を取り巻く環境変化について把握し、より効果的な事業につなげるための仕組みも検討していきます。
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会の適正化システムによる情報により、給付状況の点検を引き続き行い、適正な給付に努めます。
介護給付費通知	利用者が自分の受けたサービスを改めて確認し、適切なサービスの利用を考えたり、事業者に必要なサービス提供を啓発するための介護給付費通知を、引き続き定期的に行っていきます。

### ③地域密着型サービス等の指定及び指導監督

---

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するためのサービスであり、市町村が事業者の指定及び指導監督を行うこととされています。

提供されるサービスの質を向上させるため、事業者に対する定期的な実地指導、介護事業従事者を対象とした研修会を行います。また、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会において、運営に係る審議を行い、適正な運営確保に努めます。

### ④相談体制の充実及び苦情処理

---

地域包括支援センターの総合相談窓口を中心として、関係機関の連携による相談体制の充実を図るとともに、地域住民等を含めた支え合いの仕組みづくりを進めることで、相談しやすい環境づくりを進めていきます。

また、被保険者の意見や相談苦情等には適切に対応し、介護保険サービスの質の向上につなげていきます。

### ⑤関係機関・部門との連携

---

あらゆる機会を関係機関との連携強化の機会ととらえ、関係機関との協働により、津山市ならではの地域包括ケアシステムの体制強化を図ります。

本市においても、福祉部門はもとより、税、交通、建設、防災等の関係部門との緊密な連携を図り、総合的に高齢者の暮らしを支援していきます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 目標の設定と評価

平成29年の介護保険法改正により、自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する評価を行うことで保険者機能強化を図ることとされています。

本計画では、以下のとおり目標を設定し、毎年その達成状況についての評価を行います。

#### (1) 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

※印は、各年度内目標

指 標	令和元年度 の現状	令和5年度 の目標値	該当施策
地域ケア個別会議開催回数（回）	※ 49	※ 50	1-(1)
小地域ケア会議設置数（箇所）	29	44	1-(1)
医療・介護連携研修会開催回数（回）	※ 4	※ 4	1-(1)
生活支援サポーター養成講座受講人数（人）	※ 46	※ 80	1-(1)
こけないからだ講座設置数（箇所）	216	227	3-(1)
ふらっとカフェ設置数（箇所）	28	80	3-(1)
認知症カフェ設置数（箇所）	5	6	3-(2)
認知症サポーター養成講座受講人数（人）	※ 1,328	※ 1,000	3-(2)
認知症サポーターステップアップ講座受講人数（人）	0	100	3-(2)

#### (2) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

※印は、各年度内目標

指 標	令和元年度 の現状	令和5年度 の目標値	該当施策
要介護認定に係る調査票点検実施率（％）	※ 100	※ 100	5-(3)
調査員・認定審査会研修実施回数（回）	※ 6	※ 5	5-(3)
ケアプラン点検実施件数（件）	※ 526	※ 600	5-(3)
住宅改修の着工前点検実施率（％）	※ 100	※ 100	5-(3)
介護給付費通知実施率（％）	※ 100	※ 100	5-(3)

#### (3) 計画の進行管理・評価・公表

計画の進行管理は、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会で実施し、設定した目標の達成状況についての評価及び各種課題の検討を行うものとします。

また、事業評価等の公表については、様々な媒体を活用します。

## 第6章 介護保険サービスの見込み

### 1 高齢者数・認定者数の見込み

#### (1) 高齢者数の見込み

住民基本台帳による令和2年10月1日現在の総人口は99,994人、第1号被保険者数は30,541人となっています。

令和5年10月1日の総人口は、97,579人に減少しますが、第1号被保険者数は30,555人とほぼ横ばいとなる見込みとなっています。

区分	第7期（実績）			第8期（推計）			R7	R22
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	(2025) 推計	(2040) 推計
総人口（人）	101,604	100,714	99,994	99,206	98,399	97,579	95,886	82,562
第1号被保険者数	30,297	30,418	30,541	30,547	30,550	30,555	30,566	30,226
前期高齢者	14,360	14,378	14,397	14,038	13,676	13,317	12,597	12,685
後期高齢者	15,937	16,060	16,144	16,509	16,874	17,238	17,969	17,541
第2号被保険者数	32,621	32,429	32,236	31,976	31,717	31,457	28,474	26,072

※総人口は、平成30年～令和2年の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法で計算

※被保険者数は、社人研『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』を基にした地域包括ケア「見える化システム」で推計

#### (2) 要介護（要支援）認定者数の見込み

区分	第7期（実績）			第8期（推計）			R7	R22
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	(2025) 推計	(2040) 推計
認定者数（人）	6,300	6,267	6,247	6,272	6,338	6,394	6,519	7,243
要支援1	764	762	806	780	781	787	797	849
要支援2	798	763	744	767	773	776	788	840
要介護1	1,388	1,393	1,416	1,418	1,428	1,441	1,468	1,609
要介護2	1,035	1,063	984	1,001	1,021	1,033	1,054	1,188
要介護3	806	786	802	807	821	829	847	974
要介護4	753	795	754	762	762	768	787	897
要介護5	756	705	741	737	752	760	778	886
うち、第1号被保険者	6,197	6,160	6,147	6,168	6,233	6,289	6,414	7,158
要支援1	761	754	798	771	774	780	790	843
要支援2	786	748	727	750	754	757	769	825
要介護1	1,368	1,372	1,402	1,401	1,410	1,423	1,450	1,595
要介護2	1,018	1,044	969	985	1,006	1,018	1,039	1,176
要介護3	793	774	785	791	804	812	830	960
要介護4	733	779	743	749	749	755	774	886
要介護5	738	689	723	721	736	744	762	873
認定率（第1号被保険者）（%）	20.4%	20.2%	20.0%	20.2%	20.4%	20.6%	21.0%	23.7%

※第7期（実績）は、住民基本台帳（各年10月1日現在）及び介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

※認定者数は、社人研『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』を基にした地域包括ケア「見える化システム」で推計



## 2 介護保険事業費の見込み

### (1) 介護予防サービス及び介護サービスの見込み

認定者数の推計及び過去の給付実績から推計した介護予防サービス及び介護サービスのサービス種類ごとの給付費、利用者数等の見込みは、次のとおりです。

【介護予防サービスの見込み】		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
①介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	3,291	3,293	3,293	3,293	3,913
	回数(回)	44.1	44.1	44.1	44.1	52.4
	人数(人)	11	11	11	11	13
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	589	1,178	1,178	1,178	1,178
	回数(回)	19.3	38.6	38.6	38.6	38.6
	人数(人)	1	2	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,002	1,081	1,081	1,081	1,081
	人数(人)	9	10	10	10	10
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	106,052	107,426	107,901	109,837	117,072
	人数(人)	270	270	271	276	294
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,957	1,958	1,958	1,958	1,958
	日数(日)	24.8	24.8	24.8	24.8	24.8
	人数(人)	4	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	31,660	31,716	31,876	32,333	34,452
	人数(人)	569	568	571	579	617
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	3,818	4,087	4,087	4,087	4,678
	人数(人)	13	14	14	14	16
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	18,536	17,616	17,616	17,616	19,483
	人数(人)	20	19	19	19	21
介護予防特定施設入居者生活 介護	給付費(千円)	37,218	37,719	37,719	38,361	40,127
	人数(人)	43	43	43	44	46
②地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅 介護	給付費(千円)	18,885	18,321	18,321	18,895	19,896
	人数(人)	24	23	23	24	25
介護予防認知症対応型共同生活 介護	給付費(千円)	8,642	8,647	8,647	8,647	11,529
	人数(人)	3	3	3	3	4
③介護予防支援	給付費(千円)	35,844	36,018	35,751	36,284	38,681
	人数(人)	673	676	671	681	726
合計(介護予防サービス)	給付費(千円)	267,494	269,060	269,428	273,570	294,048

【介護サービスの見込み】		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
<b>①居宅サービス</b>						
訪問介護	給付費(千円)	610,917	631,216	640,473	622,205	703,835
	回数(回)	17,709.8	18,334.1	18,608.8	18,017.3	20,396.5
	人数(人)	684	702	710	702	788
訪問入浴介護	給付費(千円)	20,095	20,425	20,425	19,481	23,111
	回数(回)	146.4	148.8	148.8	141.9	168.3
	人数(人)	34	35	35	33	39
訪問看護	給付費(千円)	153,199	160,433	163,207	156,941	179,655
	回数(回)	2,026.5	2,125.0	2,161.9	2,074.9	2,375.0
	人数(人)	295	308	313	302	345
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	12,069	12,359	12,666	12,375	13,623
	回数(回)	369.8	378.6	388.2	379.4	417.7
	人数(人)	30	31	32	31	35
居宅療養管理指導	給付費(千円)	27,538	28,713	29,261	28,305	32,189
	人数(人)	443	462	471	455	518
通所介護	給付費(千円)	756,694	796,013	819,986	808,556	911,066
	回数(回)	8,593.9	9,007.4	9,263.9	9,178.6	10,315.6
	人数(人)	806	842	865	859	964
通所リハビリテーション	給付費(千円)	463,222	487,363	495,474	487,053	547,974
	回数(回)	5,052.9	5,288.9	5,368.2	5,316.4	5,959.7
	人数(人)	640	668	678	672	753
短期入所生活介護	給付費(千円)	220,352	225,142	228,560	219,960	248,893
	日数(日)	2,212.4	2,252.7	2,286.7	2,209.5	2,496.6
	人数(人)	250	254	258	250	282
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	69,933	72,975	75,180	72,267	81,897
	日数(日)	501.3	523.0	537.9	518.7	587.2
	人数(人)	79	82	84	82	92
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	209,647	223,240	228,208	221,466	251,249
	人数(人)	1,557	1,650	1,687	1,657	1,867
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	8,923	9,637	9,637	9,248	11,025
	人数(人)	25	27	27	26	31
住宅改修費	給付費(千円)	17,509	18,269	18,269	18,269	19,917
	人数(人)	23	24	24	24	26
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	637,231	649,056	655,012	671,592	756,823
	人数(人)	281	287	290	297	334
<b>②地域密着型サービス</b>						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	66,089	66,897	68,031	66,125	75,625
	回数(回)	608.9	611.8	621.0	608.9	690.1
	人数(人)	60	60	61	60	68
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	185,232	193,655	196,757	192,667	215,375
	人数(人)	86	89	90	89	99
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	967,417	967,954	967,954	1,059,473	1,200,760
	人数(人)	316	316	316	346	392
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	249,385	253,944	255,853	258,483	293,977
	人数(人)	106	108	109	110	125
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	327,874	338,901	343,768	340,162	382,842
	回数(回)	3,545.7	3,646.4	3,693.4	3,674.9	4,123.2
	人数(人)	351	360	365	363	407
<b>③施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,355,562	2,404,607	2,455,592	2,453,240	2,793,921
	人数(人)	739	754	770	771	878
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,293,606	1,339,592	1,374,355	1,416,571	1,608,640
	人数(人)	368	381	391	402	456
介護医療院	給付費(千円)	151,145	151,229	151,229	146,891	164,242
	人数(人)	35	35	35	34	38
介護療養型医療施設	給付費(千円)	4,914	4,917	4,917		
	人数(人)	1	1	1		
④居宅介護支援	給付費(千円)	378,651	394,838	398,494	392,984	441,806
	人数(人)	2,272	2,367	2,387	2,363	2,652
合計(介護サービス)	給付費(千円)	9,187,204	9,451,375	9,613,308	9,674,314	10,958,445

(単位：人)

【日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用者数の見込み】 (介護予防サービス・介護サービス合算)								
区分		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	区分	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
東部圏域	認知症対応型通所介護	10	10	10	小規模多機能型居宅介護	18	18	18
西部圏域		9	9	9		17	17	18
南部圏域		8	8	9		15	16	16
北部圏域		10	10	10		18	18	18
中央部圏域		9	9	9		16	17	17
加茂・阿波圏域		4	4	4		8	8	8
勝北圏域		5	5	5		9	9	9
久米圏域		5	5	5		9	9	9
計		60	60	61		110	112	113
東部圏域		認知症対応型共同生活介護	52	52		52	地域密着型特定施設入居者生活介護	17
西部圏域	50		50	50	16	17		17
南部圏域	45		45	45	15	15		16
北部圏域	51		51	51	17	17		17
中央部圏域	47		47	47	16	16		16
加茂・阿波圏域	22		22	22	8	8		8
勝北圏域	25		25	25	8	8		8
久米圏域	27		27	27	9	9		9
計	319		319	319	106	108		109
東部圏域	地域密着型通所介護		57	58	59			
西部圏域		55	56	57				
南部圏域		49	50	51				
北部圏域		56	58	59				
中央部圏域		52	54	54				
加茂・阿波圏域		25	25	26				
勝北圏域		27	28	28				
久米圏域		30	31	31				
計		351	360	365				

## (2) 標準給付費の見込み

介護サービス総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた標準給付費の見込みは次のとおりです。

(単位：千円)

区分	合計	第8期計画期間			R7 (2025)	R22 (2040)
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
標準給付費	30,617,203	9,988,855	10,229,513	10,398,835	10,463,271	11,823,819
介護サービス総給付費	29,057,869	9,454,698	9,720,435	9,947,884	11,252,493	11,252,493
特定入所者介護サービス費等給付費	802,141	284,140	257,227	260,413	288,677	288,677
高額介護サービス費等給付費	620,073	205,007	206,111	208,954	208,667	231,316
高額医療合算介護サービス費等給付費	111,518	36,606	37,200	37,713	37,661	41,749
算定対象審査支払手数料	25,603	8,404	8,540	8,658	8,646	9,585

## (3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

(単位：千円)

区分	合計	第8期計画期間			R7 (2025)	R22 (2040)
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
地域支援事業費	984,769	325,130	328,258	331,382	323,814	313,483
①介護予防・日常生活支援総合事業						
訪問型サービス		45,434	46,460	47,485	43,490	39,814
(利用者数：人)		194	195	196	188	172
通所型サービス		58,694	60,021	61,345	57,062	52,674
(利用者数：人)		166	169	171	160	147
介護予防ケアマネジメント		12,370	12,650	12,929	13,496	13,175
一般介護予防事業		19,967	20,419	20,868	21,783	21,265
上記以外の介護予防・日常生活総合事業		819	838	856	894	873
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業						
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）		105,371	105,391	105,415	104,744	103,578
任意事業		21,680	21,684	21,689	21,550	21,311
③包括的支援事業（社会保障充実分）						
在宅医療・介護連携推進事業		5,225	5,225	5,225	5,225	5,225
生活支援体制整備事業		47,338	47,338	47,338	47,338	47,338
認知症初期集中支援推進事業		2,378	2,378	2,378	2,378	2,378
認知症地域支援・ケア向上事業		3,354	3,354	3,354	3,354	3,354
地域ケア会議推進事業		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

## (4) 保険料収納必要額の見込み

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する第1号被保険者負担割合（第8期計画期間は23%、令和7年度は25%見込み）相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となり、保険料収納必要額は次の計算式で算出されます。

※保険料収納必要額

＝第1号被保険者負担分相当額＋調整交付金相当額

－調整交付金見込み額－介護給付費等準備基金取崩額－保険者機能強化推進交付金等の交付見込み額

(単位：千円)

区分	合計	第8期計画期間			R7 (2025)	R22 (2040)
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
第1号被保険者負担分相当額	7,268,454	2,372,216	2,428,287	2,467,950	2,524,178	3,252,797
調整交付金相当額	1,551,918	506,307	518,495	527,116	530,000	597,581
調整交付金見込み額	2,046,412	694,653	683,376	668,383	649,780	762,513
介護給付費等準備基金取崩額	200,000				0	0
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込み額	110,000				0	0
保険料収納必要額	6,463,960				2,404,398	3,087,865

### 3 第1号被保険者の保険料について

65歳以上（第1号被保険者）の保険料は、市町村ごとに決定し、計画期間中のサービス利用見込み量に応じたものとなり、サービス利用見込み量が増えると保険料は上がるようになります。

#### (1) 所得段階別の保険料率

第8期計画期間においては、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の10段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

本市では国の標準段階に比べて、低所得者層の負担へ配慮した設定としています。

市民税 課税状況		保険料の所得段階設定				
		対象者	国標準		津山市	
世帯	本人		所得段階	保険料率	所得段階	保険料率
非課税	非課税	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税（課税年金収入額+その他の合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下）	第1段階	基準額 ×0.30 (0.50)	第1段階	基準額 ×0.30 (0.50)
		・市民税世帯非課税（課税年金収入額+その他の合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円超120万円以下）	第2段階	基準額 ×0.50 (0.75)	第2段階	基準額 ×0.50 (0.75)
		・市民税世帯非課税（課税年金収入額+その他の合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円超）	第3段階	基準額 ×0.70 (0.75)	第3段階	基準額 ×0.70 (0.75)
課税	課税	・市民税世帯課税本人非課税（課税年金収入額+その他の合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下）	第4段階	基準額 ×0.90	第4段階	基準額 ×0.80
		・市民税世帯課税本人非課税（課税年金収入額+その他の合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円超）	第5段階	基準額 ×1.00	第5段階	基準額 ×1.00
		・市民税本人課税（合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円未満）	第6段階	基準額 ×1.20	第6段階	基準額 ×1.20
		・市民税本人課税（合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円以上210万円未満）	第7段階	基準額 ×1.30	第7段階	基準額 ×1.30
		・市民税本人課税（合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が210万円以上320万円未満）	第8段階	基準額 ×1.50	第8段階	基準額 ×1.50
		・市民税本人課税（合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が320万円以上600万円未満）	第9段階	基準額 ×1.70	第9段階	基準額 ×1.70
		・市民税本人課税（合計所得金額一分離譲渡所得に係る特別控除額が600万円以上）			第10段階	基準額 ×2.00

※保険料率の( )内の数字は、公費投入前の保険料率

**(2) 所得段階別被保険者数**

第8期計画期間における所得段階別被保険者数は、過去3年間の実績をもとに、下表のとおり設定しました。

(単位：人)

区分	第8期計画期間			R7 (2025)	R22 (2040)
	合計	R3 (2021)	R4 (2022)		
第1号被保険者数	91,652	30,547	30,550	30,555	30,226
前期(65～74歳)	41,031	14,038	13,676	13,317	12,685
後期(75～84歳)	31,807	10,287	10,602	10,918	9,541
後期(85歳～)	18,814	6,222	6,272	6,320	8,000
所得段階別被保険者数					
第1段階	12,739	4,246	4,246	4,247	4,201
第2段階	10,631	3,543	3,544	3,544	3,506
第3段階	9,349	3,116	3,116	3,117	3,083
第4段階	7,149	2,383	2,383	2,383	2,358
第5段階	14,940	4,979	4,980	4,981	4,927
第6段階	16,681	5,560	5,560	5,561	5,501
第7段階	10,907	3,635	3,636	3,636	3,597
第8段階	4,674	1,558	1,558	1,558	1,542
第9段階	3,208	1,069	1,069	1,070	1,058
第10段階	1,374	458	458	458	453
合計	91,652	30,547	30,550	30,555	30,226

**(3) 第1号被保険者保険料基準額(月額)の算定**

介護保険料の基準額は、保険料収納必要額に収納率を見込み、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者見込み数で割って年額を算定し、その金額をさらに12で割って月額に換算した額を算定します。

第8期計画期間における第1号被保険者保険料を算定するにあたっては、保険料の上昇を抑制するために、介護給付費等準備基金を活用する予定とします。

以上の結果、第8期計画期間における第1号被保険者保険料の基準額(月額)を下表のとおり設定します。

また、令和7年度及び令和22年度における保険料基準額について下表のように見込みます。

区分	第7期	第8期	令和7年度 (2025) 推計	令和22年度 (2040) 推計
介護保険料基準額 (月額)	5,900円	<b>6,000円</b>	6,700円	8,700円

## 資料編

## (1) 津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則

○津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則

平成14年4月1日  
津山市規則第33号

(目的)

第1条 この規則は、津山市執行機関の付属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）第4条の規定により、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。
- (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営確保に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係機関又は団体が推薦する者
  - (3) 介護保険の被保険者の代表
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境福祉部社会福祉事務所高齢介護課において、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の関係部署の協力を得て処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年2月25日規則第53号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。  
(加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の編入に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される津山市高齢者保健福祉運営協議会委員の任期は、この規則による改正後の津山市高齢者保健福祉運営協議会規則第3条第2項の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。

付 則（平成19年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月25日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成26年6月24日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

## (2) 津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会開催状況

開催日	協議内容
令和2年7月17日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度事業実施状況について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①「地域包括ケアシステムの構築」について</li> <li>②「健康づくりの推進」について</li> <li>③「地域支援事業の推進」について</li> <li>④「高齢者福祉サービスの充実」について</li> <li>⑤「介護保険サービスの充実」について</li> <li>⑥目標設定の達成状況及び実績評価について</li> </ul> </li> <li>・ 地域密着型サービスに関して</li> <li>・ 地域包括支援センターの活動に関して</li> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について (今後のスケジュール)</li> </ul>
令和2年8月26日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険・日常生活圏域ニーズ調査報告について</li> <li>・ 在宅介護実態調査報告について</li> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要</li> <li>・ 第8期計画骨子(案)について</li> <li>・ 第8期計画の構成(案)について</li> <li>・ 包括支援センターサブセンターの体制について</li> </ul>
令和2年10月26日 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症による影響について</li> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)諮問</li> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について</li> </ul>
令和2年12月3日 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①第8期計画(案)の修正について</li> <li>②第8期計画(案)の追加について</li> <li>③答申(案)について</li> </ul> </li> </ul>
令和3年3月25日 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> </ul>



### (3) 諮問書

---

津環社高第1932号  
令和2年10月26日

津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会  
会長 小坂田 稔 様

津山市長 谷口 圭三

津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画（案）について（諮問）

津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画の策定にあたり、次の事項について、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則第2条の規定により諮問します。

記

第8期津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画（案）（別添）

## (4) 答申書

---

令和2年12月18日

津山市長 谷口 圭三 殿

津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会  
会長 小坂田 稔

### 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について（答申）

令和2年10月26日付津環社高第1932号で諮問のあったこのことについて審議した結果、その内容は適切であると認め、次の意見を付して答申します。

#### 記

- 1 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成12年度に創設された介護保険制度の実績と環境変化を分析・評価して3年ごとに見直しを行い、津山市における高齢者を取り巻く諸問題に対応するために策定されるものです。計画の実施に当たっては、当運営協議会の審議過程での意見・提言を十分尊重し、その趣旨が生かされるよう要望します。
- 2 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案に盛り込まれている施策を実施するためには、市民参画により高齢者や住民の意見・要望を反映し、住民自身が施策の円滑な実施に向けて協力することが必要です。市民が積極的に参画できるような環境づくりに取り組むことを求めます。
- 3 住み慣れた地域で生活を継続するためには、高齢者を地域全体で支える仕組みを構築することが必要となります。このため、高齢者をはじめとした地域住民が「我が事・丸ごと」の意識をもち、地域づくりにおいて支え手側と受け手側に分かれるのではなく、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。津山市においては、国の求める地域包括ケアシステムを内包し、加えて、地域の高齢者の様々な課題を、地域住民自らが早期に発見し解決する機能を持った津山市独自の地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域における自主的な活動を各職種が積極的に支援する取組を求めます。
- 4 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療・介護とともに、多様な日常生活支援のサービスを整備することにより、それぞれの地域に適したケア体制が包括的かつ継続的に提供されるよう積極的な取組を求めます。

- 5 いつまでも住み慣れた地域で生活を送るためには、在宅での介護サービスとともに医療サービスも不可欠です。医療ニーズ及び介護ニーズを必要とする高齢者が、人生の最終段階になっても住み慣れた生活の場で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療と介護の切れ間のないサービス提供を可能とする、在宅医療・介護連携推進事業への一層の取組を求めます。
- 6 超高齢社会の中、要支援・要介護状態になった方へのサービスの充実に努めるだけでなく、要支援・要介護状態にならない元気な高齢者を増やすための、健康教育、栄養教育、口腔ケア等の保健事業と介護予防事業の一体的な取組を求めます。
- 7 地域包括支援センターについては、介護保険制度や相談内容の複雑化により、高齢者福祉サービスの総合相談窓口としての役割がますます増大しています。また、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、その中心的な役割を担う必要があります。同センターが公正・中立的立場で、その機能を最大限発揮できるような取組や体制強化を求めます。
- 8 認知症高齢者を取り巻く課題は深刻化しており、引き続き、認知症に対する知識や対処方法の普及啓発に向け積極的な取組が必要です。国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するよう求めます。
- 9 地域において安心して尊厳のある生活を維持するためには、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な高齢者への支援や虐待防止など、成年後見制度を利用した権利擁護の取組が必要です。成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護に関する体制整備を進めることが重要な課題であり、その中心的な役割を担う「中核機関」を設置することにより、施策の推進を求めます。また、虐待防止のための普及啓発や市民後見人の養成・活動支援に引き続き取り組むと共に、津山市権利擁護センターと連携を図り、高齢者の権利擁護に向け積極的な取組を求めます。
- 10 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所や関係機関・部局等と連携した防災や感染症対策を求めます。
- 11 低所得者対策については、津山市独自の保険料段階の設定などによって、低所得者層への負担に配慮がなされていますが、今後も対象者の実態把握に努め、十分配慮していくことを求めます。また、介護給付費等準備基金を有効に活用し、高年齢化に伴い給付費が増加しても、可能な限り保険料の上昇を抑制するよう求めます。

## (5) 運営協議会委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	美作大学特任教授	小坂田 稔	会長
	川崎医療福祉大学准教授	竹中 麻由美	
関係機関 団体推薦	津山市社会福祉協議会	坂手 宏次	副会長
	津山市連合町内会	上高 進	
	津山市民生児童委員連合協議会	高山 科子	
	津山市愛育委員連合会	松本 静江	
	津山市老人クラブ連合会	佐々木 由恵	
	津山市介護保険事業者連絡協議会	福田 哲也	
	一般社団法人 津山市医師会	宮本 亨	
	一般社団法人 津山歯科医師会	神崎 保利	
	岡山県看護協会津山・勝英支部	中塚 直子	
	岡山県介護支援専門員協会津山支部	大塚 愛	
被保険者代 表	加茂地区	中塚 辰男	
	阿波地区	倉持 幸代	
	勝北地区	板倉 智之	
	久米地区	立石 のり子	
	一般公募	応募なし	

【委嘱期間：令和2年6月1日～令和4年5月31日】

## (6) 用語解説

---

### あ行

---

#### ・ N P O

福祉、環境、文化・芸術などのあらゆる分野における営利を目的としない民間の市民活動団体のことをいい、一定の要件を満たし、国や県の認証を受けて法人格を取得し活動している「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

#### ・ オンライン

インターネットを活用した通信のことをいう。オンラインを活用すると、離れた場所でも顔が見える状態で、会話や会議を行うことができる。

### か行

---

#### ・ 介護給付費

居宅介護サービス・施設介護サービスなどの介護給付にかかる費用及び介護予防サービスなどの予防給付に要する金額の合計のことで、半分を保険料、残り半分を公費でまかっている。

#### ・ 介護予防サービス

介護認定の結果、要支援状態と判定された人が利用できるサービスで、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入費及び、介護予防住宅改修費がある。

#### ・ 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の人に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

#### ・ 介護保険施設

介護保険法で規定されている、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設の4施設のことをいう。

#### ・ 介護老人福祉施設

常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護・機能訓練・療養上の世話を受けることのできる施設。老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。

#### ・ 介護老人保健施設

症状が安定している方が入所し、在宅復帰ができるよう、看護や介護リハビリを中心に受けることのできる施設。

#### ・ 介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、日常的な医学管理や看取り・終末期などの医療と、日常生活上の世話などの介護を一体的に提供する施設。

- ・ **介護療養型医療施設**  
急性期の治療を終え、長期間にわたり療養が必要な方が、医学的管理の下に介護や機能訓練を受けることのできる施設。
- ・ **看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）**  
小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせてサービスを提供する。
- ・ **基本チェックリスト**  
要介護（要支援）認定者を除く 65 歳以上の人を対象に介護予防のチェックのために、要介護の要因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの全 25 項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問表のこと。
- ・ **居宅サービス・施設サービス**  
介護認定の結果、要介護状態と判定された人が利用できるサービスで、居宅介護には訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費があり、施設サービスには介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院がある。
- ・ **居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導**  
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
- ・ **ケアマネジメント**  
個々の要援護者の生活状況に合わせて、要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源についてのきめ細かいケアプランを作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組み。
- ・ **ケアプラン**  
一人ひとりの利用者がどのようなサービスを受ければ、自立した生活が送れるようになるかを考えて、様々なサービスを組み合わせて作成する、介護保険サービス利用計画書のことをいう。計画書の作成は、ケアマネジャー（介護支援専門員）が行う。
- ・ **ケアマネジャー（介護支援専門員）**  
要介護者等からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、サービス提供事業者などとの連絡調整を行う職種で、要介護者などが自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人。
- ・ **ケース**  
介護等の福祉分野においては、場合・事例のことをいう。
- ・ **ゲートキーパー**  
身の回りに、うつで悩む人や元気が無くて困っている人などに気付き、支援する人。
- ・ **権利擁護センター**  
認知症や知的障害、精神障害などにより、自分で十分な判断ができない人の権利や財産を守るため、権利擁護の相談や成年後見制度の利用支援などを行う。

## さ行

---

### ・サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

高齢者住まい法の改正により創設された、介護・医療と連携して、安否確認など的高齢者の安心や生活を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のことをいう。

### ・市民後見人

社会の各分野で、様々な経験を積んだ市民が親族や専門職とは異なる市民としての特性を活かし、地方自治体等が行う後見人養成講座などを修了したうえで、市に市民後見人として登録された者。

### ・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に「訪問」、「宿泊」などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援を行う。

### ・シルバー人材センター

概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就労機会の拡大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体のことをいう。

### ・住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を実施したとき、改修費（保険給付対象部分）が支給される。

### ・新オレンジプラン

「認知症施策推進5か年計画」（平成24年9月厚生労働省公表のオレンジプラン）を改め、平成27年1月、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)が策定された。

### ・成年後見

認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人に、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約等の支援を行うことをいう。

## た行

---

### ・団塊の世代

第一次ベビーブームとなった戦後復興期の昭和22（1947）年から昭和24（1949）年頃に生まれた世代。

### ・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の福祉施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを行う。

### ・短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療施設等に短期間入所し、医学的管理の下に日常生活の看護や機能訓練などを行う。

### ・地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの。

- ・地域支援事業

要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を継続できるように介護予防及び地域における包括的・継続的な支援をすることを目的として、平成 18 年度に開始された事業のことをいいます。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成される。

- ・地域包括ケア（地域包括ケアシステム）

国が平成 17 年に定義した言葉で、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を、地域全体で連携して提供していくシステムのことをいいます。

- ・地域包括支援センター

介護保険法に基づき、高齢者の地域ケアの中核拠点として設置され、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者や家族からの総合的な相談や、虐待防止などの権利擁護、関係機関との連携調整などを行う機関。

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要な方を対象として、定員 29 人以下の小規模な施設で食事、入浴などの介護や健康管理を行う。

- ・地域密着型サービス

要支援・要介護認定者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスで、要支援状態の人が利用できるサービスとしては、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護があります。また、要介護状態の人が利用できるサービスとしては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練を行う。

- ・通所介護、介護予防通所介護

デイサービスセンター等の施設で、健康チェック、日常生活訓練、食事や入浴等のサービスを提供する。

- ・通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療施設等で、機能訓練、食事や入浴等のサービスを提供する。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護を行う。



- ・ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護  
有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の入居者に、日常生活上の介護や機能訓練などを行う。

## な行

---

- ・ 認知症キャラバン・メイト  
地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役の人。
- ・ 認知症サポーター  
認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族をできる範囲で手助けする人で、養成講座を受講した人。
- ・ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護  
認知症の高齢者が共同で生活できる住居で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。
- ・ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護  
認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで行う。
- ・ 認知症地域支援推進員  
認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整などを行う人。
- ・ ノルディックウォーク  
2本のポールを使って行う全身運動で、普通に歩くよりも効果的に体を動かすことができる。

## は行

---

- ・ 8020 運動  
平成元年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。
- ・ パブリックコメント  
行政の政策立案過程で市民の意見を募る制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、有益な意見等を考慮し、意思決定することを目的に実施する。
- ・ バリアフリー  
障害者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。
- ・ 避難行動要支援者  
高齢者や障害者、乳幼児など配慮を必要とする人のうち、災害が発生した場合やその恐れがある場合において、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するための支援が必要な人。

・福祉用具貸与・特定福祉用具購入費、介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具購入費  
自立を支援するために歩行器等の福祉用具をレンタルすることができ、レンタルになじまない腰掛便座等については購入費（保険給付対象部分）が支給される。

・フレイル

加齢とともに身体的機能や認知機能が衰える状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

・法テラス（日本司法支援センター）

全国どこにいても誰もが法的トラブルを解決するために必要な情報やサービスを受けられる社会を目指して、平成 18 年に綜合法律支援法に基づいて設立された。

・訪問介護、介護予防訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の介護や家事の援助等を行う。

・訪問看護、介護予防訪問看護

医師の指示に基づいて看護師や保健師が家庭を訪問し、健康状態のチェックや療養の世話を行う。

・訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

移動可能な風呂や巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行う。

・訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行う。

## や行

---

・夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回する訪問介護に加えて、緊急時の対応を行う。

・要介護（要支援）認定

介護（予防）サービスを受けようとする際に、被保険者が要介護者（要支援者）に該当すること、及びその該当する要介護（要支援）状態の区分について市町村の認定を受けること。

## わ行

---

・ワンストップ機能

一度の手続きで、必要とする手続きをすべて完了させられるようにする機能。



第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
令和3年3月

発行：津山市環境福祉部 社会福祉事務所 高齢介護課

郵便番号：708-8501

住 所：岡山県津山市山北520

電 話：0868-32-2070

FAX：0868-32-2153